

## 会

## 議

午前10時 0分開会

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成25年12月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、9番 大黒孝行君であります。

---

### ◎会期の決定

○議長（土屋 忍君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は9日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、5番 鈴木 敬君と6番 岸山久志君の両名を指名いたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長関係について申し上げます。

10月11日、第130回静岡県東部地区市議会議長会が富士市で開催され、私と副議長が出席

いたしました。

この議長会では、御殿場市提出の都市計画法の区域区分（線引き）制度の見直しについて、富士市提出の副反応が多発する子宮頸がんワクチンの精査・検証等について及び熱海市提出の建築物の耐震化の促進についての議案を審議し、可決いたしました。この提出議案3件につきましては、10月31日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

次に、10月31日に第145回静岡県市議会議長会定期総会が浜松市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、会務報告の後、平成24年度会計決算認定及び平成25年度会計補正予算をそれぞれ認定、可決し、さきの東部地区市議会議長会で可決いたしました議案を含む5件の議案を審議の上、可決し、今後の取り扱いにつきましては、会長市であります静岡市に一任することにいたしました。

次に、10月22日に第261回東海市議会議長会理事会が伊東市で開催され、私が出席いたしました。

この総会では、会務報告の後、議案審議が行われ、三重県提出の環境や自然生態系の保全に向けた採石法の充実強化について、岐阜県提出の個別支援が必要な児童生徒を支援するための「支援員派遣事業」の補助制度創設について、愛知県提出の地震防災対策の充実強化について及び静岡県提出の南海トラフ巨大地震対策に関する特別措置法の早期制定についての4件の議案を審議の上、可決し、三重県、岐阜県の議案を全国の第95回評議員会に提出することとし、静岡県の議案を予備議案とすることに決定いたしました。

次に、11月6日、全国温泉所在都市議会議長協議会の第83回役員会が東京で開催され、私が出席いたしました。

この役員会では、会務報告と実行行動について審議し、役員会終了後、温泉所在都市に対する税財政措置等に関する要望書を、総務省、国土交通省等にて関係する大臣、衆議院及び参議院の議員に提出し、要望いたしました。

また、同日、全国市議会議長会の第95回評議員会が東京で開催され、岸山副議長が出席いたしました。この評議員会では、会長提出議案2件及び各部会提出議案18件を審議し、決定いたしました。

次に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

11月12日から13日にかけて総務文教委員会が三重県大紀町の防災対策について及び行政機

関の高台整備についてを視察されました。

11月14日から15日にかけて産業厚生委員会が茨城県大洗町の観光戦略についてを視察されました。

それぞれ視察報告書をお手元に配付しておりますので、ご覧ください。

次に、姉妹都市訪問について申し上げます。

11月18日から19日までの2日間、岸山副議長を団長として、議席番号が偶数の議員5名が群馬県沼田市を訪問し、これから産業振興について及び市の課題についての情報交換を初め、行政事情を視察するとともに、両市の交流を深めてまいりました。

なお、視察報告書をお手元に配付しておりますので、ご覧ください。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

11月6日、広島県東広島市の議員6名が道の駅についてを視察されました。

次に、平成25年度市政懇話会概要をお手元に配付しておりますので、ご覧ください。

次に、今期定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたがので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（遠藤逸郎君） 朗読いたします。

下総庶第159号。平成25年12月4日。

下田市議会議長、土屋 忍様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成25年12月下田市議会定例会議案の送付について。

平成25年12月4日招集の平成25年12月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第61号 監査委員の選任について、議第62号 教育委員会委員の任命について、議第63号 小学校教育用パソコン購入契約の締結について、議第64号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、議第65号 ハリスの足湯指定管理者の指定について、議第66号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について、議第67号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について、議第68号 あずさ山の家指定管理者の指定について、議第69号 下田市交通安全対策推進基金条例を廃止する条例の制定について、議第70号 下田市防災基金条例の制定について、議第71号 下田市緊急地震・津波対策基金条例の制定について、議第72号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、議第74号 下田市職員の給与に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について、議第75号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の制定について、議第76号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第77号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第78号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第79号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第80号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第81号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

下總庶第160号。平成25年12月4日。

下田市議会議長、土屋 忍様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成25年12月下田市議会定例会説明員について。

平成25年12月4日招集の平成25年12月下田市議会定例会に説明員として、下記の者を出席させるので通知いたします。

市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 野田光男、企画財政課長 鈴木俊一、総務課長 名高義彦、市民課長 土屋範夫、税務課長 楠山賢佐、会計管理者兼出納室長 鈴木孝子、監査委員事務局長 峯岸 勉、建設課長 長友勝範、上下水道課長 平山雅仁、観光交流課長 稲葉一三雄、産業振興課長 山田吉利、健康増進課長 平山廣次、福祉事務所長 原 鋼夫、施設整備室長 土屋和寛、環境対策課長 大川富久、教育委員会学校教育課長 土屋 仁、教育委員会生涯学習課長 佐藤晴美。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（土屋 忍君） これより、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告がありました議員は4名であり、質問件数は13件あります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1、下田市新庁舎建設設計画について。2、防災減災の取り組みについて。

以上2件について、1番 竹内清二君。

〔1番 竹内清二君登壇〕

○1番（竹内清二君） 自公クラブの竹内清二です。

議長の通告どおり、趣旨質問を行います。

まず、大項目1点目、下田市新庁舎建設計画について質問させていただきます。

この計画については、市民の皆様からも、また、市外や県外の知人からも予定地の問題について問われる機会が昨今大変多くなってきております。我々議員もこういった疑問に対し、知る得る情報を持ってしっかりとお答えしたいところではございますが、残念ながら我々が知り得る公式情報と報道等で知り得る情報、あるいは市民間で話されている話題に矛盾や相違点も多々見受けられるため、今回はこの点を整理するためにも幾つかの点について質問させていただきます。

まず、本年9月定例会における大川議員の一般質問において、新庁舎建設予定地を来年、26年9月までに決定したい旨の発表が市長からございました。

国の基本計画において、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を、平成15年度の75%から平成27年度末までに9割とする目標を定めた、建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法に準じるところ、それだけではございません。静岡県でも先月、発表されましたアクションプログラム2013において、市町が有する公共建築物の耐震化計画策定の促進を平成27年度末までに100%達成することを目標とすることがうたわれております。

多くの市民が行き交い、緊急時の拠点となるべき庁舎の計画策定は早急に進めるべき案件であることは言うまでもなく、また、平成30年度開所を念頭に考えると、タイムリミットが残りわずかであることは十分想像し得るところであり、市長が掲げる平成26年度9月までの建設予定地決定の方針も大いに理解できるところではございます。

しかしながら、さきに述べましたとおり、情報の錯綜を見る限り、今後のその問題をどうやって議論し、進めていくのかが残り1年を切った現在でも見えておらず、この不透明な状況に市民の皆様からも苦言が聞かれることも多くなっている現状にございます。

そこで、市長にお尋ねいたします。

今後から来年9月までの庁舎建設予定地決定までのプロセスをどう進めていかれるのか、そのワークフロー、いわゆる工程を具体的にお答えくださいませ。

同じく、9月定例会において「外部の専門家からの意見を聞きながら決定したい」とのお話を伺いいたしました。この外部の専門家、これはどのような専門分野の方からお話を伺いするのでしょうか。さきの質問における工程内で、どのタイミングにおいて伺うのかもあわせてお伺いいたしたいと思います。

また、この参考にする意見とは、専門家からだけなのでしょうか。多くの起債も含め、多

額の事業費用を要するこの事業は、多くの市民が興味を持つべき事案でもあり、また、実際多くの市民も大変な関心を寄せております。よりたくさんの市民の声を伺う機会を設ける必要はないのでしょうか。必要である場合は、前の質問でお答えいただいた工程において、どのタイミングで、どのような手法で行うのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、これまで議論、あるいは決定されてこられた事項と市長のおっしゃる一つに絞らない幾つかの工法、いわゆる建設予定地に対する相違点についてお伺いさせていただきます。

平成24年度までに行われました新庁舎等建設検討市民会議では、安全性、利便性、そして経済性、これはいわゆる事業費ですね、この3点について多く議論をなされておりました。特に経済性（事業費）については、当時の会議内では不確定要素も、あるいは公表できない要素も多いため、市民会議の議論内容をもとに府内検討委員会で精査し、検討していただきたいとの申し送りも議事録に残っております。

まずは、当局担当者にお伺いいたします。

当時、建設予定地が敷根公園内、現地の2択として市民会議から申し送りをなされた中で、府内検討委員会ではこの経済性についてどのような議論及び結論をなされたのでしょうか、お答えくださいませ。

また、9月定例会以降提示されました駅ビル案を含む現地周辺4案に関し、特に経済性が今後の検討において大変大きな要素になることと思われます。

9月11日付静岡新聞の記事によりますと、楠山市長は、複合ビル構想が決まった場合、建設費用が膨らむ可能性があることを念頭に、解決すべき事案も問題も多いと述べたとされており、市長自身もこの経済性の検討の重要性を十分認識されていると思われます。

市民会議では、経済性も重要決定要素であると結論されておりますが、現在地以外の3案については、この経済性について議論がなされておりません。しかるに、再度民意を聴取することが妥当であると思われますが、市長はこの3案、ほかの3案ですね、における経済性の民意聴取について必要と思われますでしょうか、あるいは必要である場合、そのプロセスはどのような形で行いますでしょうか。前回の市民会議では、意見聴取をしっかりと行っております。ぜひこの3案についても同じようなアプローチでやるべきではないでしょうか、お聞かせ願います。

次に、市長がおっしゃる幾つかの工法のうち、4案において想定された津波予想浸水域に存することへの懸念、いわゆる防災拠点としての機能と庁舎の相関についてお伺いいたします。

これまで発刊されました新庁舎建設計画に関するニュースレターによりますと、新庁舎等が備える機能について、災害時に業務可能な庁舎を目指すとうたわれております。防災拠点としての機能保全が必須である中、浸水予想域に位置する現地周辺4案は、これが脆弱と思われますが、市長はこの点について「災害対策本部は、夜間や休日などに災害が発生し、瓦れきが堆積し、庁内に入れない場合は一時的に敷根に設け、撤去後に庁舎内に移したい」と述べられております。

しかしながら、これもまた経済性、いわゆる事業費に大変大きな問題が含まれておりますが、この点について、さきの市民会議ではどのような議論がなされたのでしょうか、あるいは議論がなされていないのでしょうか。

また、こういった二重投資となる要素が多く含まれるこの案件ですが、市長がおっしゃる一時的に敷根に設けるために、その敷根に常備する施設、あるいは備品はどのようなものをお考えでしょうか。また、その額はどの程度になるものなのでしょうか。

また、市長がおっしゃる「一時的に敷根に設ける」施設、この箱はどこにあるのでしょうか。どこを示しているのでしょうか。現在、敷根高台に存する公共施設のキャパシティーにおいては限りがございます。緊急時に、そこに部署を構えると考えられるほかの公共官庁が全て収容できるとは到底考えられず、大変危惧されるところではございます。

本年6月定例会にて私が質問した件と重複いたしますが、下田市以外の関係諸官庁との配置割り当てはどのようにになっているのでしょうか、市長がおっしゃる「一時的に敷根に設ける」この施設とともに、その割り当てをお知らせくださいませ。

大項目2番目の防災減災の取り組みについてお伺いさせていただきます。

平成26年度、機構改革により防災課が創設されるということですが、予定されている防災課の人員、担当事務等、詳細についてお伺いさせていただきます。

また、先日開かれた下田市都市計画審議会勉強会において頂戴いたしました資料によりますと、あくまで中間報告となってございますが、都市計画マスタープランにおいて、来年度以降、仮称ではございますが、災害に強いまちづくり事業として庁内各課ごと、あるいは連携した事業に向けた取り組みがなされると伺っております。

市民の皆様が漠然と抱く不安に、いよいよ対策が練られていくんだなと大変大きいに期待するところではございます。現在は、あくまでも中間報告ということであり、決定していない事項も多々あるかと思われますが、現段階でこの事業は何を目的とし、どのような工程で、どのような組織体系で行われていく事業なのでしょうか。また、この事業と新設される防災

課との関連についても、あわせてお伺いさせていただきます。

次に、先日公表されました静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013に対する下田市のアプローチについてお伺いさせていただきます。

南海トラフ巨大地震における予想被害が公表された後、下田市民が漠然とした不安を抱く津波被害、この対策、取り組みについては特に市民要望の多い案件であり、その対策が急務であると思われます。

このアクションプログラム2013は151項目のメニューから連なっております。特に分類Aと言われる新規アクションについて、大変注目がなされておりますが、この分類Aの対策の中から下田市民の要望が強い津波対策に準じるプログラムを抜粋いたしますと、以下の5点のメニューが掲げられると思います。

まず、「津波から逃げる環境の整備」という枠の中から、ナンバー32、新たなハザードマップの整備の促進、同じくナンバー33、災害時における避難行動の理解の促進、同じくナンバー35、津波避難訓練の充実・強化、自主防災組織の強化ということでございます。この3点については、特にソフト整備の充実ということで伺っております。

次に、「津波に備える体制の整備」ということで、ナンバー40、津波避難施設空白地域の解消、ナンバー41、津波避難対策の促進（津波避難施設の整備）ということでうたわれております。

おおよそこの5つのプログラムが下田市民にとって非常に重要な案件であろうかと思われます。この達成目標時期には、そのプログラムによって異なり、また、発表された日もまだまだ先月ということで浅いため、県のほうも、あるいは市がこれから取り組むための要素についても不確定な部分が大変多いかと思いますが、これからプログラムのうち、現在下田市として取り組むことが考えられるこのプログラムはどのようなものがあるでしょうか。その達成目標時期についてもあわせてお伺いさせていただきます。

また、同プログラムに関する県からの公費充当があると伺っております。これについて、どのような規模の財源にて、どのような形で使われていくのかもあわせてお伺いさせていただきたいと思います。

また、先ほど言いました5つのプログラムは、全てソフト事業でございます。しかるに、ハード事業はないかといいますと、しっかりとメニューの中ではハード事業も盛り込まれております。下田市内の海岸各地においては避難場所の造成というものが強く望まれるところでございますが、残念ながら今回のこの151のメニューの中には、この避難場所の造成、整

備というものは盛り込まれておりません。

反面、津波を防ぐハード設備整備として、プログラム内、ナンバー19及びナンバー20において、レベル1、いわゆる東海地震レベルと言われるものですね。この津波に対する津波対策設備、これは海岸と河川と2つのメニューに分かれるんですが、この整備等は加えられており、特に平野部では使いやすいメニューが盛り込まれております。避難する高台の少ない、自然が形成される高台の少ない駿河・遠州地区とは異なり、沿岸部と斜面が密接に連なる下田市、あるいは賀茂地域では、さきに述べたナンバー19、あるいは20のハード施策より高台避難地整備のほうが、より効果的であると考えます。あるいは自然の景観を地域の財産として、これを基軸とした観光産業を主管とする我々この地域には、防災のために海岸線を工作物で覆う施策は大変問題になる点も多いと考えられ、自然との共存を目指すんであれば、ハード整備による防御より避難場所の充実というものを求められるものであります。

こういった地域の特色、特性等、地域住民の強い要望を地方自治体として、地域の自治体として、県のアクションプログラムにしっかりと盛り込んでいただくよう強く働きかけるべきと考えますが、いかがでしょうか。県のほうにしっかりと市としての要望を伝えるべきと考えます。市長の見解をお伺いいたします。

また、県の援助がなき場合、これを市独自で、避難所整備について市独自で行っていく考え方があるでしょうか。その点についてもお伺いさせていただきます。

最後に、下田市内の沿岸地域において避難場所の確保、これが先ほど言いましたとおり、大変重要となっておりますが、プログラム40の中で避難設備空白地域の解消の補完のために、避難場所の安全性、収容人数の精査というのも必要になってくると思います。現在、各自主防の中で行われている人数、避難場所についてしっかりと収容できるかどうか、こういった調査について今後していくかどうか、それについても工程のタイミングとともにお伺いさせていただきます。

趣旨質問は以上です。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、竹内議員のご質問にお答えをいたします。

まず、新庁舎建設計画についてのご質問ですが、定例会や地区懇談会におきまして説明できる部分からお話をさせていただいておりますが、検討や整理が十分なされていない部分もあったようで、混乱を来しているというところがあるようです。

今後、順次わかりやすく説明をされ、進行していきますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

私としましては、敷根の計画に対する代替案となり得る計画案、現在地、駅周辺を候補とした計画案をしっかりと作成すべきである。そして、そのものをもって両案を比較検討し、決定すべきである。また、その間、市民の皆様への説明をしっかりとすべきである。そして、検討において外部有識者の見解を求めるべきである等の考えを持っておりまして、このことを担当課に伝え、作業を進めているところであります。

ご質問の詳細につきましては、担当より説明をいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、防災減災の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

防災力の強化は、大変重要な課題であります。南海トラフ巨大地震・津波に対します被害想定への対応のみならず、近年顕著であります気候の変動によります自然災害に対しまして、多様的、多重的防災対策が求められているところであります。

また、防災対策は早くという短期的な対応から、じっくり、あるいは順次という中長期的な対応と幅広く求められているところであります。これらを執行するに当たりまして、防災の専門の課を設置することが必要と判断をいたしまして、機構改革の1つといたしまして、地域防災課の設置をお願いをいたしているところであります。現在も防災係を充実し、業務を遂行しておりますが、課を設置することにより、ますますの充実を期待しているところであります。

アクションプログラムの計画策定や執行におきましては、その地域の事情や住民の方々のご意見、ご理解を十分把握し、下田市としての防災のまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

ご質問の詳細につきましては、担当課より説明をさせていただきます。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 施設整備室長。

○施設整備室長（土屋和寛君） それでは、私のほうからは議員ご質問の5点だと思いますけれども、その5点につきまして回答していきたいと思います。

まず、1点目の今後から来年9月までという中でのプロセス（工程）をお知らせくださいということです。

今後の予定地決定までのプロセスにつきましては、まず、新庁舎等建設庁内検討委員会に

おきまして、新庁舎建設位置見直しに至った経緯の説明や候補地案について、メリット、デメリット、それから、建設用地としての可能性について資料を提示し、課題等について議論していきたいと考えております。

新庁舎等建設府内検討委員会につきましては、今後も必要に応じまして何回か実施していくとして、専門家等の意見等も参考とし、来年の2月中までには建設予定地をまず1カ所に絞り込んでいきたいと考えております。3月には臨時政策会議におきまして方向性を示し、議会全員協議会におきまして議員の皆様に説明をしていきたいと考えております。4月から5月中旬にかけまして、パブリックコメント等を実施いたしまして、住民意見を聴取をして回答をしていきたいと考えております。また、その時期に住民説明会も1度、下田市文化会館を予定しておりますが、そちらにおきまして結果報告を行っていきたいと考えております。その後、5月中旬に府内検討委員会を開催しまして、そのパブリックコメントの決定経緯、検証を行いまして、建設位置につきまして委員会の方針として決定を新聞等により公表し、ホームページに決定経緯について掲載し、市民の方々に説明をしていきたいと考えております。6月には政策会議を開催いたしまして、住民から聴取しました意見を参考とし、建設位置の決定を行っていく予定であります。6月中旬に府内検討委員会より決定された建設位置につきまして、政策会議により審議し、下田市の方針として決定をしていきたいと考えております。その後、議会全員協議会に位置の決定の報告を行いまして、7月から8月上旬にかけ住民説明会を実施し、位置決定の方針を住民の皆様にご説明をしていきたいと考えております。その後、9月議会の前段になります全員協議会におきまして、住民説明会の内容と、それから、新庁舎位置の方針決定につきまして報告する予定であります。

プロセスについては以上でございます。

続きまして、2点目の新庁舎建設位置に関しまして、どのような専門分野からお話を伺うのか。また、参考にする意見、専門家だけでなく多くの市民も関心を寄せており、よりたくさん市民の声を伺う必要があるとのご質問です。

これにつきましては、専門家の意見というのは構造面と、それから、市街地を中心とするまちなみ形成とか防災面の見地からの庁舎のあり方ということで、うちのほうは解釈しておりまして、まず新たな組織の立ち上げの必要性につきましては、耐火、耐浪、耐震につきましての構造的な面や事業費の検証につきましては、専門的な意見を伺う組織が必要ではないかとのことで検討いたしましたけれども、現在におきましては複数の建設会社等からの構造面での提案、具体的な提案や事業費見積もりにおきまして、ある程度の検証が可能であると

判断いたしました。詳細な図面とか設計書の作成につきましては、位置決定後、基本計画や基本実施設計におきまして具体的に進めていきたいと考えております。

新庁舎が与えます2点目の旧市街地を中心としますまちなみ形成とか、あるいは防災面での見地からの庁舎のあり方についての検証については、来年の1月に実施されます下田市都市計画マスタープラン見直しに関連してご意見をいただいております、まちづくり懇話会での意見、以前も伺っておりますけれども、それらを参考にしながら検討していきたいと考えております。

市民会議での提言書は尊重しまして、3月までに新庁舎等建設検討委員会におきまして、建設位置について絞り込んだ内容を、先ほどの説明でもありました4月、5月中旬にかけて市民へのパブリックコメント等の実施によりまして住民の意見を伺っていきたいと考えております。

続きまして、3点目の平成24年度までに行われました新庁舎等検討市民会議では安全性、利便性（事業費）について多くの議論がされておりました。市民会議の議論内容をもとに府内検討委員会では、この経済性（事業費）についてどのような議論及び検討をされたのでしょうかというご質問です。

平成24年1月23日付で市民会議よりの新庁舎建設位置に関する提言書が提出されたところですけれども、この市民会議におきましては、議員もおっしゃっておりましたけれども、不確定要素に当たります経済性の面について深くは議論されていなかった経緯があります。実際には、平成24年4月11日の新庁舎等建設府内検討委員会におきまして、現在地、敷根公園と、それから、敷根公園の背後地という3案におきまして概算事業費を示して議論された経緯があります。既に基本構想の冊子には、その内容については示されていますけれども、当時は公園背後地によります敷地造成費が多くかかるということや現在地におきます津波浸水を想定としました1階、2階等々をピロティなどとする要因等もありまして、事業費の高い順に挙げますと、現在地、それから、公園背後地、それから、公園前面ということで報告された経緯があります。

それから、4点目になりますけれども、市民会議では経済性も重要決定要素であると結論されておりますが、現在地以外の3案については、その経済性について議論がされておりません。再度意見を聴取することが妥当だと思いますというご質問です。

やはり市民会議等々につきましては、先ほども私も言いましたけれども、経済性（事業費）については不確定要素も多いため、深く論議されていない経過がありました。現在地周

辺におきます経済性（事業費）の検討というのは重要な要素と考えています。計画します庁舎の延べ面積や構造、機能などを検証しまして、概算事業費の算出に取り組んでいるところであります。前段で述べましたプロセスを経まして、来年の9月までには位置について決定していきたいと考えております。

最後、5点目ですけれども、新庁舎が備えます機能について、災害時に業務可能な庁舎であるということが求められています。現庁舎の周辺の4案については脆弱と思われる。それから、瓦れき等が堆積した庁舎に入れない場合、一時的に敷根に災害対策本部を設けるということにより二重投資に当たるとのご質問でございます。

先ほど答弁でもお話ししましたけれども、市民会議におきましては、経済性について踏み込んだ議論はされていないということです。

まず、二重投資となる要素ですけれども、現在、下田市におきましては海上保安部や下田警察署など、大地震災害時におきまして下田市スポーツセンターをそれぞれの災害対策本部として使用する協定が結ばれておりまして、その一環としまして、現在自家発電設備を中心としますインフラ工事が進められておりまして、緊急の対応に備える対策を現在講じているということです。

この設備や機能というのは、現状におきまして早急に必要なものを整備しているものでありまして、新庁舎建設に伴い、その代替機能を下田スポーツセンターに新たに設けるわけではないということになりますので、二重投資には当たらないと考えております。新庁舎には、当然防災拠点は必要でありますし、建設位置が高台でも現在地周辺でも庁舎内にはつくるということで計画を考えております。通常の災害であれば、本庁舎におきまして防災機能というのは十分に発揮できるものと判断しますけれども、千年や二千年に一度の大災害においては、これは上でも下でも2つの防災拠点を有効に利用することによりまして機能が発揮できるものと考えております。

大地震によります津波災害被害におきましては、旧町内や東西本郷地区での瓦れき等の被害というのは、当然これは予想されますけれども、国におきます道路啓開などを優先的に行い、早急の復旧を目指していきたいと考えております。

高台か現地、現庁舎周辺か、まだ決定しておりませんけれども、津波高さが変わってきた中、現庁舎位置におきまして最大6.74メートルという津波は、これは十分精査しなければならないものと考えるところですけれども、市街地の活性化や津波災時におきます東西本郷地区での観光客や市民の避難場所の確保の観点からも、これから十分な論議を経た中で早い時

期に決定していきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） それでは、防災減災の取り組みについての中でも、災害に強いまちづくり事業、仮称の事業につきまして、何を目的としているのかということについてお答えさせていただきます。

災害に強いまちづくり事業につきましては、災害に強いまちづくりを目指すには人命を守ることを最も重視し、地震・津波対策をハード、ソフト両面から可能な限り組み合わせて充実強化することにより、想定される被害をできる限り軽減するという減災を目指すという基本理念から、都市計画マスタープランにおきましては、都市防災復興の方針を3つに定めています。

1つ目は、災害に負けないまちをつくろう、2つ目としましては、災害で一人も死なせないまちをつくろう、3つ目としましては、災害に遭っても、すぐに復旧・復興に取り組める体制をつくろうという3つの基本的な考え方で、このもとに15の基本方針を定めて、現在マスタープランを作成中であります。

事業の実施工程、組織体制につきましては、下田市地震・津波対策アクションプログラムの中で検討されることとなります。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、竹内議員のご質問の庁舎の建設関係に関連するところでございます。災害対策本部を一時的に本庁舎外に設ける場合の設備、備品、あるいはその額ということでございます。

常備することを考えた場合は、初期の災害対策本部の役割といたしまして、情報の収集、あるいは関係機関との連絡ということが重大な初期動作となります。電力確保のための発電機、通信確保のための衛星携帯電話など、無線通信機器がまずは必要な状態でございます。その費用といたしまして、9月定例会において審議していただきました非常用発電機の設置で3,000万円が掲げられております。そのほかに無線通信も含めました通信機器の整備で数百万円はかかると思われます。また、本庁舎と同様に情報管理が必要となりますので、そのためのIT設備が必要となり、その費用につきましても具体的な算出は手元にございませんけれども、数百万はかかると思われます。

次に、一時的に敷根に設ける施設はどこかという点と関係諸官庁との配置割りということで、先ほどの施設整備室長の中でも答弁で一部出てございますが、一時的に敷根に設ける施設とは、現在の地域防災計画におきまして代替の災害対策本部を設ける予定となっておりまます下田市スポーツセンターを地域防災計画ではお示ししてございます。施設内の関係諸官庁との配置割りにつきましては、下田警察署、下田海上保安部、消防本部との四者協議によりまして、下田市が第1会議室及び視聴覚室、下田警察署がアリーナの半分、下田海上保安部が創作実習室、消防本部が第2会議室とアリーナ半分という割り当てとなっております。

次に、防災減災の取り組みの関係でございます。

他課の事業、都市マス等の事業と市民課防災事業との関連ということでございますが、都市マス等の各課取り組み事業につきましては整合性を図りつつ、アクションプログラムの個別の事業について現在、所管課ごとに作業分担をして洗い出し等をお願いしているところでございます。都市マスの中の防災関係項目につきましても、事業内容、取り組みの目標年次など、関係課との調整、整合性を図ったものとしてアクションプログラムに位置づけていく考え方でございます。

次に、現在取り組む予定のアクションプログラムの関係でございますが、目標達成時期、あるいは費用の公費の充当、規模財源についてどのような考え方かというご質問でございます。

県のアクションプログラムは施策目標を6月末公表の時点で、先ほど竹内議員ご指摘の151項目ございました。これのうち54項目につきましては市町が実施主体とされます。取り組み内容につきましては、その中でも津波に対しては、防ぐ、逃げる、備えるの観点から重点施策を選定し、避難対策を軸に避難施設整備の強化などのハード整備以外にも第4次想定を反映した市民配布用のハザードマップの整備、津波避難施設の空白地域の解消といったソフト施策にも取り組む方針でございます。

事業の達成時期につきましては、事業ごとに平成25年度から32年度の達成目標を定めています。この個別の事業について現在所管課ごとに作業分担をしているところでございます。

充当財源につきましても、あわせて精査中の段階でございます。アクションプログラム2013は、今年度末策定に向けて取り組んでいるところでございます。

緊急地震・津波対策交付金の配分関係につきましては、現在進められているアクションプログラム2013の取り組みの中で進める事業ごとに各課との調整が必要でございます。こちらもあわせて検討をしていくところでございます。

次に、避難場所の安全性、また収容人員の精査もアクションプログラムの40、これは県の位置づけの40番でございますが、補完のため必要かと思われますというご質問でございますが、津波による被害を軽減するためには、住民自らの避難行動が最も重要でございます。地域全体でその体制を整えることが大きな課題となっております。そのため、津波来襲時に地域の実情、状況に応じて住民が迅速かつ確実に避難できるように避難対策地域や避難場所、避難路などをまとめた津波避難計画を策定する位置づけになっております。これにつきましては、平成26年度に早い段階で取り組んでいくという考え方でございます。この中で出てきました課題、あるいは空白区域等の問題を整理いたしまして、その中で新たに検討される高台や避難路・避難場所の設定を反映することになるケースもあり得るかと考えております。津波避難困難者の解消に努めることは重要なことと認識をしてございます。

次に、安全な避難地が確保されていない地域に対して避難場所（斜面造成、あるいは避難地）の整備等というお話、それとアクションプログラムに盛り込んでいくことはどうかという、また、アクションプログラムのそのような働きかけをしていくべきではないかというようなご質問でございますが、県のアクションプログラムに盛り込むことにつきましては、県のほうも統一的に県全体のプログラムとして公表して、市町村担当者に説明を加えて取り組むようにということで今、取り組んでいる実情でございまして、この時点で今現在、策定し、公表されているものについての要望つけ加えにつきましては難しいのかなと感じております。

また、静岡県第4次地震被害想定において、地震・津波により被害を受けた避難者数が多くなることが当然予想されますので、現在の避難所では収容できないことが、これは予想を我々もしてございます。

議員ご指摘のとおり、避難所及び避難地を整備することへの対策は急がなければなりません。また、そのためには用地や財産の確保の大きな課題もございます。先月の末に可決、成立をいたしました南海トラフ法の今後示されます補助要綱等、詳細も注視して、いろいろな動向を見ながら検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） それでは、私からは防災減災の取り組みについての中の機構改革についてご説明をさせていただきたいと思います。

本市におきまして東日本大震災以後、防災・減災対策が急務でありまして、大規模災害、あるいは緊急事態の発生時に迅速かつ的確な対応及び関係機関との連携を一層強化するため

に、防災に特化した課を創設すべきであると、そのような考え方、また、議会からもそのようなご指摘をいただいた中、平成24年度に経営戦略会議におきまして、組織機構の改革の見直しが検討課題となりまして、職員によるプロジェクトチームにより検討作業に入ったところでございます。

このP.T.の報告というものが昨年12月に出されまして、まず喫緊の課題、中長期の課題が出されました。その報告に基づきまして、政策会議で25年度の人事異動に向けて、まず防災係を防災係と消防安全係に分割して2名を増強する。また、防災係があった、市民課の奥にあったわけでございますが、その位置を本館の現在の位置に移動し、市民と対応しやすい配慮とする。そのような改革をこの25年4月1日にやったところでございます。

本年度に入りまして、その後も検討を続けていただきまして、人口減少の市の状況にありまして、課を増やさない方針のもとに検討が続けられまして、喫緊の課題の中間報告といたしまして、仮称でございますが、防災課の設置、市民係、健康増進課、福祉事務所の再編、施設整備室の存続、選挙管理委員会を総務課所管とする。このような4項目がまとめられたところでございます。

その中間報告をさらに精査させていただきまして、その結果、政策会議で最終的に検討いたしまして、今回、議案の中で出させていただいている課の設置条例の一部改正を出させていただいているものでございますが、つまり防災の専門の課といたしまして、地域防災課を設置するというものでございます。これにつきましては、課長を当然置くわけでございまして、防災監を兼ねていただきます。人員的には現在と同じ防災係4名、消防安全係3名、計8名の体制を考えているところでございます。

そして、所掌事務でございますが、現在の業務に新たに新型インフルエンザ等の感染症を始めとします、そういう緊急事態への対応をするために関係各課と連絡調整を図る指令塔としての役割、また、災害発生に際しまして速やかに事業の復旧・復興作業をする道筋を示すための事業継続計画、BCPと言われておりますが、それを策定する事務を加える予定で考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

ここで10分間休憩します。

午前11時 4分休憩

午前11時14分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

竹内清二君。

○1番（竹内清二君） 議長、ここからは的確なお答えをいただきたいために一問一答でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） はい。

○1番（竹内清二君） 答弁いただきまして、ありがとうございます。しかしながら、市民の皆様が抱いております疑問等について、余り明確な答えが残念ながら聞くことができませんでした。私の質問内容が悪かったのか、あるいはうまく交わされたのかは別といたしましてす、1つだけわかったことがございます。今後のワークフローの中で、室長のほうから検討委員会から始まる工程についてお伺いさせていただきました。

来年2月までに1ヵ所、そして3月に方向し、その後、パブリックコメントをいただいた後、政策会議等で9月までに行う工程のほうをいただきましたが、残念ながら市民会議で前回お話しされていた中の検討事項が、例えば現在地の建てかえが一番高いと試算されているというものに対して、事務局のほうから経済性については事業費がいくら高くなても、この位置がよい、この程度の金額の違いであれば、この位置でよいといった議論。要するに、金額の差によって、そのメリット、デメリットが分かれるというものを、要は市民会議のほうに投げかけているんですね。今回は、まさに例えば市長がおっしゃる4つの案の中の経済性であったり利便性であったり、デメリット、メリットというのは金額によって、かなり大きく変わる部分ってあると私は思うんですね。

そんな中、府内の中でこういった形で行っていくというものに対しては、この市民会議が出した答え、あるいはこの市民会議の討論の中のものを反映されていないと思うんですよ。あるいはこの中にもう一度、普通で考えればこの中に返すべきであって、その検討委員会の以前で結論を出す前に市民に問うていく段取りが必要であると思いますが、再度質問させていただきます。

この工程の中で市民にゆだねる部分というのは、この公聴、一つの案に絞った中の後の公聴会だけなのでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 施設整備室長。

○施設整備室長（土屋和寛君） 市長の9月議会での答弁というのは、9月までに方向性を示

していきたいというところがあります。この方向性を示していきたいという中で、今後のスケジュールが組まれています。その中には、最終が恐らく9月議会の前段の全員協議会で皆さんに最終的な報告をするということが、されるということが9月の説明という中で示されていると思いますけれども、その日程から換算しますと、当然私が先ほど説明した内容でいかないと間に合わないというところもあります。ですから、これが非常に現在も府内検討会議の中で議論されるという中で、うちのほうも資料をつくって、今後先ほど言いました2月の末までにその位置について、これは決定していきたいということは私、述べたと思うんですけれども、それについては敷根、それから、現在地周辺に4案をうちのほう計画しておりますけれども、その中で当然決定された敷根というのを尊重しなければならないという中で、現在周辺4案について事業費を含めて検討した中で1案に決めて、最終的にはこの2案についてどうしましょうかという意見の中で決めていかなければならないのかなと考えております。

パブリックコメントを4月に予定しております、このパブリックコメントというのは、2案併記でこのパブリックコメントをつくることはできませんので、当然1案に決めるということになりますと、日程的な面からいえば2月中に1案に決定した中で、その後3月に臨時政策会議を開きまして検討し、その後、最終的には全員協議会において皆さんにご報告した中で決めていかなければならないのかなと。その後にパブリックコメントの実施を1カ月、回答に半月ぐらいですかね、予定しております、その中で住民説明会も決定した後に一応設けているんですけれども、そうであると、その住民に対して説明がしていない形になりますので、1回ということで私、申し上げましたけれども、文化会館において4月中に方向性を市民の皆さんにご説明し、意見を伺っていきたいということで考えております。

大変この日程からいきますとタイトな日程で、非常に決定経緯まで含めていろいろな議論をし尽くした中で皆さんにご説明できるような内容という中で決定していかなければならぬというところがありますので、大変重要で、責任があると思いますけれども、一応市長が述べた9月という中で方向性を、もう私も平成23年からやっておりまして、いろいろな中で、いろいろな状況の中で変わってきているというところもあります。ですから、その辺を十分理解した中で、やはりそうは言っても位置について、やはり延ばし延ばしにということもできませんので、十分今後2月までに議論をし、意見を伺うところは意見を伺った中で決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） ありがとうございます。

そうしますと、9月のスケジュールまでに何とか間に合わさなければいけないと、これは十分理解できるところなんです。先ほど言いましたように、平成30年までに県のほうも指針を出さなきやいけない。その中には、設備の位置についてもしっかりと明記しなければいけないという計画書を出さなければいけないということをうたわれておりますので、その部分は非常に理解できます。しかしながら、この9月までのスケジュールというものは、前回その9月、今年度9月に市長のほうから示された案件でございます。

ちょっと市長のほうにお伺いさせていただきたいんですけども、この9月までのスケジュールを守るがために、市民の皆様への議論ですね、意見聴取というものをちょっと差し置いていくようなスケジュール体系に見受けられるんですが、その点について市長は違和感は持たれていないでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 今日、施設整備室長から示されましたプロセスにつきましては、今、議員がおっしゃるように9月決定ということから逆算して、無理無理に決めたというふうなことではありません。

先ほども私はお答えしましたけれども、まずはその敷根の計画に対する代替案となる計画案、現在地、あるいは駅周辺を候補としたこの計画案をまずしっかりとつくるということ。それから、そのものを持って両案をきっちりと検討し、対比していくということ。そして、その間に市民の皆様への説明をしっかりとすること。それから、検討において外部有識者の見解も求めていく。それと、先ほど言いましたが事業費案は重要な要素でありますけれども、事業の事業効果というようなものを含めて検討する。そういう中で住民の皆さんのご意見というのは当然聞かなきやいけないと思いますが、先ほど言いましたように、府内検討委員会で、まずしっかりとした形で検討し、絞り込んでいくという、そして、まだ決定ではありません。その絞り込んだものの中で全員協議会の中で議員の皆さんにも検討いただく、あるいはパブリックコメントまたはそれと一緒に住民の説明会というものを開催をして、そういう中でいろいろご意見、ご提案をいただくと、そういうものを踏まえて、その後に決定を、最終決定をするということになりますので、その中で十分住民の方のご意見も把握できるというふうに判断をいたしまして、このようなスケジュールをつくらせていただいたところであります。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） ありがとうございます。

市民の説明というまでは行くにしても、市民の聴取というところであれば、前回の市民会議のような、要するに公式な議論の場所というものがなかなかつけてない、それはスケジュール的にもつくれないというものも理解できます。しかしながら、前回の行ったこの市民会議の経緯を見ますと、前回は事業費というものをある意味抜きにした形での議論が進んでいるんですよ。今回非常にその事業費、経済性というものが重要視されている中で、新たな側面、要するに議論の余地というものがある中で、前回ここまで煮詰まった議論の先に何があるのかというものは、私は個人的に知らなければいけないのかな。それをもって、この検討委員会のほうは検討しなければいけないのかなと思います。特に、アンケート、市民アンケートを平成23年度の10月に行った、この結果が高台移転がいいというものが圧倒的に40数%、現地の20何%に比べて倍近くになっているという、その市民のニーズというものをしっかりと再度もう一度反映させるべき案件が、この2案の選択だと思うんですね。

もう一つは、例えば高台の中でも今回、敷根公園内ということでこだわって市長のほうはおっしゃっておりますが、今、先ほど言いましたとおり、市民の皆様でさまざまな議論がなされている中、高台と言っても、こういった場所もあるんではないかという非常に画期的な意見というものもあると思います。そういう意見をしっかりと聴取する時間というのも、この1年足らずの中でできる機会があれば、市民の方々から聴取するのも行政としてのチャンスだと思うんですが、そういう意見の場所というもののないでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 市民の方々にはいろいろなご提案やアイデア、あるというふうに思います。ただ、私もこの問題に関して、どこまで戻るのかということですが、これは以前から言っておりますように、市民会議の中でいろいろ論議をされ、2案として出されたという状況があります。その2案と出されたというところ、そこからスタートすべきかなというふうに私、思っておりますので、また改めていろいろな候補地を並べる中で、もう一度ゼロからいろいろ市民の方のご意見等を伺って、決めていくという作業は私としては今のところ考えてはいないところであります。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君）　おっしゃいましたこの2案というものの中に、市長がおっしゃる駅ビルというものは含まれてないんですよ。一切それについての議論もなされておりませんし、あるいは駅周辺に高いビルをつくるというもの、議論も全くなされていないのがこの市民会議の議事録なんあります。ここの部分が案として、もし盛り込まれれば、どういう答えが出るか。それは市民の方々に直接聞いてみたいと思わないんでしょうか。いかがでしょう。

○議長（土屋　忍君）　市長。

○市長（楠山俊介君）　この現在地という案であったことは認識をしております。私としては、私の勝手な解釈というふうには私は思いませんけれども、そういう形の中で現在地という中で、現在地周辺というふうな形で、そういうふうに解釈すれば駅周辺に建てるということも一つの、ただ、これは現在地ということの一つの大きな規定要因になったのが、仮庁舎の問題というようなこともありましたんで、そういう意味からすると現在地周辺ということになれば、現在地と同じような利便性なり要件を持っていて、そういうことになると、現在地からちょっと離れることで仮庁舎の問題は解決するのかなというふうなところがあります。私としては現在地周辺というような解釈の中で駅の土地を候補にも挙げさせていただいたというところあります。

○議長（土屋　忍君）　竹内清二君。

○1番（竹内清二君）　ありがとうございます。

市長のおっしゃる、そのこの現地イコール駅周辺、あるいは駅ビルというものが、この時点で議論なされていれば全くもってそのとおりだと思うんですよ。この時点では、その案が一切ない中で市民の皆様に問うております。そして、市民の皆様が出した答えというものをもとに庁舎検討委員会を行い、結論を出した。市長が戻る部分というのが、この決定事項だということであれば、新たな案というものは出てこないのが筋だと思うんですね。

私は、現地に建てられる推進派の方々とも大変議論をさせていただきました。現地に建てるメリットというものも非常に理解できるところでございます。ある意味、この市民の皆様に、市民会議の皆様にそこのメリットというものをしっかりと問うていれば、また違う結果も出ているかもしれない。しかるに、私はこの案、非常に時間と皆様のお時間と知恵を拝借した、この崇高な考えをもとに今まで庁舎検討委員会等々も進んでこられましたが、ここまで白紙撤回、あるいは新しい、すばらしい意見が出されたのであれば、再度こちらの市民会議等に差し戻し、あるいはこの案を尊重しながらも第3の案、第4の案という形での構築をする時間は、この1年の中で十分できると思うんですけれども、あるいは時間にそこは区切

る必要があるんでしょうか。私は、そこの議論の充実性というものを求めべきであると、市民の総意であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 決定を9月ということにしましたが、これはまた、先ほど言った30年の解消の時間軸もありますし、都市計画マスターPLANとの作業との整合性というようなものもありますので、ただ、意図なく決めた9月という状況ではありません。ですから、その時間を守って前へ進めていきたいという思いはあります。そういう限られた時間というのも確かにあります。

そういう中で、先ほど議員のおっしゃる市民のご意見をどこまで聴取できるか、把握できるかということですが、先ほど言った作業工程の中で私としては十分できるんではなかろうかというふうに思っております。

それと、どこまで戻るかということですが、これは先ほど言いましたように、現在地に建てられるということのいろいろメリット、デメリット等あると思いますが、それと現在地周辺というような解釈をさせていただいて、駅周辺というようなことになったとしても、私としては大きな差異はないんではなかろうかというふうに思いまして、そういう意味で駅というものが市民会議のときに候補として出ていなかったので、また、市民会議を再開して、そこで論議をスタートすべきだというふうには今のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） では、どこで市民の声を聞くんでしょう。市長のおっしゃるほかの3案、市民会議で求められていなかった、ほかの3案について市民は一切議論がなされないまま、このまま進んでしまうこの工程について、私は甚だ疑問を感じざるを得ません。当初でも21億円のうち9.5億円を起債を起こすという、市民の借金を多く残す事業であります。市民の皆様から、ただ、市庁舎を建てるという一つの箱をつくるというものに興味がなされない方々もいらっしゃるかもしれません、大変多くの予算を使うという大きなプロジェクトでございます。これについては慎重に進めざるを得ないと考えますが、ほかの3案について、この市民の皆様が入る余地がないというものについて私は十分苦慮する部分ではあるかなと思います。

私思うに、この市民会議を、意見を、あるいは結論を全く度外視した形での進み方をされている。でも、市長の思われるその市長、ほかの3案のメリットというものを十分理解して

いる立場として物を申させていただきますと、再度これを白紙撤回を行い、もう一度、皆様に問う機会を与えるべきであると考えますが、再度お尋ねいたします。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 先ほども言いましたように、まず、現在の計画となっています資金案の計画案に対するきっちりとした代替案として示される計画をつくるというところがありまして、今そのものを府内検討委員会でいろいろ多角的に検討しているところであります。そして、そのような案がしっかりとできましたら、それをもって両案対比をし、きっちり1本に絞っていくという作業があると思います。その絞っていく作業の中で決定という状況ではなくて、そういう絞った状況の中で市民の皆さんにパブリックコメントを求め、そして、住民の皆さんに、市民の皆さん説明会を求めてということの中で、その場でいろいろご意見を伺うこともできると思います。またそして、それを受け、そして最終的に決定をしていくということになりますので、私としてはパブリックコメント、また住民説明会の開催、そして、同時にそこにあります全員協議会で皆さんにいろいろご意見をお聞きするという、そういうふうな中で私は民意の聴取というのは図れるのではなかろうというふうに理解をしているところであります。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） なかなか1カ所に絞った中でのパブリックコメント、これは当然パブリックコメントをとるには、そういう手順を踏まなければいけないんですけれども、それについて代替案を出すということについて、市民の皆さん意見を聴取するという機会にはなかなかならないと私は思います。しかしながら、市長がそこまで、この機会で全ての市民の皆さん声を聞いて、しっかりと市民総意の市庁舎をつくるという決意を今、発表されておりましたので、私はその言葉を信じて、この工程の中で市民の皆さん声を、あるいは違う案、第3の案、すばらしい案をしっかりと聞いて、それを公式な討論にのっけるという段取りを踏むことを期待しまして、この庁舎建設計画についての質問については、これで閉じさせていただきます。

防災減災の取り組みについて、先ほどお答えいただきましてありがとうございました。

再度ちょっとこの点で、新しい課の組織体制であったり今後取り組むべきことというものについて、まだ決定事項が少ないということで協議している最中であるということで、なおかつ市民課長からの答弁の中で、相当懸案事項というものを認識されているという中で、そ

れについて解決策をこれから講じていくということを聞かせていただきましたことは、非常にありがとうございました、また市民の不安に対する一つの一助になるんじゃないかなと思われております。

1つだけちょっと疑問といいますか不明確だったのが、高台への避難所の建設設置について……

○議長（土屋 忍君） 3分前です。

○1番（竹内清二君） はい。特措法等のメニューも鑑みながらしていくということをお伺いしました。おおよそこれがある程度、25年度中に国のはうからの政策が示されているかなと思うんですけれども、これが先ほど言いましたとおりない場合、メニューの中にはない場合、自主財源の中でこれを講じることができるかどうか、できるように私はするべきではなかろうかなと思うんですけれども、そこら辺の方針というものが、もしありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、最後に竹内議員のはうから言われています国のいろいろな特措法絡みの詳細なものがメニューに合致ができない場合、あるいは採択に難しいような状況のケースの場合につきましては、今、県のはうもアクションプログラムの中で金額的なものも示して、本年度から県のはうも32年度まで、平成32年度まで10年間のスケジュールをということになっていまして、それにかかわる前半戦の財源として、ご存じのように交付金、一括交付金の形で3年分を前倒しという話でありますので、この3年分では到底、その先の中期、あるいは長期の計画も市町村にとっては非常に不安な、財源の裏づけがありませんので、我々としても市長等を通じまして県のはうに次の予算の増額、3年間では困るよと、こういう話はしていくつもりでございますので、県のはうも全部の市町村のメニューが出そろって、それに対して必要なときにはまた、増額も視野に入れているというような県庁に行ったときの県の危機管理監のお話がありましたので、その辺を注視して確認をとって、できる限りいろいろな情報については最大限のアンテナを張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） ありがとうございます。

今の答弁、力強い答弁ではございましたが、反面、返せば市の財源、単独ではなかなかできない現状にあるということも認識できました。非常に厳しい財源の中で億単位の金額がか

かる避難所の整備というのものは、なかなか難しいということも認識しておりますが、やはりそこは市民のニーズというものがそこに多くあるということも理解していただき、また、総務文教委員会さんで行かれました大紀町においては、市の支出のうち10分の1は必ず防災に扱われ、そして、ハード整備というものの充実化を20年をかけて行ってきたという歴史もあるとお伺いしております。

下田市がこれから取り組まなければいけない施策というものは、単年度や二、三年でできるものではなかろうかと思いますが、しっかりとそこ辺を注視した中でしていく長期的スパンな考え方必要でなかろうかと思います。あるいは、先ほどの質問にありました新庁舎の建設費用というのも、場合によっては大きく膨らんだり小さく膨らんだりする。ケース・バイ・ケースによって、もしかしたら10億分かかる費用を避難所1つ持つていけば、避難所が二、三個つくれる可能性……

○議長（土屋 忍君） 1分前。

○1番（竹内清二君） というのも考えられます。こういった大義的な部分、大きなスケルメリットの中で議論というものは、庁舎建設と避難場所の整備というものをあわせた形で議論をされていくものでなかろうかなと思います。残された9月までの議論の中で、果たしてそれがしっかりとできるかどうかはまだ矛盾しているものかと思うんですけども、まだまだあと10カ月もあるという意識の中で職員の皆様、担当課長、担当課を超えた皆様の総意というものを市民に示していただいて、防災に強いまちづくりを目指していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（土屋 忍君） これをもって、1番 竹内清二君の一般質問を終わります。

次は、質問順位2番。1、市長の政治姿勢について。2、行財政改革について。3、生活基盤の整備について。4、防災について。5、教育行政について。

以上5件について、12番 増田 清君。

[12番 増田 清君登壇]

○12番（増田 清君） 6年ぶりの質問でございまして、項目が多くなってしまいました。明確な回答をお願いをいたします。

庁舎建設につきましては、竹内議員がるる質問をいたしました。本日は災害を受けてからちょうど1,000日でございます。やはり我々は、あの3月11日のテレビを見た、あの状況をしっかり頭の中に入れて庁舎の問題を解決していかなければならぬと、そう思いますので、

今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

ということで、私は今回は市長の政治姿勢、特に観光政策についてお伺いをしたいと思います。

市長は昨年7月に就任され、下田市の基幹産業である観光には特段の政策をお持ちではないかと思います。1年が過ぎようとしておりますが、市の状況も市長になられる前と認識は変わってきたのではないでしようか。

昨年9月議会において、小泉議員、鈴木議員が関連の質問をされております。市長の答弁では、「近隣の市町との連携は大変重要であると考えている」とのことです。例えば、隣の南伊豆町では石廊崎の民間観光事業者との間で買収問題が和解し、伊豆半島の観光地として今後の来誘客誘致が期待されるところであります。

また、2015年には東京から約2時間半で行ける金沢の北陸地方への新幹線、その翌年に開通する東京から函館まで延びる新幹線など、交通網の整備により大きく国内の観光環境の変化が見られるのではないでしようか。これらの対抗観光政策は非常に難しいことだと思います。また、伊豆にとっての朗報は来春、伊豆縦貫道が沼津インターから函南まで開通することにより、東名高速道路より南伊豆地区への時間短縮、来年度高速道路料金割引が減額され、遠方から比較的近い観光地への傾向があるんではないかと予想をされます。

昨年9月議会で「下田市・賀茂郡を1つとした観光戦略を早急に展開する必要がある」と答弁されております。

そこで、市長の具体的な実行に向けた観光政策をお伺いいたします。

また、将来に向けた観光戦略には我々議員も過去、観光客誘致へ向けたアイデアを幾つか前市長には提言をしてまいりました。その中で、東京に下田市単体か、もしくは賀茂地域市町で職員を派遣を要請いたしましたが、財政問題で却下されてしましました。我々平成20年2月に数人の同僚議員とともに勉強会として、東京にある都道府県会館に静岡県東京事務所を訪問し、当時の渡辺所長より静岡県の東京事務所の主要な戦略等について話を伺う機会がございました。その中で所長より、下田市の職員を東京事務所に派遣し、PR活動したらどうかというお話がありました。これらについて市長はどうお考えであるかお伺いをいたします。

次に、ホテル・旅館の耐震診断についてお伺いいたします。

平成25年11月25日、1982年（昭和57年）以前に建てられた不特定多数の方が出入りする大型施設、5,000平米以上で3階以上の建物に対し、耐震診断報告義務を課した改正耐震改修

促進法が施行されました。今月の11月6日に県内ホテル・旅館の関係者約100人の方と県の担当部長らで意見交換を行い、県は15年度末の耐震診断の進みぐあいを踏まえ、公表時期を判断するとしております。下田市では、対象建物の2施設が未耐震診断と聞いております。県では関連の補助金として約1億3,000万の予算が計上されております。下田市の今後の対応をお伺いをいたします。

次に、小規模なホテル・旅館または民宿等への市としての対応についてお聞きします。

本来これらは防災対策として取り上げなければならない問題ではあると思いますが、今後、観光地として大きな問題に発展していくのではないかと危惧されており、観光関連で質問させていただきます。

対象施設に当たるまらない建物についての今後の計画など、国、県においては、まだ対策は発表されておりませんが、下田市として観光客に安全・安心をいかにPRしていくかが課題となります。これら観光政策についての考え方をお伺いいたします。

次は、まちづくりについて市長の目指すまちづくりとはということでご質問をいたします。

観光政策もまちづくりの一環ではありますが、具体的な政策をお聞きいたします。

下田市の人口も約2万4,000人となる昨今であります。市民税も年々減少し、納税者の6割が年金受給者となっている現状、商店の廃業も増えております。商工会議所も補助金頼りの事業が多くなり、自主的に下田市内の経済を活性化しようとする気持ちが薄くなっているんではないかと感じるこの頃であります。

昨年9月の議会での答弁で、小泉議員の質問に対し、「一番必要なことは計画にとどまらずアクションプランをつくり、具体的に実行していくことが大切」と答えて、「短期的なものは早急に実行していくことが必要」とも答弁をしております。抽象的な表現でなく、具体的な中長期的に向けたまちづくりの実行についてお伺いをいたします。

次に、環境問題でございます。

伊豆新聞等で、大伴産業の最終処分場周辺などに過剰搬入された廃棄物の行政執行による撤去を県に要請したとの記事が26日の新聞にございました。我々も過去、県当局に対し、口頭で要請をしてきた経過があります。22日の全員協議会で報告すべきではなかったのかと考えます。今回どのような事情、あるいは経過で要請をしたのか、また見通しについてお伺いをいたします。

次に、行財政改革についてお伺いいたします。

今年度の市政懇話会の資料にもあるように、「財政状況について厳しい状況に変わりはない

く、今まで以上に歳入確保に努力し、行財政改革にも取り組んでいく」としております。財政では「入りを増やし、出を少なくする」ことで言うことは簡単ですが、行うことは難しいことあります。

平成24年度議会決算特別委員会報告にあるように、先ほども述べさせていただきましたが、過去5年前より、市税は約3億4,300万円減少し、昨年23年度対比1億1,600万円の減ります。増えたのは軽自動車税2,900万円、たばこ税990万円であります。決算委員会での市の財政運営は30年前から、どちらかといえばその場しのぎの状態ではなかったのかと関係職員が感想を漏らしておりました。過去を振り返れば、私が議員になり、質問した市民文化会館の建設関連では、当時の池谷市長は、建設費の関係で完全防水構造になっていないということで、補修工事等が建設後10年経過した頃から約2億円、ベイステージも完成後の運営は十分採算が合うとのことでしたが、結果的には毎年約2,000万弱、10年間約2億円以上の財源が必要となっています。

市税などの収入が当面増えない状況下で、支出をいかに減らすかしかありません。その中で、ルール上で見直しをしていかなければならない事業があるのではないかと考えられます。例えば社会福祉法人への介護施設の土地借地代の市からの支払いの見直しの検討です。建設当時、施設の土地は国、県の指導で市町で用意することでしたが、下田市は民間病院、医療法人ですが、経営する社会法人が自費で土地を確保し、特別養護老人ホームを経営したいとのことで、現在、吉佐美にある施設の土地の借地を地権者にお願いした経緯がございます。

市では、現在運営している社会法人が経営し、借地代は市が払うとして年間約600万円、今、地主に直接支払いをしております。建物の構造から約30年とすれば、1億8,000万から2億円が必要でございます。財政厳しい中で、これでよいのだろうかといろいろ考えましたが、社会福祉施設は選定基準が静岡県内の社会福祉法人であり、病院の社会福祉法人は県外にあり、選定基準に適合されていなかったのかと思われます。

この病院の医療法人は、その後柿崎に看護学校を開設し、特別養護老人ホームは断念し、同じ柿崎に土地を購入し、老人保健施設を開設し、現在に至っております。老人保健施設も土地は自治体が用意し、借地料を負担しているのが実情ではないかと思います。最近これらに矛盾を感じ、県の担当者に市が負担をしなければならない理由を尋ねましたが、そういう事実を幹部は把握していないようありました。

財政面ばかりでなく、自治の公正、公平の立場から是正していかなければならぬと思いますが、お伺いをいたします。

次に、外ヶ岡交流拠点施設、通称ベイステージの起債償還後の施設運営についてお伺いいたします。

通称ベイステージの建設費の借り入れ返済の見通しもつき、当初よりの計画であったこの施設の一般会計よりの拠出なし完全自主運営が必要であります。

施設の用途については、国よりの補助金の関係で自由に使えるのはいつになるのか、また、用途について検討する時期が来ているのではないかと思いますが、お伺いをいたします。

次に、公共施設の維持管理についてお伺いいたします。

余り使われていない建物についてのその管理についてお伺いいたします。

市では、寄贈を受け、給食センターにする予定であった東京都立両国高校下田寮の土地・建物、海上保安庁からの元白浜水路測候所の土地・建物、また、元樋村医院の土地・建物、そして、学校施設として浜崎小学校敷地内にある、消防関係の倉庫として使われている建物、また、同じ敷地内に使われていないもう一棟の建物がございます。両国高校跡建物は市の倉庫として屋内にいっぱい、いろいろなものが置かれておるのが現状であります。建物をいただいても、よほどの利用価値がなければ先々財政に影響が及んでくるのが現実であるんではないかとな思います。

澤村邸の件で実績がございますが、そこで今後、指摘してた3つの建物利用についてお伺いいたします。

また現在、浜崎小学校敷地にある指摘した建物の管理はどこで行われて、安全は確保されているのかをお伺いいたします。

次は、認定こども園の財政的効果についてお伺いいたします。

約10億円をかけた認定こども園が来年4月に開園となります。幼稚園、保育園の統合による教育・保育の充実が期待されておりますが、9月議会において幼稚園教師、保育園保育士の削減は難しいとの説明があったと記憶しております。

財政面から現況の運営と比較し、起債の償還、建物・工作物の償却、そしてまた人件費などを考慮し、どの程度の改革ができるかお伺いをいたします。

次に、生活基盤の整備についてお伺いいたします。

稲梓、南伊豆への新規道路の計画について。

11月22日の全員協議会において、下田市稲梓地区から南伊豆への道路、(仮称)一条・稲梓道路建設促進期成同盟会の設立について説明がございました。来年1月16日に発足会を開催することあります。

下田市としては、生活道路または災害時の避難道路として、大沢地区を通る路線を検討すべきだと思いますが、どうお考えなのかお伺いをいたします。

次に、伊豆縦貫自動車道建設促進についてお伺いいたします。

議長とともに、我々下田市の自民党系議員を初めとする賀茂地区自民党市町の議員を中心に総勢40名で11月25日、国会に要望活動を行いました。国交省OBの参議院議員、地元国会議員、そして国交省沼津工事事務所の所長より、今後の課題として、天城峠区間の事業化について説明を受けてまいりました。天城湯ヶ島インターチェンジから河津町梨本、約18キロ間であります。早期事業化を要望してまいりましたが、今後、近隣の町と共同して市民運動を開展することが必要と考えますが、市長にお伺いをいたします。

また、来年4月頃に着工となる河津町逆川地区より梨本方向へのトンネル工事により、市民への実現に向けた影響があるんではないかと思います。昨年、市民文化会館で開催しましたように、やはり大会等は大変大切であると思いますが、これも市長にお伺いいたしたいと思います。

次に、水道事業についてお伺いします。

最近、稲梓地区の須原で水道の接続、私の大賀茂の地域でも未接続地域への事業を開始しました。市内では配水池より高台にある世帯が多くあると思います。そういったところは当然加圧設備により行わなければなりませんが、集団で資金を集め、市の水道に接続したのに加圧しなければならない世帯があると思います。

こういう接続、難しいところに対する世帯への対応はどうしているのか現状と対策をお伺いいたします。

次に、地籍調査についてお伺いします。

東北地方の市町では、東日本大震災による津波被害で町の再建に、土地の境界確認ができないということで手間取っているとのことであります。国道交通省は今年の夏の調査で、土地を1筆ごとに測量して面積や境界を明確にする地籍調査の全国の進捗状況を今年3月末時点で50%と発表いたしました。静岡県は1951年の調査開始から60年以上たちますが、24%の発表がございました。所有者の立ち会いが必要なため、時間がかかる上、実施する市町の人員不足もあり、取り組みが進んでいないというのが実情であるとのことあります。境界が不明確だと地震や津波で被災した後の復興の障害になり、下田市においても来年度から調査を開始することあります。

どのような地籍調査、またその進捗率は現状ではどの程度なのか、何年計画で行うのかも

お伺いをいたします。

次に、防災についてお伺いいたします。

竹内議員が質問し、重複する点があるかと思いませんが、11月22日に南海トラフ巨大地震対策特別措置法が国会で成立しました。

この法律は、地震の発生により被害が予想される地域を津波避難対策特別強化地域に指定され、避難タワー整備などの計画をまとめ、国が費用に一部を援助、強化地域では、住宅と学校福祉施設、病院など、高台への移転に国が用地造成費の4分の3を助成するものであります。今後、下田市でも検討課題であります。

市では、今年度末までに防災計画を見直し、改定作業を進めているとのことでございますが、現在その進捗状況はどうなっているかお伺いをいたします。

竹内議員の質問にもございましたけれども、静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の事業についてお伺いいたします。

市政懇談会で防災まちづくりについて説明されておりますが、災害から生命・財産を守ることができるか、安心・安全をいかに市民に提供するかが行政の責務であります。県では、今後10年計画を立て、アクションを起こすことありますが、そのハード面についてお伺いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

全国学力テスト小学6年国語Aの公表問題についてお伺いをいたします。

静岡県では、知事が公表する意向を示し、新聞、テレビ等のメディアでも大きく報道し、慎重意見の県教育長との認識の違いがございました。10月に文部科学省の調査で、市町村教育委員会が学校別に公表できるようにすることが望ましいとする都道府県の知事と教育委員会が40%以上に上回ることがわかったとの報道がございました。県内では、新聞社のアンケート調査によると、83%に当たる29市町の教育長が「公表すべきではない」と回答しているとのことであります。

教育長には、公表についてどのように考えておられるのか、また、今後公表するお気持ちがあるかをお伺いをいたします。

学校施設の充実についてお伺いいたします。

財政の厳しい中、教育環境の整備がおろそかにされているのではないかと危惧をされております。下田市は賀茂地区でも生徒数に対する教育予算が低いと議会でも指摘された過去がございます。最近、総務文教委員会では学校視察をされたそうですが、校舎の修繕の

要望、あるいは設備関係では、市内小中学校のトイレを一部洋式に改良されておりますが、現在では生徒の自宅ではほとんど洋式化されている昨今であり、旧式なものになじみが薄く、使いにくいとの見識が多いとのことでございます。

修繕等の計画についてと、トイレは半数以上洋式にすべきと考えますが、お伺いをいたします。

最後になりますが、教育振興資金についてお伺いいたします。

9月議会で基金を取り崩し、学校施設に流用するとのことでございました。

この基金の用途について、どのように考えておられるのかをお伺いいたしまして、私の趣旨質問にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 忍君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

午後 1時10分まで休憩いたします。

午後 0時 6分休憩

---

午後 1時10分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、増田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市長の政治姿勢についてのご質問であります、まず、観光政策の基本的な考え方というご質問にお答えをさせていただきます。

このまちにとりまして、観光は中核産業であり、地場産業であります。また、総合産業として各産業、各地域が潤う循環型の経済構造をつくるべきと考えております。そのためには、しっかりととした計画のもと、まちづくりそのものとして推進していくべきと考えております。その上で観光施策の基本的な考え方であります、本年4月に策定しました観光まちづくり推進計画を基本として、展開していきたいと考えております。この計画の最大の特徴は、観光業を宿泊、飲食、販売、交通といった観光の中核を担う業種に限定することなく、この地で醸成された、あらゆる産業や活動、そして、生活そのものを人の交流を担う資源として位置づけているところであります。

前段で述べましたが、観光とは農林水産業、商業、製造業等、全ての地域産業の魅力づく

りであり、まちづくりそのものであると認識しております。したがいまして、市民の日々の営みが価値ある交流を生み、新しい次元でこのまちの豊かさを実感できる観光まちづくりを推進し、暮らす人も、訪れる人も快適なまち「快国」下田の実現を目指していきたいと考えております。

具体的には、この計画に掲げました優先して実施すべき4つのプロジェクトを実践していくことが観光施策の基本的考え方であります。4つのプロジェクトの内容は、各分野に事務局担当をお願いすることで、広がりと専門性を持たせました。産業振興課を事務局としました美しい里山づくりプロジェクト、観光交流課を事務局としました世界一の海づくりプロジェクト、商工会議所を事務局としましたおいしいまちづくりプロジェクト、観光協会を事務局としました30カラーズプロジェクトであります。

また、推進本部を市長、商工会議所会頭、観光協会長、漁協組合長、農協組合長により組織することで、その強固な連携と指導性を持たせました。これらを実践していくためには、第1に、まちや地域の特色や個性を認識し、第2に、その魅力を市民総ぐるみで磨き、第3に、その魅力を発信するという一連の行動をまち全体で実践していくということが必要となります。ぜひとも市議会の皆さんにはご理解とご協力をお願いする次第であります。

近隣市町との連携におきましても、伊豆半島7市6町首長会議によります伊豆半島グランドデザインが作成中であり、「伊豆は一つ」と言われながら、なかなか進められなかつたところですが、やっとその方向性や組織化が具体的に論じられるようになりましたので、その進捗に期待をしているところであります。

その中で伊豆南部の中心として下田市に課せられた機能、役割は多大でありますので、市町の連携の推進におきまして、市議会の皆様にもご理解、ご協力、ご提案を隨時お願いしていきたいと考えますので、よろしくお願ひをいたします。

静岡県東京事務所への職員派遣であります、その効果等につきまして十分に調査、検討しておりますので、その作業とともに職員派遣も含めまして観光活性の手立てを検討していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課より説明をいたします。

ホテル・旅館の耐震診断についてであります、下田市の対応の詳細につきましては、担当課より説明をさせていただきます。

次に、小規模なホテル・旅館・民宿への耐震化への取り組みとしての市としての対策であります、観光施策の観点から捉えますと、議員ご指摘のように観光地として安心・安全の

環境を整備し、発信していくことは基本的な要件と考えます。耐震改修促進法対象以外の公表が義務づけられていない施設につきましても、現行の補助制度等を最大限に活用していくべき、耐震診断、耐震改修に努めていただきたいと考えております。

今後、義務化が小規模なホテル・旅館・民宿にも適用されるのではないかと不安を持つ経営者もおります。このような影響によりまして、市内の宿泊施設が減少することは市全体の活性化の低下にもつながりますので、今後の国、県の動向を注視し、影響を最小限に食いとめる必要があると考えております。

続きまして、目指すまちづくりについてのご質問にお答えをさせていただきます。

中長期的なまちづくりに対しましては、下田のまちの都市構造といたしまして、中心市街地の活性が、まず必要と考えます。その姿は集約的都市構造、いわゆるコンパクトシティーを充実していくこと、歩いて楽しいまち、歩く目線で楽しんでもらえるまちにすることが必要であると考えます。そのためには、中心市街地において、できる方からで結構ですが、自動車から歩くことへ、あるいは自転車へとシフトしていくことが必要であると考えます。中心市街地において、自動車の量を少しでも減らすことで観光客の皆様も歩きやすくなりまし、環境に優しいまちとして誇れるものとなると考えております。

また、歩くりズム、歩く目線によって、商店や飲食店との関係性も向上していくと考えております。そのために中心市街地に歩くことでも得られる、そういう利便性をつくっていかなければならないというふうに思います。この行動がコンパクトシティーであると考えております。

集約的都市構造のもう一つの重要な要件としましては、近隣の農漁村地域との連携強化であります。その1つは、地産地消としての産業の連携と向上であります。この考えは、先ほど述べました観光まちづくり推進計画の骨子であり、この実行により、なし得ていくものと考えております。

もう一つは、高齢者や交通弱者、買い物難民と言われる方々の中心市街地とを結ぶ交通機関の確保であります。事情により困難な状況も多々ありますが、道路網の整備とともに交通機関のあり方をしっかりと検討していく必要があると考えております。

また、商工会議所や観光協会、各種民間団体、各種産業界との関係性を良好にしながら、連携、協力により経済活性、にぎわいづくりを推進すべきと考えております。現在これらの関係性は良好であり、それぞれの活動を評価しているところであります。

大伴産業に関する県への要望活動につきましては、地元からの強い要望もあり、私の出

張日程に急遽合わせて行わせていただきました。議会の皆様にご尽力いただきました今までの経緯を考えますと、要望に対します事前の相談、その後のなるべく早い報告を怠っていましたことは、まことに申しわけなく思います。本当に申しわけございませんでした。これは決して議会の皆様を軽視するものではありませんので、ご理解をお願いをいたしたいと思います。

この後、副市長より詳細の報告をいたしますので、ご了承いただきたくお願いを申し上げます。

行財政改革につきましては、議員ご指摘のように厳しい状況にあり、常に鋭意努力の行財政改革に取り組まなければならないところであります。そのために、一つ一つの事業や施設活用等の見直しも必要であると考えております。

ご指摘の介護保険施設に関する件但是对于ますが、まずは特別養護老人ホームとは、介護保険法に定める介護保険施設であると同時に、老人福祉法に定める措置施設であり、その事業は高い公益性と持続性を担保する観点から、原則行政または社会福祉法人のみができる第1種社会福祉事業ということになっております。その建設に当たりましては、その施設の性格上、従来、介護保険法以前は設置市町村で用地の無償貸与や建設整備に補助をし、施設整備の推進を図ってきた経緯から、介護保険法が施行されましても、この施設不足を緊急に解消する観点から、開設してくれる社会福祉法人を誘致するために従前の手法を倣い、施設整備を進めてきた経緯が全国的にあります。

下田市におきましても、介護保険特別養護老人ホームの整備は平成12年度から始まりました介護保険事業における緊急の課題として取り組み、大賀茂にあります特別養護老人ホームみくらの里の用地につきましては、下田市が13人の地権者より坪単価1,500円、30年の賃借権を設定した上で梓友会に無償で土地使用貸借して、平成16年に施設整備が行われました。

詳細につきましては、後ほど担当課より説明をさせていただきます。

続きまして、ベイスステージの起債償還後の施設運営についてのご質問であります。現在のところ、道の駅の施設利用形態を大幅に変えることは考えておりませんが、中に整備されました、あのまるごと下田館の開設など、指定管理者と協議をし、市負担のない方向で施設の有効活用に努めているところであります。

今後は、ジオパークのビジターセンター機能等の設置が求められていることもあります、指定管理者と協議の上、案内機能の充実に努める必要があると考えております。しかしながら、近年における急速な少子高齢化の進展、あるいは産業構造の変化に対応するとともに、

施設を効率的に活用した地域活性を図ることのできる施設利用の事案が生じまして、市の負担の軽減につながるのであれば、一部施設の転用も検討する必要があると考えているところであります。

詳細につきましては、担当より後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、具体的にご指摘の公共施設の維持管理につきましては、それぞれ担当課よりお答えをさせていただきます。

また、認定こども園の財政的効果につきましても、担当課より説明をさせていただきます。

続きまして、生活基盤整備のご質問ですが、稲梓、南伊豆間の新規道路計画についてでありますが、前段といたしまして、平成10年に下田市、南伊豆町の両市町の首長、関係議会議員、地区代表等で構成をする林道加増野一条線連絡協議会を立ち上げ、観光シーズンの中の交通渋滞の解消、災害時の緊急避難路、緊急物資輸送路または林業振興を目的とした新設道路の開通に向けて調査研究を進めてまいりました。その後、協議を重ねた中で地元の合意形成や財源の問題等の諸事情によりまして、やむを得ず平成14年に行われました連絡協議会通常総会におきまして休会となつたという経緯がございます。

しかしながら、一昨年に発生しました東日本大震災を受け、今後、予想されます地震等での津波被害を想定した場合、沿岸部を通過する国道136号線の脆弱性または県道下田南伊豆線が一部浸水するおそれがあること。下田市側におきましては、豪雨災害等において大沢地区が孤立化するおそれが予想されること等によりまして、下田市と南伊豆町を結ぶ既存道路の迂回ルートを整備することにより、災害等緊急時の伊豆南部地域住民の安心・安全の確保を図るということになると考えております。

また、南伊豆町から伊豆縦貫道へのアクセス道路のアクセス時間の短縮による地域発展の促進とともに、地域相互の連携強化を推進する新設道路の必要性、林業振興の観点からも荒廃する下田南伊豆間の森林への道路整備が必要であると考えております。このように、この道路計画につきましては、多種多様な整備効果が期待できると考えております。

まずは、伊豆縦貫自動車道全線開通を基軸にした上で、新設道路開通に関します業務を円滑にするために、南伊豆町と共同で同盟会を設立し、推進していきたいと考えます。

このような状況ですので、具体的な路線等はこれから順次検討されるものでありますので、議員提案の路線に対しましても、今後、調査研究されるものと考えております。

続きまして、伊豆縦貫自動車道建設促進についてお答えをいたします。

下田市自民党系の議員の皆様を初め、賀茂地区の自民党議員の皆様には、国会への要望活

動を積極的に行っていただきまして、まことにありがとうございます。地域が一体となって、官民が一体となって賛成の声、要望の声を高らかに上げることが促進の大きな力であります。国会議員の皆様や関係官庁の皆様からも要望活動の積み重ねが実現への一歩であると、常々言われているところであります。

縦貫道のどの場所であろうとも早期着工、早期完成を望むものであります。その中で26年度にどうしても必要なことは、天城湯ヶ島から河津梨本、いわゆる天城越えの部分の計画段階評価の認定であります。現在の要望活動におきましては、これを強く訴えております。縦貫道の要望活動に関しましては、関係市町一体となって推進していくことを確認しております。

また、具体的な予定はありませんが、工事等、進捗状況によりまして市民の皆様への説明や広報の機会、また早期開通の要望を強く訴える機会をつくっていきたいと考えております。

続きまして、水道事業につきましては、担当課よりお答えをいたします。

地籍調査についてお答えをいたします。

地籍調査の必要性は、以前から指摘されているところでありますが、人の問題、時間の問題、財源の問題等、課題がありまして、なかなか実行できない状況にありました。大震災を踏まえ、復旧・復興のためにその重要性がますます出てきたところであります。県の担当部局からも早くやるようにというような要請を受けております。これを踏まえまして、事前調査を始めるというところであります。

詳細につきましては、担当課より説明をいたします。

続きまして、下田市地域防災計画の改定作業の進捗状況及び静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の事業につきましては、担当課よりお答えをさせていただきます。

最後になりますが、教育行政に関する質問に対しましては、教育長、担当課よりお答えをさせていただきます。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 民間会社における大沢地区の最終処分場過剰廃棄物の行政代執行による県への撤去要請についてということでございまして、大伴産業の最終処分場周辺などに過剰搬入された廃棄物の行政代執行による撤去を県に要請したとの記事が、平成25年11月26日の伊豆新聞に掲載されていたが、この問題については過去、議会としても県当局に要請してきた経緯があり、11月22日の市議会全員協議会で報告すべきではなかったのか。今回どの

ような事情、あるいは経過で要請したのかというご質問につきまして、ただいま市長からこれまで当局と一体なって対応いただいてきました市議会に対し、配慮が不足していた旨のおわびがあったところでございますけれども、私からは大沢地区産業廃棄物監視委員会の委員長という立場もあわせて答弁させていただきます。

ご承知のおり、有限会社大伴産業は、平成11年4月27日付で廃棄物処理業の許可を取り消され、さらに本年8月1日付で産業廃棄物処理施設の設置の許可が取り消されております。

本件の経緯につきましては、本年8月27日に開催されました市議会全員協議会におきましてご報告申し上げたところでございます。その全員協議会の質疑の中で、静岡県の意向を聞くだけではなく、県の責任において過剰搬入廃棄物を撤去するように要請する公文書を県に提出すべきであるとのご提言をいただきまして、内部検討させていただき、ご指摘のような対応を図るべきであるという結論を得たものでございます。その後、県の担当部局と連絡を取り合いながら調整を進めさせていただきました。

一方、大沢地区的産業廃棄物監視委員会に対しましては、平成25年9月3日に開催した本年度第3回目の監視委員会におきまして、今回の産業廃棄物処理施設設置許可取り消しの処分内容を説明いたしまして、県による行政代執行についても言及させていただきました。その後、11月7日に開催した第4回の監視委員会で過剰搬入廃棄物に係る行政代執行による撤去を求める要望活動に関しまして、県に提出する要望書の内容などについてご検討をいただきました。

大地震での崩落や近年多発しております局地的な豪雨による土砂災害への不安をぬぐい切れない、地元住民の方々からは憂慮の声が寄せられている現状を踏まえまして、監視委員会での協議におきましては、県当局に要望書を提出し、具体的な対応について県から回答を求めるに対して了解をいただき、さらに各委員からは大沢地区内の産業廃棄物問題について時間の経過とともに、この問題が風化しないように市役所職員全員が問題意識を共有し、その意識を継続させながらきちんと対応できる仕組みを構築すべきであると、大沢地区における産業廃棄物の問題に毅然として対峙する行政の姿勢を強く求められたところでございます。

このような事情を背景に、11月18日に開催した政策会議におきまして、監視委員会から求められました市役所庁内の横断的な組織として、仮称でございますけれども、産業廃棄物処理業務適正化庁内検討委員会を設置する方向で合意が形成されたところでございます。

一方、行政代執行に係る県当局への要望活動につきましては、所管部局である静岡県くら

し・環境部の部長や局長等とのスケジュールと市長とのスケジュール調整のすり合わせ等がございまして、正直なかなか日程が固まらなかつたこともあります、いずれにしましても、重要案件になればなるほど市議会と市当局とが行政運営に係る両輪として、その機能を高度に発揮していかなければならない緊密な関係の保持が必要であるにもかかわらず、このたびは当局単独での要望活動となつたことはまことに申しわけなく、おわび申し上げます。

また、要望書を提出した翌日の市議会全員協議会におきまして口頭においてでも、その概要を報告すべきであったと深く反省しているところでございます。

今後、かかることがないように十分配慮させていただきたいと存じます。

要望書の内容等につきましては、今後直近に開かれます議会全員協議会におきまして、詳細をご報告申し上げ、また、そのときまでに県から回答が届きましたら、あわせてご報告させていただきたいと考えております。

まことに申しわけございませんでしたが、以上のような経過でございますので、よろしくご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、私からは全国学力・学習状況調査、これに関する結果公表につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まずは、静岡県が本年度のこの調査、小学校6年生の国語Aにおきまして、正答率の平均が全国最下位であったという、この結果につきましては私たちも学力の定着を目標に頑張つてきましただけに、正直なところ、ショックであり、また大変驚いたところでございます。

皆様が心配されます下田市につきましては、県平均を上回りましたけれども、結果公表の是非について議論が高まる中、県知事より県内上位86校の校長名が発表されまして、大賀茂小学校がこの中に入っていたことが報道により知らされました。報道では、この調査を全国学力テストと言っておりますけれども、私たちは調査開始当初から点数による順位や優劣をつけるためのテストという認識は持たず、学習指導要領で目指す、思考力、判断力、表現力の育成、定着を図るために、この調査によって各学校、各個人の学習に対する課題を明らかにして、指導の改善や家庭学習のあり方に役立てていこうと、そういうようにこの調査を捉えておりました。したがいまして、この調査で高い正答率を出すための特別な手だてというものは講じてこなかったように思っています。

結果公表の取り扱いにつきましては、これまで文部科学省は序列化や過度の競争につながることが心配されるとして公表には慎重な姿勢を示してまいりませんでした。ところが、先週11月29日金曜日に、市町教育委員会の判断で結果を公表することは可能であることと、実施要領を改訂すると発表をしました。その理由については、説明責任を果たす観点からということのようでございますけれども、私はこの改訂によって学校の序列化や過度な競争への懸念が払拭されたとは思っておりません。児童生徒数の減少により、学校の小規模校化が進む中、個人の特定に及ぶことも心配されています。そして、何よりの懸念はこれから指導目的が、この調査でよい成績をとることだけになることが心配でございます。

今回の結果は結果として真摯に受けとめ、この学力・学習調査が目に見える学力を調査するものという認識を持って取り組まなければならないとは思いますけれども、調査の目的や趣旨に変更がないのであれば、相対評価はなじまず、むしろ絶対評価の観点で、この調査を評価していくべきではないか、このように思っております。

今後の公表につきましては、公表することは可能とはなりますけれども、教育委員会は教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断することと慎重な判断が求められています。したがいまして、教育委員会で十分に議論し、慎重に判断することにはなりますけれども、私としましては、現段階では公表すべきではないと、このように考えています。

あと残りのご質問の学校施設の充実並びに教育振興基金についてのご質問には、学校教育課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） それでは、私からは2点、職員派遣の関係、それと余り使用されていない公共施設についてお答えさせていただきたいと存じます。

まず、職員派遣でございますが、この職員派遣というものにつきましては、職員数の影響を受けるものでございまして、平成23年3月に定めました現在の職員の定員適正化計画、これでは平成27年度までの職員数を244人と定めております。現在、平成25年度は246人、平成26年度は244人になる予定となっております。今年度につきまして、県の後期高齢者医療広域連合へ1名、そして、下田メディカルセンターへ2名、計3名を派遣しております。26年度、来年でございますが、新たに静岡地方税滞納整理機構へ1名を派遣する予定となっております。それに加えまして、現在県から人事交流の要請、これにつきましてはそういう交流することによって職員の資質の向上ですとか、県、あるいはほかの市町村とのパイプづくり、

そういうことになることから、私どもも職員の派遣については現在検討させているところでございます。

そういうことで、この人事交流につきましては、これから県との調整をしていくわけでございますが、この増田議員ご指摘の東京事務所への職員の派遣につきましては、県に確認しましたところ、この人事交流制度とは別枠で片道の派遣になるそうなんです。ということは、こちらから出しても向こうから見返りはないというような制度になっているというようなことで、また、その業務内容については企業誘致事業ですとかPR事業をやっていただいているというようなことでございまして、各県内の市町から申し込みを受けまして、その職員からヒアリングをして派遣者を決定していくというようなことで、県の受け入れ枠、そういうことに影響されますことから、今のところなかなか難しいのかなというような考えでおります。

続きまして、公共施設の関係でございます。

もとの白浜水路観測所、これにつきましては、第3管区保安本部に貸し付けをしていたところでございます。土地の合計は5,289.25平米貸し付けていたわけでございますが、廃止されることに伴いまして、事務所棟があったところが平成22年3月に更地にした上で返還されております。そして、その後24年2月に今度、観測施設があったところがやはり取り壊されて更地で下田市に返還されております。そういうことから現在は更地でございますが、今のところ具体的な主要計画は持っておりません。

次に、両国高校下田寮、淡交荘と呼ばれているところでございますが、こちらにつきましては平成16年3月に下田市が寄贈、贈与を受けて普通財産として今、総務課が管理しているものでございますが、敷地が1,818.18平米ということで、鉄筋コンクリート3階づくり、2階建て、一部3階建てになっておりますが、そういう建物でございまして、建築年が昭和38年10月ということで耐震性に欠ける建物でございます。そういう耐震性に欠けるということから、現在は書類等の倉庫として利用しております、今後とも倉庫として利用していく予定でございます。

そのほかに大浦に旧樋村邸があるわけでございますが、この建物につきましては亡くなられた樋村たみ子氏の遺言執行者の方から下田市に対して寄附の申し出をいただいたということで、寄附を受けた土地・建物です。

遺言の内容といしましては、教育委員会に寄附し、歴史的発展に使用していただきたい。また、建物についてはご主人、夫が一生かかって築いたものですから、取り壊さずに末永く

使用していただきたい、そういう希望を述べられていたわけでございますが、この建物につきましても、昭和31年と昭和46年の建物ということで、やはり耐震性に非常に疑問がある建物でございまして、その取り扱いについては遺言書の内容との調整を遺言執行者と協議を重ねてきました。遺言執行者といたしましては、遺言執行者側としては建物を解体して寄附することは遺言者の意思に反するものであるから、そのような考え方から、現状有姿の姿で下田市に対して寄附をしたいと、そういうようなことでございまして、ただし、下田市が受けさせていただいた後はどのように活用するかまでは拘束をするものではないと、そういう協議が調って寄附を受けたところでございます。

そういうことでどのように有効活用をしたらいいかということを検討するために、府内に有効活用検討委員会を設けました。いろいろと検討させていただいたわけでございまして、活用するための耐震診断を行いました。これについては全協で報告させていただいているところございまして、耐震性能が非常に劣る。相当な補強が必要で、改築を含めた検討が必要であると。そのような耐震結果が出ました。そういうことから、建物については存続する計画を立てることができないということで、将来的には解体することに決定しております。

ただ、現在のところ1階部分を資材の倉庫としてだけ使用している現状でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） それでは、ホテル・旅館の耐震診断について答弁させていただきます。

現在、下田市内におきましては、当対象となる施設が7施設ございまして、うち1施設は廃業となっております。5,000平米を超え、3階建て以上の特定建築物につきましては、法改正の趣旨の説明と、その対象となる建築物であるかの確認のため、先月、静岡県の建築安全推進課とともに担当者が訪問しております。その訪問の中で1施設につきましては、構造上、今回の対象にならないということが判明しました。そこで、残る5施設につきましては4施設が耐震改修の実施済みということでなっておりますが、実施していないのは1施設ということになります。その中で、耐震診断が実施されましても診断の結果の適正性の確保のためには、専門家による評定が必要となりますので、4施設についてはその評定をしていただくことになります。残りの1施設につきましては、今後耐震診断をしていただくことになりますが、社団法人静岡県建築士事務所協会発行の耐震診断及び耐震補強計画業務要綱によりますと、耐震診断には最低でも数百万単位のお金が必要ということになりますので、これ

らを考慮しまして、下田市としましては負担の軽減による事業実施の向上を図るため、県と歩調を合わせ、事業費の一部を負担することを平成26年度から実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 私のほうからは、社会福祉法人への介護施設の土地賃借代の市からの支払いの見直しの検討についてご答弁申し上げます。

先ほど市長から経過についてご答弁がございました。私のほうは経過、現状と今後の考え方についてお答えいたします。

16年に施設整備が行われたわけでございますが、介護保険法も今、動きを迎えており、サービスの供給、こういったものが安定的となった現状からすれば、たとえ当時の事情があるとはいえ、市が借り上げた土地を無償で貸与するということは、議員がご指摘されますように公平とは言いがたい面がございます。しかし、当時の施設整備に当たり、30年間無償貸与という条件の中で資金計画を立て、長期事業計画に沿って安定的な経営を見据えて行われた事業であり、県の認可を受けて実施された事業でございます。

また、法人ですね、社会福祉法人、こういった性格上、事業収入は原則として社会福祉事業のみに充てられております。配当や収益事業に支弁しているわけではございません。その余剰分は社会福祉法人の使命として、下田市の介護サービスの充実と向上、こういったものに貢献していただくほうが得策というふうに考えております。事実、当該社会福祉法人は下田市の福祉行政、介護行政に多大な貢献をしておるわけでございまして、介護保険が創設されてからは下田市の介護保険サービスの牽引役として事業運営を行っております。

今年度につきましても、小規模多機能居宅介護事業所の開設予定事業所として、重度の介護状態になっても居宅において24時間365日、通い、泊まり、訪問、こういったものができる施設として今つくられております。

これから確かに厳しい時代を迎える当市の介護保険行政でございますが、下田市が負担しております賃借料、これに見合う以上の貢献をしていただけるというふうに期待しております。

また、こういったものと法人と連携を図りながら、介護の充実向上を図りながら、雇用の創設向上に寄与していただけるものと評価しているものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（稲葉一三雄君） 私のほうからは、外ヶ岡交流館の起債償還の件と、その自由度ですね、その辺のことについて回答させていただきます。

外ヶ岡交流館の起債償還ですけれども、平成28年度で起債償還は終わりとなります。普通交付税への参入は平成29年度までとなっておりますので、施設を転用する場合は転用以降の交付税措置がなくなると、また、一部転用の場合は個別案件ごとに相談するということになっておりますので、平成30年度以降は普通交付税の措置がありませんので、実質的なマイナス面はなくなるものと認識しております。

また、本事業は静岡県からの新世紀飛躍のまちづくり交付金といたしまして7億円の交付を受けておりますが、こちらも有償貸し付けというような形の転用の場合には、貸付額に総事業費に対する県費等の額の割合を乗じて得た額を県に納付するということになっております。また、無償貸し付けの場合は全額免除することの妥当性が問われることになります。

したがいまして、起債償還後は当然自由度が増すと、マイナス面がなくなると考えられますが、施設転用を全体にしろ、一部にしろする場合には、県への報告または協議というものは必要になると認識しております。転用はできるということに認識しております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、私のほうは行財政改革で公共施設の維持管理についてということでございまして、浜崎小学校敷地内の使われていない、もう一棟の建物ということでございまして、こちらにつきましては浜崎小学校の東館ということでございます。

こちらにつきましては、昭和42年3月、鉄筋コンクリートづくり2階建てで建築されております。これは平成8年に耐震診断を実施いたしましたけれども、I s 値0.5ということで、地震に対して倒壊または崩壊する危険性があるという診断をされたところでございます。

その後、平成14年でございますけれども、公立学校施設の整備の補助を受けて、危険改築事業を実施するために耐力度調査を行いました。しかし、構造上危険な状態にある建物として判定される基準に満たず、また、耐震補強工事を実施するにも構造図面がなく、はりの鉄筋量、また基礎構造が不明であるため、耐震補強計画は困難であるとの判断から、施設整備は見送った経過がございます。

その後は、浜崎小学校では平成15年度からその東館の1階、2階、それぞれ3教室ずつございましたが、それをすべて使用禁止といたしまして、それまで東館にありました1年生と

2年生の教室を本館の会議室、それから、パソコン室、それを教室に充てまして、現在もこの形態で利用しているところでございます。

現在の東館の利用状況でございますけれども、基本的に児童の出入りは禁止されております。2階部分につきましては未使用となっておりますけれども、1階部分に3教室ございますが、そちらについては奉仕活動時の作業用具、草刈り機でありますとかスコップでありますと、一輪車、そういったものや、また運動会で使用する用具、それから、余分な備品類、それとあと飲料水でありますとか毛布、簡易トイレ、ろ過機等の防災備蓄品を収容する倉庫として利用しているのが現状でございます。

それから、こちらの今後の計画でございますけれども、第4次総合計画の実施計画におきまして、平成27年度に解体工事を実施する計画となっております。しかし、現状ですとか教職員等の要望、それを考慮いたしますと、解体後にやはり倉庫等の何らかの建物が必要であると考えているところでございます。

それから、続きまして、認定こども園の財政的な効果について説明をさせていただきます。

皆様ご承知のとおり、来年度から公立の施設の体制でございますけれども、現行の5保育所、それから、4幼稚園、合計9園体制から認定こども園の敷根幼稚園、敷根保育所、下田保育所、下田幼稚園の4園体制に移行することになっております。

職員数につきましては、平成25年度の幼稚園、保育所職員につきましては職種といたしまして、保育所、保育士、それから幼稚園の教諭、それから、給食の調理員といった職種がございますけれども、合計で全て正職員が37人、臨時職員が30名ということで、合計67人の職員体制で運営しております。

平成26年度につきましては、そのうち保育士の正職員が3人、それから、幼稚園の臨時教諭、それから、臨時調理員がそれぞれ1名ずつ、計5名が退職となりまして、正職員が34人、臨時職員が28人、合計62人という体制になるところでございます。

しかしながら、正職員の産休取得、また土曜日の完全保育、また土曜日の給食実施等もございます。そういうことから5名の人員減のまま対応が可能であるかということも踏まえまして、現在、各園の人員調整を行っているところでございます。

それから、経費面につきましては、現在のところ、平成25年度の当初予算、それから、平成26年度予算、こちらはまだ要求時の額でございまして、一般財源ベースの比較でございますけれども、確定はしておりませんが、おおよそ単年度で2,000万円程度の影響額が見込まれるものと試算しているところでございます。

なお、来年度につきましては、廃園となる施設の撤去解体費用等も含んでおりますので、来年度につきましては多少増額になろうかというところでございます。

それからあとは、学校施設の充実というようなことで修繕の計画、それとトイレの洋式化ということでございます。

市内の学校施設でございますけれども、小学校7校、中学校4校ございまして、校舎と建物が全て28棟でございます。その中の7割近くの建物が、もう建築後30年以上経過しておりまして老朽化が進んでいるところでございます。施設の修繕、維持管理に当たりましては、毎年度、小中学校に対してヒアリングを実施しております、要望を聴取いたしまして、次年度の予算要求を行っております。やはり限られた予算の中でございますので、全てに対応することは困難でございまして、事務局におきまして各学校との調整を図り、緊急性、安全面等を考慮いたしまして、予算を執行している状況でございます。

現状では、施設修繕の計画等、策定はしておりませんけれども、市の校長会におきましてもやはり同様の要望がございましたので、今後計画を策定しながら予算執行に努めてまいりたいと思います。

それからまた、この12月補正におきましても、小学校費の修繕ということで遊具点検を行ったところ、遊具の使用が禁止されるというような部分が大分ございますので、今年度また補正予算をお願いしてございますので、またよろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

それから、続きまして、学校施設のトイレでございますけれども、平成22年度に第9次の教育環境整備計画、こちらの前倒しということで5小学校、合計9カ所の洋式便所の改修工事を実施したところでございます。この工事によりまして、各小中学校、男女トイレ、最低1カ所のトイレは設置することができたものでございます。

しかしながら、現在の家庭での洋式のトイレの一般化、また、けがをした児童生徒への対応等を考慮すると、洋式便所の必要性については重々承知しているところでございます。

また、各学校、さらには教職員組合からも要望が提出されている状況でございます。今後につきましても、増設を検討していきたいと考えております。

なお、今年度、平成25年度から市町村振興協会の公共施設ユニバーサルデザイン化事業の助成金というものがございまして、こちらを活用いたしまして、広域避難場所でありますとかイベント等で不特定多数の方が利用する屋内運動場のトイレを洋式化して、ユニバーサルデザイン化を進めているところでございます。今年度につきましては、下田小学校を実施しております、来年度につきましては下田中学校の屋内運動場のトイレ、恐らく3カ所にな

ろうかと思いますが、こちらを計画しているところでございます。

それから、最後でございます。教育振興基金の用途でございます。

教育振興基金でございますが、平成24年度末残高でございますけれども、おおよそ3,431万6,000円でございました。これは平成25年度の当初予算におきまして小学校の教育用パソコンの購入に2,200万円、それから、電子黒板のソフト購入に140万円、合計2,340万円の充当をお願いする予算を組んだところでございます。その後、9月定例会におきまして、小学校教育用パソコンの購入に対して不足が生じたということで800万円を追加充当する補正予算の議決をいただきまして、予算ベースで3,140万円の充当をしたものでございます。

今議会におきまして、小学校の教育用パソコンの契約議案の審議をお願いしているところでございまして、こちらの入札の結果、今年度におきましては小学校の教育用パソコン1,974万円、それから、パソコン整備にかかる机ですとか椅子等の備品購入、これに176万4,000円、それから、電子黒板のソフト、これが135万4,500円ということで、今年度につきましては2,285万8,500円を取り崩させていただくものでございまして、今年度の基金残高の見込み額でございますが、約1,146万8,000円となるものでございます。

こちらの教育振興基金につきましては、下田市の教育の振興に資するという目的でございますので、昨年度におきましても小学校の電子黒板等の整備に充当させていただいたものでございまして、今後も児童生徒の学習環境に役立つ備品、設備等の整備に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） それでは、私どものほうでは生活基盤の整備、水道事業について、圧力不足による接続不能な世帯への対応はどうするのかと、現状と対策はとのことですが、下田市の水道の給水方法は、高いところにある配水池から自然流化と、また、圧力のないところにつきましては増圧ポンプを使用した2通りがございます。

また、給水区域内でありましても水圧を確保できない4階建ての高いビルや高台の分譲地などは、自ら受水槽を設置して加圧装置をつけて給水している状況でございます。

現在下田で管理する給水範囲は、現状で圧力の確保できる給水可能地域までとなっております。その先は、未給水地域という形になっております。ポンプ場等の設備がそこには必要となります。この先を地域の方々で自ら給水する場合は、ポンプ施設等が必要となります。市で圧力不足による接続不能な箇所を整備するという場合は、ただいま実施しております第

6次拡張事業の中で対応することとなります。現在、第6次拡張事業は、大賀茂地区、須原地区、北湯ヶ野地区、横川地区、上大沢地区の整備計画を策定し、平成33年度完了を目指に整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 一般質問の途中ですけれども、ここで休憩をしたいと思います。

10分間休憩します。

午後 2時 7分休憩

---

午後 2時17分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 私のほうからは地籍調査について、市長答弁に係ります部分について詳細の部分をご答弁申し上げます。

地籍調査につきまして全国的な進捗率、それから、本県の進捗率につきましては議員ご指摘のとおりでございます。

静岡県下におきましては、とりわけ西部地区におきまして進捗率が非常に高くなっています。一方、伊豆半島のとりわけ南部地区、私ども伊豆、賀茂地区になりますけれども、こちらの状況についてでございますけれども、進捗率は非常に低くなっております。状況を説明申し上げますと、まず西伊豆町はいつ着手したのかちょっと不明なんですねけれども、昭和48年に休止していたというところでございまして、その聞くところによりますと、その調査を来年度から再開する方向で動いておるというぐあいに聞いております。また、松崎町におきましては、静岡県によります地籍調査着手推進モデル事業というものを、平成23年度から平成25年度にかけて実施しております。これはその名のとおり地籍調査に着手する前の、いわゆる地籍調査とはこういった調査ですよというものを関係地主さん等に一種のPR効果を狙った事業というように聞いております。その後の方針については、申しわけございませんが、ちょっと確認をしてございません。下田市と他の3町につきましては、全くの未着手の状況でございます。

これらを懸案しまして、市長、冒頭申し上げましたとおり、静岡県におきましても大災害

時の災害復旧事業に多大な影響を与えると、土地の境界について、その重要性を鑑み、伊豆地区の市町に地籍調査への取り組みを求めていいるものでございまして、本年7月には静岡県の担当課から市町のところに要請があったところでございます。

地籍調査はご承知のとおり、下田市の全ての土地について、その境界を確定する作業でありますけれども、非常に長い年月を要する作業と認識をしております。これに伴いまして、職員の確保であるとか、予算の確保、これらが関係してきまして、財政的には国庫補助等の財政支援があるものの対象外の費用等も相当見込まれるということで、残念ながら全体の経費の見積もりについては、私どもとしましては現時点では立ててはございません。

それで、今現在、検討しております作業としましては、本調査、いわゆる地籍調査の事前調査となります都市部官民境界基本調査というものがございます。この調査は国の直轄事業でございまして、人口集中地区、中心市街地など、国として重点的な対応を講ずる必要がある地区において官民境界、要するに一定の街区を設定しまして、その外周の位置を決めるという、それについての測量を行い、地図の数値化データや図面データを作成し、基礎的情報の調査を行うというものであります。静岡県ご当局との相談の上、平成26年度より、とりわけ津波浸水域の官民境界基本調査を実施していただくよう要望しているところでございます。

静岡県との打ち合わせにおきましては、調査面積としましては1.98平方キロメートルでございまして、調査期間は約10年が必要であるというところでございます。

この基本調査に続きまして、次のステップとしましては、この基本調査をベースに、今度は官民境界先行調査という事業に移行することになります。これは、国直轄ではございませんで、国の補助事業ということになります。これにつきましても、おおむね10年程度が必要ということで、県の試算では約4,600万円程度、下田市の負担は25%で約1,150万円程度ということを示されております。

これらが済みまして、この調査の結果を踏まえて実際の土地の境界を対象とした地籍調査を行うことになるんですけども、下田市全域101.7平方キロメートルを実施しようとした場合の実施期間、事業費等につきましては、調べてみると、平成17年度に静岡県のほうが試算した資料がございまして、その資料に基づき申し上げますと、全体費用としては39億680万4,000円程度で、これが25%市負担なので9億7,670万1,000円、このうち20%分は特別交付税で措置されますよという制度になっておりまして、実質の負担額は1億9,534万円というような試算結果をいただいておるところでございます。

調査期間につきましては、そのときのご報告の内容によりますと、従事職員を2人と想定した場合、47年間程度かかるというような試算結果をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、私のほうから、まず初めに、浜崎小学校跡地にある指摘をいただきました建物の管理関係でございます。

浜崎幼稚園の倉庫の現状と今後の対応になろうかと思います。浜崎幼稚園、旧浜崎幼稚園は現在、防災倉庫の用途として使用しております。したがいまして、市民課防災係で建物保険等、年間約9,000円の経費にて管理をさせていただいております。中には、防災備蓄品、消防団の備品、防災係の備品、また交通安全関係の備品のそれぞれ備品、あるいは消耗品を収納しているところでございます。

ご存じのように給食センターの関係で今後取り壊しが決まっておりますので、その取り壊しまでには白浜幼稚園、あるいは吉佐美幼稚園の廃園後の空き施設のほうに、それぞれの備品等を移動させる予定でございます。

また、浜崎小学校の防災倉庫につきましては、別途検討をしてまいります。

以上です。

次に、防災関係の答弁をさせていただきます。

防災計画の改定作業の進捗状況についてというご質問でございますが、下田市地域防災計画の改定作業の進捗でございます。

本年8月に第1回下田市防災会議を開催、第2回の防災会議を今月12月に予定してございます。第3回を2月に開催のスケジュールでございます。また、あわせて地域防災計画の実効性を高め、市が実施する地震防災対策の体系化を速やかに実施するため、下田市アクションプログラム2013の策定も行っております。アクションプログラムでは、下田地域防災計画に基づき、今後10年間で重点的に取り組む施策の目標や計画を定めるものでございます。

災害対策基本法では、市の防災計画は市の防災会議が策定すると規定しております。この防災会議で審議をいただく防災計画の見直し内容作業につきましては、庁内各課の係長で組織をする下田市地域防災計画修正検討委員会を設置し、取り組んでいるところでございます。

地域防災計画の見直しに当たりましては、下田市の特性を十分踏まえた対策を計画に反映する必要があることから、次の5つの大きなポイントを示して策定をしているところでございます。

1、想定される大地震や津波等に対しても機能をする災害対策本部機能と庁内体制の確立。  
2、災害によるあらゆる状況を想定した初動体制の強化。3、本市の地形特性による災害時の地域分断も想定した備蓄体制や受援体制等の強化。4、防災教育の実施や自主防災組織の育成強化等による地域防災力の向上。5、市民に加え、観光客等の滞在者にも十分考慮した情報伝達や避難誘導体制の整備。

以上、5ポイントを踏まえて防災会議に關係する資料作成等に向けて、現在庁内検討委員会も交えまして準備中でございます。

次に、防災関係の関連で県の防災関係についてのご質問でございます。

県の地震・津波対策のハード面の防災対策につきましては、ご承知のとおり静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013で津波対策施設の整備が公表をされております。その整備方針、整備目的では、レベル1の津波、すなわち発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす津波に対する対策の目標として、防潮堤等、津波防御施設の整備を進め、計画期間10年でレベル1の津波による人的被害を8割減少させることを目指すというものでございます。

県は11月29日に公表した第4次地震被害想定第2次報告を公表し、ライフラインや交通施設の被害等を見込んだ中で経済被害を30兆円規模と試算しております。これらにより、県のアクションプログラム2013に公共民間施設のつり天井落下の防止対策など、11項目を追加しております。県では、100年から150年周期で繰り返すと言われるレベル1地震の津波に対しては、防潮堤の整備を対象の柱とし、2022年度までに必要箇所の5割の完成を目指すと公表をされたところでございます。

下田市の取り組みにつきましては、アクションプログラムの策定については市が主体的に取り組まなければならないアクション、また、県が主体で取り組むアクションであるが市の協力が必要なアクション、2007年策定のものを継続的に取り組むアクション、また2013から市独自に取り組むアクションに区分し、個別の取り組みの実施について素案策定を庁内各課の係長で組織する、下田市地域防災計画修正検討委員会を設置し、現在取り組んでいるところであります。

取り組みの大きな分類では3分類がされておりまして、1つ、地震・津波から命を守る取り組み、2つ、被災後の市民生活を守る取り組み、3つ、迅速な復旧・復興をなし遂げる取り組みに分けているところであります。

中のそれぞれの主な事業分けといたしましては、1、建築物等の耐震化、2、命を守る施

設等の整備、3、救出救助等災害応急活動体制を強化、4、医療救護体制を強化、5、災害時の情報伝達体制を強化、6、複合災害、連続災害対策を強化、7、地域の防災力を強化、8、観光地における避難対策を強化、9、避難生活の支援体制を充実、10、緊急物資等の確保、11、災害廃棄物などの処理体制を確保、12、被災事業者の再建を目指し、着実な復興・復旧を進める、以上の12事業の項目についてでございます。

なお、今回県が追加交付をいたしました事業項目につきましては、県の詳細説明もまだ確認がとれていませんので、今後対応していきたいと思います。

以上の項目分類事業につきまして、所管課、あるいは事業によっては関係各課により課題、また実施の有無、事業量、事業費、達成年度等、精査中でございます。今年度末には策定をしたいということで作業に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 増田清君。

○12番（増田 清君） それでは、再質問をさせていただきます。

市長の政治姿勢、あるいは観光政策、それから、まちづくりに関しましては、思い、考え方はすごくわかるんですけれども、やはり具体性に欠けるところもあるような気がします。来年度へ向けて、この辺のところをしっかりと具体的に計画を立てて、市民の前に示すということが大事ではないかなと、そう思いますので、あえてここでは要望をしておきます。

大伴産業の件ですけれども、この件につきましてはワイティービジネスの許可のときから、ワイティービジネスの事業所のときからオーバーした廃棄物をどうするかということは、県のほうには申し上げてきました。それにつきまして、やはり一つ一つ解決をしていく。そして、一つ一つやはり事業を見直していく。これもワイティービジネスの件につきましても、やはり我々からすれば、1つこういう問題をクリアして解決していくほしかったなど、そういう思います。

そういう中で、全協の中で私もお願いしたんですけども、やはり市としましても財政的に厳しい中、監視委員等の経費、いろいろなまたお金もかかる状態です。やはりこういうときに県のほうに、もう少し強く申し入れをして、やはり我々下田市としてはこういうことをやっているんだから、もう少し県のほうも協力しなければならないような体制を持っていくことも大事ではないかな、そう思いますので、今後ともこの強制執行できるかどうか、それはまだこれから問題でしょうけれども、同時にワイティーのビジネスの件も強く申し入れていく必要があるんではないかなと、そう思いますので、もしこれにつきまして何かご意見

があればお話しをしていただければありがたいと思います。

それから、これ介護施設の土地代も借地代も下田市からのお支払いにつきまして、老人保健施設も実は他地区では、ほかの自治体では自治体が持っているわけですね。下田市の場合は、特別養護老人ホームは自治体が持つけれども、老人保健施設は持たないよじやなくて請求がなかったから持たなかつたかもしれませんけれども、課長いわく、これは社会福祉法人でなければなれないからだめだよという話ですよね。ところが、この法人は茅ヶ崎に社会福祉法人持っているわけですね。そこでやろうと思ったんですけれども、県のほうで静岡県に法人がないからだめだよということで、特別養護老人ホームは辞退したわけです。これはちょっと病院の関係もちょっと絡んでくるかもしれませんけれども、県内にない法人が、社会福祉法人が県外でこういう事業をやるときに、一つの県が許可する、許可しない、この件につきましてはやはり下田市としても自治体として、やはり強く申し入れるべきではないかなと思っています。ということは年間600万、ここでやっていただければ軽く負担がなくなるわけですよね。財政的にすごくこの辺は軽くなるわけですから、まして、これからずっと払い続けなければならない。そういう中で、例えば県なんかは借地代を、土地を借りているところを3年に1回見直しをしているわけですね。この件に、この吉佐美のあそこの場所につきましては見直しはしていないような契約書ではなかったかなと思うんです。今後できれば見直しをしてほしいなと、そう思います。

そういう中で、この月曜日に厚生労働省は全国に約2万ある社会福祉法人を統合しようとする考え方を持っておるということが新聞で報道されました。この中に社会福祉法人は税制優遇を受けて介護や公共の施設サービスを手がけていながら、過剰な金融負担を抱えている。政府の規制改革会議が、そう指摘しているわけです。そういうことで厚生労働省は、まず自主的な合併で経営効率を上げようと促していると、促すというか、これから促す、来年度に向かって促すようですが、そういうことも考えているということですので、やはり今その経営がどうなっているか、やはり市のほうでも把握をしていく必要があるんではないかと思いますけれども、それら地代の借地代の見直し等含めて、もし課長のほうで答弁できたらお願いをいたします。

それから、ベイステージの償還後の運営について、これは観光交流課長、もう平成28年に終わると、あと3年で終わるわけですね。30年にはなくなるよと、言うなればなるべく早く自由に運営できるような、言うなれば一般会計からの繰り出しがないような経営に早くしなければいけないと思うんで、もうそろそろある程度計画をすべきじゃないかと思います。と

ということで、なるべく早く償還金がもしあっても、あるとしても、そのほうが、もしいいのであれば考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。できたら再度質問をさせていただきます。

公共施設の維持管理につきましては、やはり今後、国のほうでも要らない、言うなれば建物は解体しなさいよと、言うなれば補助金も出しましようというような今日の静岡新聞でも記載がありました。やはりただでもらってもお金がかかる建物、土地はいただいてもいいと思いますけれども、やはりこれは例の建物で市長も十分に把握していると思いますよね、澤村邸で、あれだけお金をかけているわけです。ですから、やはりこの辺のところは、今後もしそういう寄附をされたいという考え方の方がおられても、慎重にこれは考えるべきではないかなと、そう思います。

いずれにしましても、やはり倉庫で使っても耐震性のない建物の倉庫、言うなれば地震で壊れるわけですから、中のものが全部壊れると。そういう結果にはなると思うんですね。そういう意味で、やはり早急に必要なものはどんどん壊すと、解体していく、更地にする。そういうことが大事だと思いますけれども、それについての計画があるかないか再度お聞きをしたいと思います。

それから、認定こども園、これはもう財政的に長期に考えればやはりそれだけのメリットはあるものと考えます。考えるし、数字が出ているわけです。やはり私の言いたいのは、大賀茂小学校も当時、合併統合しようとしているところを反対しました。それで学校は残りました。学校が残ったおかげで地域がある程度活性化されました。現状では下田市内でもどうでしょうか。人口が増えているのはあの地区だけではないでしょうか。生徒数も増えています。そういう意味で、やはりこれは地域性、その地域における学校、保育園、これはどうすべきかという話が問題になると思うんですけども、私自身も統合には賛成したわけですから、これはすばらしい今後の下田市のためになるんではないかと思います。

そういうことで、これから小学校、中学校、いろいろ統合問題もあるでしょうけれども、やはり学校と地域の関係というものを教育委員会としてもやはり、ある程度考えていくべきだなと、そう思いますので、今後とも、今後保育園、幼稚園が合併しましても、小学校の行事にどういうふうに参加していくか、そういうことももう少しやはり、地元との交流を考えて行ってほしいなど、そう思います。これは要望ですので、答弁は必要はありません。

水道事業、これは水道事業も例えば集団で設備をやりましょうと、だけれども、その中に1軒、2軒がどうしてもこれは増圧をしなければ水道が接続できないところが出てくるわけ

ですね。そうした場合どうするかということだと思うんです。基本的にA地点からB地点まで市のほうで接続して、B地点からC地点にある程度、五、六軒あるけれども、1軒だけは高くて増圧しなければならないと、相当な個人であれば何百万という負担がかかる。そういうところもあるわけです。特にやはり都市計画税をいただいている地区につきましては、やはりこれは原則として行政がある程度ちゃんと住民サービスとして行うべき事業ではないかと思います。ということで、これも要望ですけれども、今後こういう問題がくる出てくると思いますけれども、しっかりした対応をしてほしい、そうお願いをおきます。

それから、地籍調査ですね。これは災害が、もしあればですよ、あった場合、復興に一番これ時間がかかるものではないんではないかと思います。特に下田市の旧町内の場合、最近空き家もございまして、かなりやはり今後官民境界の立ち会い、民々境界の立ち会い、これについてすごく時間がかかると思うんです。官民境界を先にやるそうですけれども、なるべく早くこれはスピード感を持って行わないと、こういう災害対応、災害対策としての機能を発揮できないんじゃないかと思いますので、これは相当補助金もありますから、下田市としてはどんどん進めるべきだなと思います。

そういうことで、来年からどの程度、その事前調査を始めるとありますけれども、どの程度の事前調査をするのか、できたらご回答願いたいと思います。

それから、防災計画につきまして、市の防災計画、これは来年3月にでき上がって、ちゃんと発表しますということですので、あえてここで防災計画につきましては追及しませんけれども、先ほども県の事業の中で静岡県のアクションプログラム2013の計画ですね、これハーフ面、どういうことを考えておられるのか。私が耳にするのは、県では10月に漁協、農協、あるいは商工会議所、観光協会等に一応説明会を開いたということを聞いています。これは下田の防災の関係に聞きましたから。そういう中で、下田市内の防災として水門を考える。これは吉佐美も大賀茂の観光も水門を考える。そういうことが聞こえてくるわけです。民間の方々、団体には説明したけれども、議員の方々には説明されていない現状であります。これらにつきましても、やはり議員の方々に説明会を開くべきではないかなと思います。市が開く計画がなければ、これは議長にお願いして県に何とかして、そういう説明会を開いてほしい、そういう旨をお願いしたいと思います。私からすれば……

○議長（土屋 忍君） 3分前になります。

○12番（増田 清君） 市から、できたら市と合同で説明会を開いてほしいと思います。

それから、これ教育振興基金ですけれども、3,000万は大賀茂の遺族の方が寄附していた

だいたんですよね。それで、当初は大賀茂小学校のために寄附したいんだけども、受け入れるになれば団体がないもんですから、これは振興協会、振興基金に入れたんです。そういうことも考慮して、せっかくやはり寄附されたんですから、形の残るものに対しては我々は地元としては納得できるんですけども、これは全部大賀茂の方はみんな知っています。寄附したことは知っています。大賀茂小学校の受け入れがないから教育振興基金に入れたんだよということも知っていますので、何か形に残すべきものを考えていただきたいと思います。この条例を見ますと、私はどっちかというと5条でやったと思ったんですよね、これは繰りかえ運用、ところが処分でやったんですね、結果的に。使っちゃったんですよ。いや、これはちょっとやはり問題があると思うんですよね。やはり寄附された方々の気持ちを尊重してほしいと思います。この手続をした弁護士は週に1回、下田に来ておられますので、また聞いてもらえばよくわかると思うんですが、これはできたらそういうふうに変えていただきたいと思いますけれども、いかがなものか再度お伺いいたします。

以上で再質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 産廃問題に関連いたしまして、例えばということで監視委員会の経費、その他財政負担などの一部を県に支援していただいたらいかがかと、また、行政代執行を含め、産廃問題に関しまして継続して県のほうに強く要望していくべきではないかというご意見、ご質問でございます。

これらの問題につきましては、これまで幾度となく増田議員からご提言があったものではないかというふうに承知しております。

まず、監視委員会につきましては、ワイティービジネスが平成23年3月31日に許可、再許可いただいたわけですけれども、それに至る産廃処理業の許可を出さざるを得ない状況に至ったとき、平成22年3月と6月に開かれました県当局と下田市、地元住民との面談の場におきまして、県知事とか、あるいは当時の環境局長、あるいは局次長さんなどから県と市と地元の三者で監視委員会を組織して、公害防止協定の中にもこの監視委員会を位置づけて活動の強化を図っていったらいかがかという提案をいただいて、組織化した経過がございますので、そういった観点からはご質問のように要望を上げることも一つの考え方かと思います。

しかし、現実の問題としまして、県当局といたしましても現在、大気汚染の防止とか、あるいは水質汚濁防止、それから、土壤汚染等の関係で監視業務を強化しております、さらに現在、最低月4回、週1回、立入調査もしていただいておりまして、そういった経費も相

当財政支出の中で出ているという実態もありますので、ご提言のようなご意見、議会で出されましたということを踏まえて、また県当局にご理解をいただきたいということで要請したいと考えております。

また、行政代執行等の問題につきましては、これから文書で県の回答をいただける予定になつておりますので、それらの内容を十分精査した上で、また、市議会の皆さん方とご相談させていただいた上で、適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 特別養護老人ホームの2番目の質問についてお答えいたします。

まず、社会福祉法人の運営体制の見直しを進めるべきじゃないかという、こういった趣旨の質問だったと思います。

それにつきましては、社会福祉法人の所管長につきましては、都道府県の長または指定都市もしくは中核市の長が所管の長でございます。そういったところが規制や監督、こういったものを指導していくと、それと、支援や助成というのもございます。具体的には税金の減額とか、こういったものがあります。こういったものを指導していくながら正しい運営をしていくという、こういった部分でございます。

下田にあります社会福祉法人については、介護保険事業を通じて適正な運営を指導していくという、こういった立場が1つございます。先ほど説明しました小規模多機能居宅介護につきましても、今後下田市が指定するわけでございまして、この指定の中に指定をするに当たって、適切な運営がされているかどうか一つ一つ確認をしながら許可をしていくという、こういった形になるかと思います。

なお、4月1日からの運営ということで今、進めてございますので、こういった形で指定及び許可の手続に今後入っていきます。それと、それも含めまして、土地の適正な価格で賃貸契約を結ぶというのは、これは当然でございまして、こういった意味では常にこういった形での見直しが必要だろうというふうに考えております。無償だとか安価であればいいわけですが、相手がいるということもありまして、こういった面から踏まえまして適正な価格を折り合わせながら決定していくという、こういった方針でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（稲葉一三雄君） 外ヶ岡交流館の一般会計からの繰り入れをなくするような努力をということでございますけれども、まず、これまでも指定管理者制度にすることによって、一般会計からの負担を軽くするとか、あと指定管理者のほうで自主事業による事業によってそういった一般会計の繰り入れるものを少なくするというような努力はしてきたところです。今、道の駅として開設していますので、全体を変えるというのはもうちょっと難しいとは思うんですね、もう道の駅として認知されていますので。一部余り使用頻度の少ない部分というのがございますので、それについてはこれからもその活用については指定管理者とも協議する中で、なるべくそういった形で収入を埋めるような形のものにちょっと変えていくというようなところは、これまでどおり検討していきたいと思います。

ただ、大規模に変える場合で、また施設の改修が伴うというようなことになりますと、具体的には有償で貸す部分を多くして収入を増やすということと経費の削減というのがあると思うんですけども、有償で貸す部分を増やすということで、また、市費を投じて再度施設整備をしなければならないということは避けなければならないと思っておりますので、その辺も含めて具体的には県とのほうとも協議も必要になるというふうに認識しておりますので、今後ちょっと検討してまいりたいと思います。

県のほうは例の10年以上の建築物につきましては、今、県のほうで静岡県補助金等に係る財産処分承認基準というのがございまして、もうベイステージにつきましては経過年数が10年たっておりますので、下田市が新世紀飛躍のまちづくりを行ったわけですけれども、その事業に係る社会支援が当該地域において充足しているとの判断のもとに行う財産処分につきましては、有償譲渡とか有償貸し付けは除いて、これはちょっと包括承認事項という形でかなり緩和されておりますので、そういった充足していると、この施設がですね、そういった場合のものについては緩和されておりますので、そういった一部分の施設が充足されているので、こういうふうな形に変えたいということは、また県のほうとも協議できると思いますので、この辺はそういった制度とかも調べた中で、今後も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 余り使っていない施設の廃止ということであったわけでございますが、総務課といたしましては、両国高校の下田寮、淡交荘につきましては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、現在倉庫等として使用しているということで、代わる倉庫

がない限りは有効利用しなければならないという現状にございます。

また、樋村邸につきましては、庁内の有効活用検討委員会の中で、この庁舎ですとか今後の給食センター、そういうものが終わった時点で解体していこうというような結論となっております。その旨をご報告させていただきます。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 地籍調査につきまして、どの程度の事前の調査をするのかというご質問でございますけれども、事前調査としましては、先ほど申し上げたとおり官民境界の基本調査というのがありますよと、まず、それに着手をしたいというふうに考えていまして、とりわけ東日本大震災の教訓を踏まえた中で、国も県も当然下田市も大災害が来たときの復旧の大きな要因となるのは、やはり土地の明確な規定であるというのは十二分に認識しているところでございまして、とりあえずのそれらのいわゆる公共施設、簡単に言うと道路、河川等ですね、それらの基本調査をするということで、下田市の海岸部の浸水が想定される面積が1.98平方キロメートルということでございます。これにつきましては、さきに答弁させていただきましたけれども、これは国の直轄でやっていただけるもので、予算に限りがありますので、優先順位の決定をというように求められていますけれども、とりあえずは全調査面積をやりたいというような形で要望はさせていただいておるところでございます。

実際のその基本調査の工程でございますけれども、まず、先ほど申し上げましたとおり道路台帳の付図であるとか、その辺の官民境界を決める前提となるような資料の収集はまずしますよと、道路台帳はそれであるだろうし、公図の収集も必要であろうし、さらにいえば、法務局に備えつけの関連する地積測量等の資料を収集すると。それをもとに現地に赴き、マニュアルによりますと、現地の塀や境界表、側溝やマンホール、既に設置されているその境界等の測量を行うということですね。次に、その現地調査の結果に基づき、その情報を地図に表示するよと。それらの境界をいわゆる街区の地図として、外周位置に落とし込み、いわゆる基準となるポイントを設定していくというようなことになっております。

これらを調査結果をもとに、次のステップの官民境界の基礎的な情報を図面や簿冊に取りまとめるというような工程となるようでございます。

いずれにしましても、1.98要望しているんですけども、国の予算等の関連でどの程度の要望がかなうかというところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 教育振興基金の件でございます。

現在の教育振興基金でございますけれども、増田議員ご指摘のとおり、こちら主な原資につきましては平成23年3月にご寄贈いただきました3,000万円、こちらが主なものでなってございます。こちらにつきましては、やはり当初、その遺産を、財産を遺贈いただくということで大賀茂小学校に3,000万円を寄贈したいというご希望があったものでございますけれども、やはりその大賀茂小学校では受けられないということで、下田市で受けるということになったものでございます。

当初やはりその使途につきましては、大賀茂小学校に限られるというものでございましたけれども、遺言執行者の方との打ち合わせにおきまして、義務教育の範疇の活用であればよいという判断をいただいたものでございまして、今回約2,300万ほど繰りかえ運用ではなく処分をさせていただいたところでございます。また、合意につきましても、そのやはり個人の意思を可能な限り尊重しろというような、財産の遺贈の合意書にございますので、今後はやはり大賀茂小学校の部分にも多少配慮させた使用をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） あと1分ぐらいですけれども。

○12番（増田 清君） これ何か形に残すように、例えばちょっとした碑をつくるとか、何かやはりそういうものを考えるべきだと私は思います。やはり寄附していただいた気持ちをやはりはっきり何らかの形で市民の方々に残すということが大事だと思います。大賀茂の方々は小学校を残していただいた関係上、その扱い道については何も言いませんけれども、やはりそういう事実があったということだけは何らかの形で残してほしいと思います。

それから、教育長のほうから試験の結果にお話がございました。私も余り発表しないほうがいいんじゃないかなと、そう思います。こちら辺につきましては、これからも慎重なやはり態度でいっていただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） これをもって12番 増田 清君の一般質問を終わります。

次は、質問順位3番。1、地域交通の確保について。2、平和都市行政と浜岡原発廃炉について。3、静岡県第4次地震被害想定と下田市防災対策について。

以上3件について、7番 沢登英信君。

[7番 沢登英信君登壇]

○7番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。

議長からご紹介いただいた趣旨質問順に質問をさせていただきたいと思います。

第1に、地域交通の確保についてであります。乗合バス、あるいは路線バスは地域住民にとって重要な交通手段であります。路線バスとは、国土交通省によります道路運送法に規定されました、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた路線を運行し、不特定旅客を運送するバスとされているところであります。このバスが自家用車の普及により、輸送人員の減少、軽油価格の高騰、あるいは運転手不足などの環境悪化で、廃止路線も今日増えてきているところではないかと思います。

その結果、「買い物難民」、あるいは「医療難民」の言葉で象徴されますような生活交通の危機に対応する地域交通の確保が、また、その再生が下田市においても差し迫った課題になっていると思います。

下田市バス路線等対策協議会において、下田市自主運行バスとして運行しております賀茂逆川線及び田牛線の2路線は、平成11年4月1日から実施されておりますが、田牛線は田牛発が2便、7時26分と16時6分であります。田牛行きは1便しかございません。15時45分となっているようあります。賀茂逆川線も発着とも3便だけあります。平成19年4月1日から下箕作、賀茂逆川線が2便加えられているわけであります。

平成25年2月4日のこの同協議会におきまして、さらに須崎海岸線、下田駅から岩下を通りまして中学、一条たけのこ村へのこの路線も2路線3系統について、路線バスとして株式会社南伊豆東海バスが単独継続が困難であるとの申し出がされているという報告があったかと思います。この点について現在どのように検討されているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

また、順天堂静岡病院への通院バスも取り組まれているところでありますが、増発が要望されているのではないかと思います。今日、経営上、財政上の状態はどうなっているのか、増発が可能なのか、ぜひともこの要望に応えていただきたいと思うものであります。

さらに、認定こども園の通園バス2路線で直営で運行するということが、今日教育委員会のほうで検討されていようかと思います。下田市全体の地域交通確保の観点からも、この問題も検討し直す必要があるのではないかと思います。少なくとも認定こども園のみの通園バスに限るのではなく、市内の幼稚園、保育園の同様のサービスも提供していくという姿勢が最低限必要ではないかと思うわけであります。

先日、平成25年11月14日から15日、産業厚生委員会で茨城県の大洗町に視察に行ってまいりました。人口1万8,000足らずのこの大洗町には「じんぐりなっちゃん号」というスクー

ルバス兼町内循環バスがございました。1回乗車券が100円であります。子供は50円です。茨城交通株式会社に委託しておりましたが、このような取り組みが各地で進められ、下田市においても必要な状況に来ているんではないかと思うわけであります。

また、かつて下田市におきましては下田市高齢者ことぶきバス乗車券交付制度が70歳以上の市民を対象に、平成4年4月1日から平成12年度まで続けられてまいっております。その後、平成13年から17年まではことぶきバスの回数券1冊当たり半額500円の補助制度がありましたが、ご案内のように集中改革プランによって平成17年以降は廃止がされているという現状となっているわけであります。

高齢者によります自動車事故が著しく増加し、免許証の返納が警察署でも課題となっていようかと思いますが、全くかわりの交通手段がない、生活できなくなる、こういう実態のもとで返納が進んでいないのではないかと思うわけであります。

社会インフラとしての公共交通、その土台の公共交通が不十分であれば、医療、福祉、教育、あるいは観光等緒施設にもその十分な成果が発揮できなくなる、こういうことになろうかと思います。通学定期代の高さやダイヤ不足で、高校への通学も、親によるマイカーでの登下校が増加しているのではないかと思うわけであります。

バス問題を中心に述べてまいりましたが、電車、タクシーなどの問題も当然あるわけであります。サービス水準低下と利用者離れの悪循環を断ち切り、地域公共交通を確立、再生することは、行政、交通事業者、市民の協働が不可欠であります。それを保障する共同のテーブルづくり、地域公共交通会議の設立、あるいはその活性化が求めらていようと思います。

そこで、地域公共交通会議の必要性について、市長はどのようにお考えになっているのか、その所見を伺いたいと思います。

また、道路行政や交通行政がまちづくりと交通権保障のもと、誰もが安心して移動できる豊かな地域社会を実現することが望まれていようかと思います。

交通事業者任せでなく、自治体が前面に出て、地域の公共交通機関の維持発展を目指すことが今日、必要となっていようかと思います。交通手段の重要性からして、電車、バス路線やタクシーのサービスや運賃を維持するだけではなく、サービス水準を上げる等、便利に活用できるシステム化ということが今、必要になっていようかと思います。

そのためには、伊豆地域の公共交通会議の設立をし、これを具体的に進める市役所にもプロジェクトチームをつくるなどの努力が必要ではないかと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

地域交通計画をぜひとも作成をしていただきたいと考えるものであります。

道路運送法に基づきます地域公共交通会議は、下田市においてはどのように運営されているのでしょうか。法的につくることが求められているわけでありますので、つくってなければきっちりと対応していただきたい。

また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条によります法定協議会、地域公共交通活性化・再生総合事業、国土交通省による認定を受けますと、補助金制度も設けられているわけであります。ぜひともご検討をいただきたいと思うところであります。

次に、平和都市行政と浜岡原発廃炉についてお尋ねをいたします。

下田市市議会は、平成21年12月1日、石井市長、当局提案の下田市平和都市宣言の決議をいたしました。その内容は、「開国の歴史に彩られ、近代日本に黎明をもたらした港と海と山に囲まれた湯のまち下田。この素晴らしいまちで、平和で豊かな暮らしを次の世代に引き継ぐことが、私たち下田市民の願いである。世界平和への実現は人類共通の願いであるが、今もなおこの地球上では、戦争やテロリズムなどにより尊い人命が失われており、核兵器の拡散も懸念されている。私たちは、このかけがえのない地球の平和と美しい自然を守るため、あらためて日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、核兵器など大量破壊兵器の廃絶と世界平和の実現に貢献することを表明し、下田市が平和都市であることを宣言する。」という立派な宣言文でございます。

そして、市役所を初め、3カ所に下田市平和都市宣言の塔といいますか、建設をしているところであります。今日最大の大量破壊兵器、まさに核兵器の廃絶、唯一の被爆国としての核兵器をつくらず、使わず、持ち込ませず、非核三原則を守っている都市であることを宣言をしたものであるわけであります。

したがって、黒船祭におきましても、下田港に核艦船の入港は認めないとする姿勢を宣言していることは新たであろうかと思います。石井市長は、平和市長会議への加盟も進められ、3・11東日本大震災に伴います福島第一原発の過酷事故を前にしまして、脱原発を目指す首長会議、首長会議ですね、13市町村の呼びかけ人の一人として名を連ね、平成24年4月28日、設立総会が城南信用金庫4階で開催されましたが、大きく寄与しているところであります。

その趣旨は、自治体首長の第一の責任は、「住民の生命・財産を守ることです。自治体の首長も自らの責任として、この事態に黙することなく、原発に依存しない社会、脱原発社会を目指し、速やかに再生可能なエネルギーを地域政策として実現することを積極的に進めていかなければなりません」と呼びかけているわけであります。

そこで、このような前市長の実績を、ぜひ楠山市長も引き継いでいただきたいと私は考えるものであります、どのように引き継がれる決意なのかお尋ねをしたいと思うわけあります。

下田市平和都市宣言をして以降、どのような平和都市行政を進めてまいったのかお尋ねをしたいと思うわけであります。また、今後どのような平和行政を進めようとお考えなのかもあわせてお尋ねをいたしたいと思います。

8月6日、9日、広島、長崎への被爆者への哀悼の黙禱だけではなく、平和コンサートや原爆写真展、朗読劇や平和教育、あるいは「はだしのゲン」の普及など、広島・長崎原爆資料館への視察、あるいは3・1ビキニの焼津への訪問など、多くのことが考えられようかと思います。被爆者の声を聞く取り組みなど、その実施を検討していただきたいと思うものであります。また、「終戦50周年記念誌『海鳴り』昭和の戦争と下田」下田市が発行いたしましたものでありますが、多くの市民、子供たちにも紹介をいただきたいと思うところであります。

そして、来年は下田開港160周年となる年となろうかと思います。150周年のときには大変大きな記念行事も進めてまいりました。日米友好、あるいは日ロの友好、世界の平和に貢献できる。そのような国際観光都市下田を大きく発信していく、一つの160年の記念行事を行うべきではないかと私は考えるものであります。ぜひとも来年度予算において、このような企画を具体的に進められるよう要望をしたいと思います。

次に、浜岡原発廃炉についてでありますが、菅元首相は、平成23年5月6日、世界一危険と言われております浜岡原発の運転停止を中部電力に要請され、4号機は5月13日、5号機は5月14日に停止されました。1号機は2001年に原子炉の漏水事故で、また、2号機は廃止段階にありましたが、2004年の定期検査以来とまって、2008年には廃炉が決まっているところであります。3号機は定期検査中であります。また、本年9月には日本にある原発全て90基が停止中であります。電力が足りないなどということはないわけでございます。

東海地震のその中心にある活断層の真上に設置されております浜岡原発は停止し続け、廃炉にするしか、住民の生命・財産、そして、故郷を守る道はないと私は確信するものであります。

原発の海側に高さ10から15メートルの砂丘があるから安全と言ってまいりましたが、今日22メートルほどの防波堤などの津波対策の整備を終え、浜岡第4号機の再稼働に向、原子力規制委員会に今年度、25年度中に安全審査を申請するという中部電力の方針が新聞紙上、

明らかにされているところであります。

これは、南海トラフ巨大地震が切迫するもとで、浜岡原発を再稼働させれば、新たな核のごみを増やすだけではなく、再び大事故につながる危険が増すわけであります。静岡県民は、世界一危険な浜岡原発は二度と動かさないで廃炉にしてほしいという、こういう願いを持っているわけであります。この願いを踏みにじられることになろうかと思うわけであります。

2003年には大規模な運転差し止め訴訟も起き、2007年の一审判決では原告が敗訴でございますが、3・11のこの福島第一原発事故以来、高等裁判所におきましても、その裁判官の見解も大きく違ってきていいようかと思います。

そして、2011年7月1日には、三上 元湖西市長外33名によります「浜岡原子力発電所運転終了廃止等請求事件」が提訴されているわけであります。鈴木敏弘弁護士外122名以上の方々が訴訟代理人として、手弁当でこの裁判に取り組まれているわけであります。

浜岡原子力発電所の1号から5号機を解体撤去しない方法により廃止措置を行え。施設は放射能に汚染されておりるので、放射能をまきちらさないよう、例えば施設全体を石棺で覆うなどの措置を行えと要求をしているところであります。地元西部地区においても裁判が既に提訴しております。

中部電力では、2010年に数多くの機器の点検もれが発覚しておるところであります。4号機のこの炉型はBWR、沸騰水型原子炉は、まさに福島第一原発の原子炉と同じものでございます。また、5号機は改良型沸騰水型原子炉と言われておりますが、下田市は浜岡原発から80キロ圏内にすっぽりと入っているわけであります。一度、過酷事故になれば、住んでいられなくなる地域であるということは明らかであろうと思います。事故にならなくても平常の運転でも、放射能から子供たちを守るため、絶えず注意し、食べる物も点検しなくてはならなくなっている現状ではないでしょうか。

原発のない安心・安全な社会を子供たちに残すために、行政として、市長としてぜひ努力をしていただきたいと思うものでございますが、この点についての市長の所見を伺いたいと思います。

最後に、静岡県第4次地震被害想定と下田市防災対策についてお尋ねをいたします。

内閣府中央防災会議は、東北地方太平洋沖地震、平成23年3月11日の東日本大震災に伴いまして、想定を超えた巨大な地震・津波が発生したことを教訓として、南海トラフ巨大地震の被害想定が取りまとめられているところであります。

平成24年3月31日に第1次報告、その後、平成24年8月29日に第2次報告を発表し、津波

高や浸水域等は既に発表されているところであります。そして、平成25年3月18日、被害想定の第2次報告として、施設等の被害及び経済的な被害を取りまとめているところであります。

東海地方が大きく被災するケースは、全壊及び焼失棟数95万4,000棟から238万2,000棟、死者約8万4,000人から32万3,000人としております。そして、千年に一度とは言え、下田の狼煙崎沖には33メートル、平均15メートルの津波高の津波が、その第1波は17分程度で押し寄せると想定されているところであります。

これを受けました静岡県第4次津波・地震被害想定、平成25年6月27日に公表されました駿河トラフ、南海トラフ沿いに発生します地震と相模トラフ沿いで発生する地震と2つの震源地について、レベル1の地震・津波、約100年から150年に1回の間隔で発生するこの地震はマグニチュード8.7から8程度と想定をし、レベル2最大クラスの地震・津波、南海トラフ9から8.2程度、下田市でも全壊家屋の棟数は3,700棟、半壊が1,400棟、合わせて5,100棟の建物に被害がある。そして、死者は5,100人と見込んでいるわけであります。

2013年のアクションプログラムで、このうち8割程度を軽減したいと、こういう計画を立てるんだと言っているわけでありますが、人的被害を8割に減少させることを目指し、平成25年から34年までの10年間でアクションプログラム2013、県の予算は4,000億の事業計画を予定をしているようですが、レベル1の津波対策の施設整備位置図、下田市の発表された報告によりますと、外浦漁港、須崎漁港、下田港、稻生沢川を、吉佐美漁港、大賀茂川、田牛漁港について、それぞれ施設の新設、かさ上げ、液状化対策、粘り強い対策や水門をつくると、県の管理する事業及び市が行う事業が区分をして明らかとしているわけありますが、これらを受けた下田市の防災計画はどのように進められているのかお尋ねをしたいと思います。

政府の地震調査研究推進本部は、東日本の巨大地震が、南海トラフを誘発する。東海地震は30年以内に87%の確率で発生する。日本列島全体が地震の激動期に入ったと、こう言っているわけであります。

下田市史によりますと、稻生沢川の河口に形成されました沖積地に発生したのが下田であります。集落の成立は比較的新しい。今の大工町から須崎町の川辺のあたりは、アシが一面に生い茂っていた。そして、海から打ち寄せる波に削られて、岸が月々変わっていった。弥治川町や伊勢町北側は池があり、柳や桜の木が茂っていた。人家はようやく30件ほどであったと、こう記載されているわけであります。

「郷土読本しもだ」には、稻生沢川の河口近くの土地に初めて村ができたのは、今から千数年前。この村の名前をもとの村ということで「本郷」とつけた。本郷より下の田んぼにあるということで「下田」と名づけられたと言われているわけであります。州の崎にあるので須崎町だと、笹やアシが生えていた原っぱだから、原町、中原町、池があったから池之町だと、こう記載されているわけであります。

河川下流部の沖積平野は、洪水、高潮、津波の常襲地であります。しかし、私たちの祖先は、河川の治水工事を効果的に実施できるようになり、まちをつくってきたのではないでしょか。稻生沢川は運河のような状態では今日ないかと思います。それでも自然災害は避けられません。河川改修事業は巨大な公共事業費を費やすバブルや日本列島改造論になってはいけないと思うわけであります。

県のアクションプログラムよりも、より一層先にやっていただきたいことは多くの議員が指摘をしてきたところではないでしょうか。稻生沢川に係留されている、この不法係留物を撤去してほしい、直してほしい、これは毎年の台風や風水害でも被害が起きてくる課題ではないかと思うわけであります。これが、あたかも公共事業のためにかさ上げをするんだ、液状化対策をするんだと、こういう発想でやられたとしましたら、これはやはり県のアクションプログラムに待ったをかける姿勢が必要ではないのかと。

食料品のお米や等々の備蓄のために、市内のお米屋さんや、あるいは生鮮食品を預かっているお店、青物市場等と協力して備蓄倉庫をつくっていただく、避難所をつくる、避難路をきっちり整備していく、こういうことでの先の取り組みがなくして防潮堤、あるいは治水対策、かさ上げ等は全く……

○議長（土屋 忍君） 5分前です。

○7番（沢登英信君） 陳腐な案だと言わざるを得ないと私は思いますが、市長はどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

さらに、市役所庁舎の建設を考えるには、津波の危険のある地域にも防災拠点をつくることを検討すべきだと私は考えます。津波が来ても、最低限の機能ができるよう盛り土をし、人工地盤をつくって、そこに建てればいいと思うわけであります。救急や消防は日常的に使うので、市民にとって便利なところにあるべきであります。市職員や市役所は、市民とともににあることが原則ではないでしょうか。高台にまち全体を移す計画ができるならともかく、災害に強いまちづくりのその中心に庁舎がなるべきことは一考に値すべき考え方ではないかと思うわけであります。

この点につきましても、消防詰所の問題、浸水地域に幾つもの消防詰所があり、そこに消防車がある。このような具体的な改善を図っていく必要があるんではないかと思うわけであります。

東日本大震災の被害については、2万人近くの死者が出て、今も残念ながら関連死する人が報道されているわけであります。助けようと思えば助けられる人たち、この孤独死に含まれております人々とのきずなが本当に大切ではないかと思うわけであります。その点で、防災・減災と言われますが……

○議長（土屋 忍君） 3分前です。

○7番（沢登英信君） 事前の予防、堤防をつくるなど、家を耐震化するなど。

第2点目は、緊急対応であります。災害時の避難、消防救急救命隊、支援物資、避難所とか災害の発生72時間から1週間くらいの対応が必要ではないかと思います。

今日の伊豆新聞においても、全ての135や414等、下田に入ってくる道路はそれぞれ寸断されるであろう、こういう予想も立てられているところではないかと思います。

第3に、復旧・復興の段階は、仮設住宅や工場等の再生、あるいは住宅建設、地域産業の観光業の再生等が当然図られていかなければならぬかと思うわけであります。

このような防災に対するシステム化がどのように検討されているのか、災害廃棄物などの処理体制の確保も当然検討の内容となろうかと思います。迅速かつ着実に復旧・復興をなし遂げる、被災事業者の迅速な再建を目指し、着実な復興・復旧を進めていくことが求められていよいとと思います。

そういう要請の中で、下田市の防災計画、その中でも特に下田市のアクションプログラムはどのように検討され、現在どのような段階にあるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

以上で趣旨質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

ここで10分間休憩します。

午後 3時3分休憩

---

午後 3時4分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

## ◎会議時間の延長

○議長（土屋 忍君） ここで会議時間を延長いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、沢登議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地域交通の確保についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

議員ご指摘のように、少子高齢化、特にひとり暮らしの増加、また交通弱者や買い物難民等で表現される方々の増加によりまして、地域公共交通の確保が大きな課題になってきております。

先ほども述べましたが、これから必要とされます集約型都市構造、コンパクトシティーにおいても公共交通の整備は重要なものです。人口減小、過疎化、利用者減少において、その確保は、また整備は容易なことではありませんが、弱者に優しい、暮らしやすいまちづくりには欠かすことのできないことありますので、まずはできることからにはなりますが、工夫検討していかなければならぬと考えております。

ご指摘の各バス等のことに対しましては、担当よりお答えさせていただきますが、地域公共交通会議に関しましては、下田バス路線等対策協議会等とも関係することありますので、副市長より答弁をさせていただきます。

続きまして、平和都市行政と浜岡原発廃炉についてのご質問ですが、平成21年12月定例会におきまして、下田市平和都市宣言を決議いただきました。その後、市内3カ所に下田市平和都市宣言の塔を設置いたしました。この塔により、市民の皆様や観光客等の来訪者の皆様に常に平和の大切さと、それを宣言しているまちの責任、役割を示していると認識しております。

これらをテーマとした、また、特化した特別の活動は現在しておりませんが、平和の根幹であります日々の暮らしの安定、安心・安全をテーマに市政を運営しているところであります。

また、下田市の重要な役割、特徴であります開国之地、国際交流の地として、黒船祭や北方領土下田の集い、国際交流コンサート等のイベントを通して、友好、交流、平和の大切さを表現しております。これらを続けていくことが下田市としての平和都市宣言に値するものと考えております。

平和首長会議につきましては、平成20年2月20日付にて平和市長会に加盟申請し、同年2月28日に加盟認定されたものであります。その後、平成24年8月6日に会議の日本語名称が平和首長会議加盟団体1,360ほどですが、に変更をされまして、現在に至っております。

下田市におきましては、広島・長崎議定書に賛同する都市アピール署名に署名するなどの活動があります。

なお、平和首長会議は年に1回、国内加盟都市会議が開催されております。私も就任後、開催の案内はいただいておりますが、他の公務との関係で出席がかなわない状況にあります。活動等の内容、報告に関しましては、随時本部よりいただいております。海鳴りの件または平和教育の件に関しましては、後ほど教育長、担当課よりお答えをさせていただきます。

脱原発を目指す首長会議についてお答えをいたします。

2012年4月に35都道府県の首長35名、元職6名を含みますが、の皆様で脱原発を目指す首長会議が設立され、現在会員は38都道府県で83名、元職が15名含まれていることであります

が、の状況であります。

石井前市長は、設立時より設立呼びかけ人の一人としまして積極的に活動をされました。現在も元職の肩書で参加をされております。会員の資格は、この当会の目的に賛同して入会した基礎自治体の長、元職も含むというふうになっておりますが、あくまでも個人の入会となっております。当会の目的であります新しい原発はつくらない。できるだけ早期に原発をゼロにするという方向性を持ち、多方面に働きかけるとの考えに対しましては否定するものではありませんが、入会して活動していく思いには至っておりませんので、本年4月に入会のご案内をいただきましたが、入会の手続をしていない状況にあります。

下田開港160周年のご提案をいただきました。現在具体的なものは考えておりませんが、メモリアルでありますので、何か下田から上手に発信できるものを検討いたしたいというふうには思っております。

浜岡原発廃炉についてお答えをいたします。

原発の廃炉につきましては、国としてのエネルギー政策として判断されなければならない重要な課題であると考えております。核の平和利用として容認され、水力、火力の発電より効率的であり、自然破壊やCO<sub>2</sub>の問題に対して環境に優しいとの判断で推進されてきたものでありますが、核としての危険性や破壊性が内在していたことは事実であると思います。その中で人災と言える福島の事故でありますが、そのようなものがあつてはならないというふうには思います。事故処理のための膨大な時間と費用、また、果たして完全に処理できる

かというような不安、また、それ以上に思いやるべきは住民の方々の苦しみであると考えます。このような事故は二度と起こしてはならないと考えております。

浜岡原発におきまして、万一このような事故が起きたなら、この地域も重大な被害もこうむると推察されます。行政としても、このような状況にならぬよう対応していく責務があると考えますが、先ほど述べましたように、廃炉等に関しましては国のエネルギー政策において判断されるものと考えております。廃炉になるも、また、存続になるも、どちらにおきましても事故防止の整備が必要でありますので、現在着々と行われております、その整備、完成を望むものであります。中部電力からは隨時整備状況等の報告や説明を受けております。

静岡県第4次地震被害想定と下田市防災対策につきましては、担当課よりお答えいたしましたが、この中で防災対応というものは一つの施策で完全だということはないというふうに思います。そういう中で多重、多様的な対応の中で防災・減災が行われるものと思っております。そういうところの中では地域に則しているというものが大前提かなというふうに思いますので、また、県の方針、そして市の方針、また、地域の皆さんと考え、そういうものを上手に吸い上げ、上手にミックスしながら、下田らしい防災対応をしていくことが必要かというふうに思っております。

続きまして、まちづくりと新庁舎建設についてのご質問にお答えをいたします。

下田市の都市構造として暮らしやすいまちづくりとは集約型都市構造、コンパクトシティースタイルであるというふうに考えておりますし、今までそう述べております。この構造の精度を上げることが必要であるというふうに思っております。その中核として庁舎は大きな存在であるというふうに考えております。この中心市街地が津波による浸水域となるために、防災対策が必要であります。その重要な対策の一つが避難路・避難場所の確保であります。

まずは、山側の高台への避難路・避難場所の整備が必要であります。しかし、町なかにおきましては、浸水域や浸水深、あるいは津波到達時間等とともに、住民、観光客、あるいは利用者、避難要支援者等の状況を考えますと、避難ビルが必要であるというふうに考えております。しかし、町なかにそれに適するビルが十分にありません。それを順次、法的に建設することも現状困難でありますし、民間にお願いすることも限界があると考えます。

そのような中で、まずは大勢の方を受け入れることのできる大きな避難ビルを1棟つくることは効果があるというふうに考えております。それが駅ビルまたは駅周辺または現在地等に建設され、庁舎として利用されることは住民や観光の皆様に避難ビルとして十分に利用し

やすく、安心・安全の発信力としても象徴的であるというふうに考えます。庁舎位置、庁舎建設位置決定としては検討しなければならない課題が多くありますので、まだ未定ではありますが、庁舎が駅ビル、あるいはその周辺に建設されることで、平時は中心市街地の核となり、利用者の利便性を最大限に發揮し、災害時は多くの方々の避難ビルとして利用されることは望ましいことであると考えております。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 私からは地域交通の確保についてということで、公共交通機関、バス路線の単独継続困難の問題、それから、地域公共交通会議に関する取り扱い、それから、伊豆地域の公共交通会議設置、それから、国庫補助の関係につきまして答弁をさせていただきます。

まず、公共交通機関、単独継続困難路線の関係でございますけれども、ご質問の自家用車の普及により路線バスの利用者が減少し、また、燃料価格の高騰や雇用問題などによって路線バスの運行環境が悪化し、買い物難民や医療難民などの言葉に象徴される社会現象が引き起こされており、下田市においても差し迫った問題として起き上っている状況の中で、地域交通の確保という観点から路線バスの単独継続困難な申し出に対して、下田市バス路線等対策協議会において現在どのように方向づけがなされているのかというご質問でございます。

ご承知のとおり、下田市バス路線等対策協議会につきましては、下田市附属機関設置条例に基づく諮問機関でございまして、平成10年10月に制定されました協議会規則において、その目的、協議事項、組織等が定められており、充て職で副市長が会長に充てられておりますので、私から沢登議員のご質問に答弁をさせていただきたいということでございます。

ご質問の単独継続困難路線の申し出があった下田駅須崎線と下田駅一条たけのこ村線の2路線3系統でございますけれども、下田駅須崎線につきましては、平成21年10月に株式会社南伊豆東海バスが静岡県に対しまして単独継続困難の申し出を行いました。このときは減便を含むダイヤの変更で対応いたしましたけれども、利用者の増加に結びつくような運行状況の改善は見られませんでした。その後、平成23年12月21日付で同路線の今後の方策について下田市バス路線等対策協議会に諮問し、平成24年1月18日付で学校など関係機関等と調整を図り、通学や通勤利用者に配慮した中で減便を行い、しばらく様子を見ながら協議を続けていくことを求めると答申しております。しかし、その後も事態は好転いたしませんで、平成24年10月29日付で株式会社南伊豆東海バスから静岡県に対しまして、改めて継続困難の申し

出を行い、同年11月21日に開催されました下田市バス路線等対策協議会に対し、下田駅須崎線の今後の方策について諮詢いたしました。翌年、平成25年2月4日の協議会で今後の方向性についての考え方を確認いたしまして、同年2月6日付で下田駅須崎線につきましては、大幅な減便を行い、経常収支の改善によって路線維持を図っていくと答申したところでございます。

現在の状況につきましては、その答申を踏まえた大幅な減便での対応という方法は、地域公共交通の担い手であります事業者として望ましい姿ではなく、できる限り企業努力で対応したいという事業者側のご判断によりまして、減便は最小限、1往復の廃止にとどめ、加えて土日、祝日の2往復の運休、あるいはダイヤの変更ということで3往復、これによって対応するということで現在に至っているものでございます。

一方、下田駅一条たけのこ村線につきましても、下田駅須崎線と同じような経過をたどりまして、路線バス等対策協議会へ諮詢し、答申が出ており、最終的には乗降客の実態に鑑み、学校や地元区などの関係機関等と調整を図り、バス利用者に配慮した中で路線短縮及び減便を行い、路線維持に向けて協議を続けていくことを求めるといったしまして、具体的には一条たけのこ村までの運行を見直し、大賀茂の堀切までに路線短縮するとともに、一部ダイヤ変更と土曜、休日運休、1往復でございますが、これによって本年4月1日から改正したところでございます。

なお、答申に当たりましては、大幅な減便、路線変更については関係機関からの要望やバス利用者の実態を加味した調整を行って、地元へ説明し、理解が図られるように事業者に要請しております。しかしながら、それでもなお厳しい経営状況に変わりがないということで、事業者からさらなる見直しの協議を求められている現状があります。先般、11月26日に今年度第1回のバス路線等対策協議会を開催し、今後の方策について重ねて諮詢したところでございまして、年内にもう1回会議を予定し、年明けの2月をめどに一定の結論を出してまいりたいと考えております。

続きまして、地域交通の確保ということで、認定こども園への通園バス2路線は市直営で検討しているが、市内全体の地域交通確保の観点からの検討も必要ではないかというご提案に関連いたしまして、地域公共交通会議の必要性についてどのように考えているかというご質問でございます。

ご指摘のとおり、認定こども園への通園方法の一つとして、地域公共交通機関の利用の問題が挙げられます。教育委員会事務局の担当部署と協議した経緯はございますが、利用者が

幼稚であり、課題として挙げられた運行上の安全確保の問題などを多角的に検討した結果、路線バス等の公共交通機関の利用は比較的高い割合でのリスクが避けられず、現実的に困難ではないかという判断をさせていただいているところでございます。

ご質問の地域公共交通会議につきましては、多様なニーズに的確に運送サービスの提供するシステムとして、平成18年10月に道路運送法の一部が改正され、地域公共交通会議の仕組みが導入されたところでございます。会議の構成員は市町村、都道府県、地域住民や利用者、交通事業者、運転者が組織する団体、事業者団体、学識者のか、警察や道路管理者、運輸局や運輸支局でありまして、その根拠となる法令ですが、道路運送法施行規則の第9条第3項、第1項、第2項に規定されておりまして、その役割は、地域の実情に応じた乗り合い運送サービスの形態やサービス水準等について具体的な協議を行うものでございます。

主な協議内容につきましては、運行の形態について、運賃及び料金について、路線営業区域、使用車両等の事業計画について、運行時刻等の運行計画について、市町村有償運送の必要性について、收受する対価についてなどとなっております。また、地域公共交通会議を立ち上げたときには公表し、会議は原則として公開で行われることになります。

国土交通省におきましては、地域の需要に即した乗り合い運送サービス等の運行形態等について、協議を行う組織の一つとして、地域公共交通会議を位置づけまして、地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドラインをつくり、地域公共交通会議の設置要綱のモデル要綱まで示しております。この地域公共交通会議のあり方が社会的な課題となっている現在、下田市の地域公共交通のあり方についてどのような手法で生活の足の確保や観光地としての特殊性にも配慮した対応、対策を講じていくべきか、さまざまな角度から論じる時期に至っているのではないかと考えております。

近年、交通体系の多様化が進む中で、公共交通の確保という問題に直面し、多くの自治体が抱えるさまざまな課題を検証しつつ、先進事例なども参考にしながら、関係各機関と相談し、下田市における地域公共交通施策の進むべき姿を協議する場としての下田市地域公共交通会議の設置を視野に入れながら、地域住民の交通の利便性の確保を初め、さまざまな需要に応えるべく取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

続きまして、ご提案の伊豆地域公共交通会議の設立やプロジェクトチームの結成についてでございますが、伊豆半島東南部のエリアにおけるバス事業者は、東海バスグループ1社でございまして、伊豆半島のバスのネットワークを検討する場としては、少なからず意義があるものと考えております。

しかしながら、広域的な連携が必要となりますので、静岡県当局とも相談させていただき、実現の可能性を探ってまいりたいと考えます。

なお、道路運送法に基づく地域公共交通会議が下田市においてどのように運営されているのかとのご質問につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、まだ組織化されておりませんので、今後関係者、関係機関と協議しながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条による法定協議会、地域公共交通活性化再生総合事業について国土交通省による認定を受け、補助金制度もつけられているというお話をございますけれども、実はこの地域公共交通活性化再生総合事業につきましては、この補助金は国の事業仕分けによりまして平成23年4月に廃止になっております。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律はそのまま残っておりますので、地域公共交通活性化再生総合事業補助金の廃止にかわって、同年、平成23年4月、新たに地域公共交通確保維持改善事業補助金制度が創設されたところでございます。

新しい補助メニューの目的につきましては、地域特性や実情に応じた地域最適な生活交通ネットワークを確保、維持するためのもので、陸上交通における補助対象事業者は補助メニューによって異なりますけれども、一般乗り合い旅客自動車運送業者や自家用有償旅客運送者でございますので、今後情報を共有しながら共通認識を持ちながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、私からは平和行政に関するご質問の中で平和教育、「はだしのゲン」の普及、それから、原爆資料館等への視察見学、この実施検討のご要望がございましたので、学校に関する部分につきましてお答えをしていきたいと思います。

下田市では、現在のところ平和教育としまして特別な取り組みはしておりませんけれども、学校では教科等の指導はもちろん、学校の教育活動全般を通して道徳心や自他を大切にする心、あるいは命を大切にする心などを育んでいくことを目指しております。友達と仲よく遊んだりお互いの考え方や能力を大切にし合って、勉強したり運動したりする人権感覚を身につける活動、これも平和教育に大きく貢献、関連するものだと、このように捉えています。

また、市長の答弁にもございましたけれども、下田は国際交流原点としての開国歴史のまちという認識のもと、子供たちの日米交流、日欧交流の充実、これが平和教育にもつながる

ものだと考え、現在取り組ませていただいております。

「はだしのゲン」の普及でございますけれども、市内小中学校の図書室に備えられているかどうか、これを問い合わせをしてみました。すべての小中学校に配架されではいますけれども、この「はだしのゲン」は早くから子供たちにもよく読まれておりまして、古いものが多く、中には一部欠損している、こういう状況がございました。今年度から小学校に配置されています学校図書館司書によりまして、今、少しずつ蔵書の準備、整備、これが進められて充実を図っているところでございますけれども、この「はだしのゲン」を含めまして、平和教育に関する図書の充実、これも今後お願いをしていきたいと、このように思います。

また、学校での原爆資料館等への視察見学に関しましては、10年ほど前に修学旅行で市内中学校、これは下田中学校でしたけれども、広島を訪れまして広島平和記念公園、原爆記念館、原爆ドームを見学し、また現地の語り部さんからお話を聞くと、こういうことで実施をしたことがありました。奈良、京都での学習も含めた計画でしたので、時間的な問題に加えまして、京都、広島間の新幹線運賃も増えるという、スケジュール、あるいは保護者負担の課題が生じました。したがいまして、なかなか継続して実施することができなかつたと、こういうことがあったわけでございます。現状では2泊3日の修学旅行で広島・長崎への原爆資料館見学は大変難しいのではないかなど、このように思っています。

議員がお話しいただきました焼津の資料館訪問見学につきましては、今後各学校に検討するよう呼びかけていきたいと、このように思います。

私からは以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 地域交通の確保についての順天堂大学病院への増発の要望についてお答えいたします。

まず、事業ですが、高度な医療を提供できる順天堂大学医学部附属静岡病院への通院、お見舞いの利便性を図るため実施してきた事業でございます。平成22年10月には利用者へのアンケートを実施するなどをして、より利便性を図る方策を検討し、復路、帰りですね、帰りの増便を検討してきた経過はございます。しかし、平成23年3月、東日本大震災があり、利用客の著しい減少に見舞われたこともあり、平成23年9月、バス会社側から増便計画の見合わせについて申し入れがございました。現在は1往復の運行となっているところでございます。今後機会を見ながら、改めて話し合いの場を持ちたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 認定こども園の通園バスの関係でございます。既存の2園、下田幼稚園にも最低限運行すべきというようなご質問と思います。

やはり今回の認定こども園の建設に伴います再編整備計画におきまして、やはり廃止される施設、周辺地域の保護者の皆様、園児の皆様にとりまして大きな負担がかかるということでございまして、また、実際に統合される園までの交通手段が確保できない保護者の方もいらっしゃるというようなことから、通園バスの確保について検討をさせていただいたものでございます。

先ほど副市長が申し上げましたとおり、検討当初、既存のバス路線を活用するという案もあったところでございますけれども、子供たちの車内での状況、また安全の確保、また、送迎時間外の園事業へのバスの有効活用等を考慮した結果、園児専用のバスとして運行をするとしたものでございます。

現在の運行計画でございますけれども、市でマイクロバスを保有いたしまして、稲梓朝日コース、それから、白浜浜崎コースの2路線、それぞれ朝1便、午後2便を運行することとしているものでございます。通園バスの利用料金につきましては、5キロ以上、月額3,000円、5キロ以内、恐らく吉佐美ですとか柿崎、その辺あたりを想定しているところでございますけれども、月額1,500円、それから、片道利用、兄弟割引、こちらは月額料金の2分の1ということで今、考えているところでございます。

また、こちらの通園バスの運行計画検討の当初には、やはりその3園全てを通園バスの運行対象とする想定でございましたけれども、やはり検討している経過で下田保育所につきましては通園路が狭隘であると、通園バスの運行が一般車両の通行の妨げのおそれがあるというような状況、また、下田幼稚園につきましては、通園路となっております神社内、マイクロバス通行できませんので、市民文化会館付近での乗降となるということで、園との間の通園に負担が懸念される。また、現時点においては保護者の皆様が送迎していただいているというようなこともございまして、この認定こども園のみの運行計画を対象とさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 沢登議員からは平和都市宣言の質問の一環としまして、下田開港160周年の要望をいただいたわけでございます。市長もメモリアル的な何らかの検討をした

いという答弁をいたしたところでございます。この下田開港150周年記念事業というものを平成16年、2004年なんですが、実施いたしました。これはその準備といたしまして、前年から下田開港150周年準備係という係を設置いたしまして準備しております。そういうことで2004年、平成16年の4月には今度その準備係を記念事業係というふうに改称いたしまして、事業を実施したところでございます。

具体的にどのようなことをやったかと申しますと、4月から9月にかけまして旧町内をテーマパークといたしました開国まち歩き事業というものを6ヶ月にわたって長期に開催し、そのメインイベントとして黒船祭が据えられているものでございます。黒船が持ち帰った植物という記念公園ですか、夕方にまち遊びをする市という夕遊市、あるいはカジキ釣りのときのマリンフェスタ下田、そして、キャプテンペリーの宝探し、そして、11月には在日外国人を対象といたしました異文化交流シンポジウムというようなことを実際にはやったわけでございます。

先ほども申しましたように、これは前年から準備をいたしまして2004年にそういう半年間にわたる事業をやったということでございますので、今現在として2014年、もうすぐなわけでございまして、どれだけの準備行為ができるかわかりません。また、予算ですか担当の係、またそれに協力していただけるいろいろな団体、そのような調整がございますもので、多々検討する事項があろうかと思います。そういうことで要望があったことを受けとめまして、序内で今後、協議検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋸夫君） 私のほうからは「終戦50周年記念誌『海鳴り』」について、多くの市民、子供たちに紹介をしていただきたいというご質問についてお答えさせていただきます。

この「終戦50周年記念誌『海鳴り』昭和の戦争と下田」につきましては、平成8年に市民の戦争体験、また戦争と下田に関する事項、下田の戦争遺跡、また戦没者、戦災者の名簿等の内容で、A4、297ページの冊子を2,000部作成し、1部1,000円にて販売をしたというものですございます。

現在この在庫のほうを確認しておりますが、福祉事務所におきまして5冊の残数を残すのみとなっております。また、当冊子につきまして問い合わせ、購入希望等の問い合わせが今ないものですから、現時点の増設の予定を考えておりません。

なお、市民や子供たちへの紹介に関してですが、現在、中学校全校の図書室、また市立図書館に設置をしていただき、閲覧をしていただくようにしてあるものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、私のほうからは防災関係のほうを答弁させていただきます。

まず、下田市の防災対策の考え方等、防災計画はどのように進められているのでしょうかというご質問でございます。

防災対策についての考え方でございますが、県の第4次被害想定の報告を受けまして、津波に強いまちづくりを早急に進めることが求められており、基本的には住民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設の整備などのハード、ソフトの取り得る手段を尽くした総合的な津波対策の策定が急務であると考えております。そのためにも、まず生命・身体の安全を確保するための円滑な津波避難を行うための避難計画を策定することが必要だと考えております。それによりまして各地の状況を把握し、避難整備対策を進めていきたいと考えております。

また、自主防災組織を中心に地域の住民や学校などが協力し、地域の防災力を高めるため、防災訓練や人材育成などの取り組みを促進したいと思います。特に平成26年度には今、申し上げましたとおり避難計画の策定、これを優先課題として今、予算のほうにも編成しているところでございます。

また、担当課のほうといったしましても、特にハード面の整備につきましては、それぞれの管理者がございますので、その事業ごとの管理者とともに地元との十分な意見交換が重ねられることが、理解をいただける第一歩かと思います。このような姿勢でおります。

次に、防災計画につきましては、既に8月に第1回の防災会議を開催してございます。これを受けまして、同じく府内係長級で組織します地域防災計画修正検討府内会議を立ち上げております。個々の取り扱い事案について府内の各課のすり合わせ等を現在行っております。この12月には第2回の防災会議を予定しております。その後には、第3回は2月中に防災会議を予定しております。そのスケジュールに間に合うように府内の各課の内容の事業化のスケジュール等を調整をしているところでございます。最終的には、3月に防災会議で承認を受けたものが今年度策定の防災会議ということになります。したがいまして、完了は3月末を予定しているところでございます。

次に、下田市のアクションプログラムではどのように具体化されるでしょうかというご質問でございます。

市のアクションプログラムをただいま趣旨質問の中で議員お示しの県のプログラムと同じ分野分けでございます。3分類されておりまして、1つとして、地震・津波から命を守る取り組み。2つとして、被災後の市民生活を守る取り組み。3つとして、迅速な復旧・復興をなし遂げる取り組みに分けるものでございます。

取り組み事業といたしましては、議員ご承知のとおり、建築物等の耐震化などを含めまして11事業に事業目分け、事業ごとの仕分けをしてございまして、これについて今、各課に協力を求めてアクションプログラムのほうの策定をしているところでございます。

なお、今回、県が追加公表いたしました2次報告につきましては、その事業項目につきまして県の詳細説明を確認した後、対応をしていきたいと考えております。

アクションプログラムの策定につきましては、現在作業を進めているところでございますので、具体的な内容につきましては、まだ整理がされておりませんので、今後各課と事業内容等を調整しながら防災・減災への具体的な事業化の策定、目標策定期年度も設定した中で年明けの3月末までに策定ができるよう、進めてまいります。

策定後にも定期的に事業の達成状況を検証し、その結果を踏まえた見直し等を行って行く予定でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 答弁漏れはいいですか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 地域交通、この公共交通の確保でございますけれども、大変差し迫った課題ではあるけれども、困難を伴う課題でということも理解をします。

今、副市長からの答弁ですと、実態的にこの須崎、それから、一条線ですね、これらは株式会社南伊豆東海さんの努力に待っているという、こういうことではないかと思うわけです。しかし、実態はこの一企業に努力を待っていても経営的に成り立たないという現状が明らかになってきていようかと思うわけですね。市がどこまでできるかという課題は当然あろうかと思いますが、公共交通の確保として、やはり一企業者に任せるとではなくて、公共交通として市としてどういう手当てができるか、真剣にご検討いただきたいと。

そういう点で、高齢者へのこのサービスとして、かつてことぶきバス等の実施があつたわけであります。既にやって財政的に困難だということで石井市長のときに廃止されたと、こ

ういう経過もありますので、これらにさらに工夫をしたデマンドバスというんでしょうか、要請があつたらバスが迎えに行くというようなことも含めて、お年寄りや地域の人たちの交通を確保していく、こういうことがぜひとも必要ではないかと思います。

それから、やはり順天堂への医療難民を救うという点では、これまたやはり東海さんにお願いしているという姿勢だけでは当然これは経営的に成り立たないというのは、多くの人が推測できるところだろうと思うんです。ですから、これも関係各市町村で費用負担をする等の対応をぜひとも再検討していただきたいというぐあいに思います。

それから、2点目に関する法律についての補助金は研究不足で失礼いたしました。廃止されているということですので、新たな制度の中でのご検討をあわせて、これはお願いをしたいと思います。

なお、この市長の原発廃止の問題は国のエネルギー政策であるので、そちらに任せたいというお考えのようですが、私はエネルギー政策として議論してほしいと言っているわけではありません。脱原発、首長会議等々でも言われていますように、市民の安全を確保する点で、やはりこの立場から大きく発言をしていっていただきたいと。

ご案内のように、小泉元首相も原発を推進してきた首相だったかと思いますが、今日この原発の危険性を、稼働すればするほどその核廃棄物を処理する技術がないと、大変な事態だと、これは即廃止しかないんだと、こういう見解を持たれているようでございますので、エネルギー対策というよりもやはり市民の安全を守るという観点から積極的な発言をお願いをしたいというぐあいに思います。

次に、160周年の記念行事ですが、150年のときは前年からやってきたので、ちょっとそういう体制はなかなか困難ですよということは理解ができますが、160年のときにそれぞれ日中の交流であるとか、幕末のたしかスパークー博とか映画をつくったり紙芝居をつくったりしていくまして、それらのものが埋もれて紹介されていないという現状があろうかと思います。少なくとも160年で実施をした成果が、10年後にまた市民の目に新たな装いで提供していくということは当然できようかと思いますし、オロシヤ祭につきましても振興公社のほうに任せっきりであってというような感じがするわけです。市の160周年の行事として、日中、日中の大きな取り組みを、新たに特別な取り組みというよりも今までやってきたものを総まとめして、観光都市下田を発信していくと、こういうことはできるんではないかと思いますので、再度その点について要請をしていきたいと思います。

それから、庁舎の問題は。そういう意味では浸水地域にも安全なものをそれなりに建設し

ていく必要があるんだという点については市長の同じ、同意見だということで大変心強く思うわけであります。具体的には、駅ビルと伊豆急さんとの協議をして進めていくということは私は大賛成であります。なぜなら、この敷根に持っていくんだという、この案が欠陥を持っているからであります。どういう欠陥か、27年までに実施できない都市計画法に定められた都市公園を敷地にできないという枠組みがあるわけです。そういうものを排除して、建設できる場所において、そこが建設地ですよということであれば、それは理解できますけれども、今なお、都市計画の縛りがかかっている中で、できないところを建設地にするんだと、こんなばかげた議論をしているところに敷根へ持っていくところの欠陥、欠点があるわけです。瑕疵があるわけです。そこをきっちりと認識をして、どうあるべきかを僕は組みかえていくべきではないかと思うわけであります。高台に持つていけという意見も理解できぬわけありませんが、現時点の中で敷根に持つていくということは、法的にできないことをやろうとしているんだと、こう言わざるを得ないと思います。この最大の欠陥が敷根の提案にはあるんだという、ここをきっちり市長としてご理解し、体制をとっていただきたいと要望をするものであります。

それから、防災の問題であります、第3回の来年の2月に含めて3回の防災会議を開いて応えていくんだと、ぜひ立派な体制を進めていただきたいと思うんですが、ぜひとも県にはこの不法に係留されているこの廃船というんでしょうか、下田港や稻生沢川に係留されているもの、それから、下田港のしゅんせつをきっちりしていただく。かさ上げする前に日常的にやっていただかなければならぬ防災上の対策がいっぱいあるんだろうと思うんです。そういうものをやらないでおいて、このアクションだと、業者のための仕事をつくってやるんだみたいなこの県の姿勢というのは、きっちり批判されて僕はしかるべきだと。市民のための安全とは何かと、こういう観点からのアクションプログラムをつくっていただきたいと、こう考えているわけでありますが、この点についてのご答弁はいただけませんで、県のアクションプログラムに基づいて下田市内のアクションプログラムをつくっていくんだと、こういう答弁でございますので、この点では私は大変不十分だと、納得できないと、こういうぐあいに思うわけであります。

以上、再質問をさせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 私から答えるべきところを答えさせていただきます。

原発に関しては、先ほども述べましたが、やはり原発としてエネルギー政策として認

められたところがあった。しかし、もともとそこに危険性や破壊性が内在していたということは事実であります。それが、今回あのような事故によって露呈されたということで、一度事故になってしまふと本当に多大な被害ということで、それは避けなければならないことだというふうに思っております。

ですので、そういう災害が起きない、そういう被害が起きないようにということは、私はそのように思いますが、それがすぐに廃炉というような形、原発反対というような形の思いまでは私どもでは私のほうではまだ至っておりませんので、申しわけございませんが、もう少し先ほど言いました、いろいろエネルギーの政策の部分等も考えながら、自分の中で思いをつくっていきたいというふうに思っています。

それから、160周年の記念事業ですが、160周年記念事業ということをまだテーマにしておりませんので、全く具体的なことをお答えすることはできません。ただ、当然150年という50の区切りからいいますと、10年単位ということで、150年よりは小規模になろうかというふうに思いますが、160年を記念をするということは必要かと思います。ただ、それをどのような形であらわすかということになりますと、先ほど課長のほうからも言われましたが、準備の期間、また財政的な問題もありますので、そういう意味の中で今、議員より提案がありましたように、今までの中に内在しているようなものを上手に使って、表現するのも一つかなというふうに思いますし、上手にこの160周年の歴史と、そこに持っている意味を発信できるような工夫をこれから考えていきたいというふうに思っております。

また、庁舎のことに関しましては、現在決定前の作業を進めているところですが、私の思いとしましては、平時、あるいは災害時の中でバランスのいい対応ができるような、そういう庁舎のありようというものを考えていきたいというふうに思っています。

また、防災に関しましてですが、私もアクションプログラムの今162項目になった全てを下田がそのとおりにできるということにはないとは思いますが、しかし、防災はいろいろな多面的にもいろいろな形でやらなきゃならないところがあります。しかし、今まで述べましたように、やはり地域性、地域らしい、あるいは地域としてのというようなことは捨ててはならないというふうに思いますので、常に決める段階の中で、そういう事情をきちんと踏まえ、そして住民の方の意見、あるいは了解、そういうものも得ながらやらなきゃいけない。その中で、現在下田の場合、特に防災を今まで何もやってこなかったというわけではありません。防潮堤もありますし護岸の整備もあります。そういうものを考えますと、現在あるものをいかに補強していくか、強化していくかというのが、ある面最優先かなというふう

には思います。そういう中で新しいものが必要であるならば、それをどのように取り扱うかというようなことになろうかというふうに思います。

また、ハードのものばかりに特化していきますが、やはりその避難路・避難所を整備しても、避難をされる方がきっとそのものを理解をし、利用していただくような、そういう環境ができませんと宝の持ち腐れにもなりますので、そういう意味でハードの整備とともに、それ以上にソフトの整備をきっかけとして、まずは避難をしていく、あるいは耐震化の重要性を認識していただいて、自分たちのできるものをまずしっかりと整備をし、そして、公的な形でフォローしなきゃならないことは一生懸命させていただくというようなことが防災の基本かなというふうに思っておりますので、また、ここは地域性も加味して順次考えていただけるものと思っております。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 地域の公共交通のあり方につきまして、ご指摘のとおり、事業者企業努力だけに依存することでは事態の改善はできないというふうに考えております。何よりも、まず利用者をどのように増やしていく方策があるのかというところが非常にポイントとなってまいりますので、下田市では今年の広報「しもだ」の4月号で「みんなで“創り・守り・育てる”公共交通」という、そういった特集の記事を掲載いたしまして、できるだけ路線バスを利用してくださいと、この例えれば自主運行バスについては、これだけの赤字補填をしているんですよと、そういう実情を訴えて利用を増やしていくような方策もとっております。

利用者増の問題とともに、公共交通を利用するニーズの多様化にどう対応していくかということでございますけれども、もう各自治体の中では、先ほどお話の出ましたとおり、デマンドタクシーとか、あるいはデマンドバス、あるいはコミュニティーバスとか、さまざまな方策を講じながら対応を考えております。県内におきましても、特に有名なのは富士宮市の「宮タク」ですね。あるいは磐田でもそうですし、富士でも、先日の静岡新聞にも紹介されておりましたけれども、デマンドタクシー出発ということで旧吉原地区の住民を対象とした限定的な乗り合いを検討しているというところでございます。

こういったさまざまなメニューをつくっていくためには、法定のやはり協議会が必要になるということでございまして、それについては先ほど申し上げましたように、地域公共交通会議を立ち上げていくことが一番の近道ではないかというふうに考えております。しかしながら

がら、その前に、じゃ、市として公共交通をどう考えているのかというところも必要になってまいりますので、基本計画をこれからどうつくっていくのかというところも課題になってくると思います。アンケート、住民アンケートをどう実施していくのかということも一つの課題ではないかと考えております。

この住民アンケートにつきましては、現在、先ほどのお話に出ました下田駅須崎線、あるいは大賀茂のバス路線、こういったものについて現況を訴えて、住民の方々にどのような今後のあり方が必要なのかというところを、現状と課題を含めてアンケートをとる今、準備を進めさせていただいております。こういったものを参考にしながら、今後、公共交通のあり方について下田市としてもっと具体的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 公共交通については、副市長自ら一生懸命取り組んでいくという回答をいただいたと思いますので、ご奮闘をいただきたいというぐあいに思います。

それから、防災の点につきましては、何か特別なことというよりも現状の中で橋の耐震化であるとか、既に生活上で進めなければならないことがいっぱいあるわけで、それをぜひとも県の補助金や県の指導もいただいて、早急に改善されるような努力をしていただきたいと要望をしたいと思います。

それから、質問とはちょっと外れますが、先ほどの大伴産業の過剰搬入の産廃の撤去について、全協等で大川さんや私の指摘を受け入れていただいて申し入れをしていただいたと、大変評価をしたいと思うわけであります。それは当局は当局でやっていただく。議会は議会として、どういう対応を迫っていくのかということが当市議会として、議員としての対応ではないかと思うわけであります。

そして、この経過の中で私がこの思い出しますのは、県はこの大伴産業は細窪というところに用地を設けて、そこに新たな処分場をつくろうとしていたわけであります。これに住民や当時の市長は大反対、だめだと、そして、そこに1万2,000立米からのものを隣の細窪に持つていけばそれでいいんだと、これで済まそうとしたのが県の姿勢なんです。21万立米もの過剰なものがあるにもかかわらず、そのうち産廃は6万立米足らずだと、一緒くたに覆土して、ぐちゃぐちゃにしているものは21万立米もあるわけです。そのうち産廃だけ選び出すなんてことはできないにもかかわらず、県は6万足らずを処分すればいいんだと、こういうことでやってきたんです。全くその実態を見ると県の対応について信用できないと、こうい

う思いでいるわけなんです。

○議長（土屋 忍君） 通告外の内容ですので控えてください。

○7番（沢登英信君） ですから、その点でどのような、文書申し入れをしたのであれば、ぜひ当議会にも参考としてその文書申し入れをご提示いただきたいと、こういうぐあいに思います。そういう事情をぜひとも市長にも理解いただいて、きっちり県と対応していただけたい、その対応をしていただいたということで大変評価をさせていただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） よろしいですね。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） 通告外ですので答弁はできません。

これをもって、7番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時44分休憩

---

午後 4時54分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次は、質問順位4番。1、静岡県第4次地震被害想定について。2、急傾斜地対策と避難所について。3、下田地方合同庁舎（法務局）等を避難ビルにすることについて。

以上3件について、4番 土屋雄二君。

[4番 土屋雄二君登壇]

○4番（土屋雄二君） 新和会の土屋雄二です。

議長の通告に従い一般質問を行います。

静岡県第4次地震被害想定について。

静岡県では、6月27日、今後の地震・津波対策の基礎資料として利用する第4次地震被害想定を公表いたしました。

相模トラフ沿いの地震による伊豆地区の最大津波は下田が10メートル。駿河トラフ・南海トラフ沿いの地震・津波による最大死者数は下田市は約5,100人、最大全壊・焼失棟数約3,700棟、大きな被害想定として発表されました。ここで被害想定の数字はどのような方法により算出されたのか、また、その根拠についてお伺いいたします。

また、どこの地域で、どのような被害が想定されるのかもお伺いいたします。

レベル2とは、発生頻度は千年から数千年に一度と極めて低いが、莫大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波だということです。

6月議会の一般質問のときには第4次地震被害想定が出る前でしたので、関連した質問をさせていただきます。

市内で5,100人の人たちが死亡するということは、人口2万4,161人（11月1日現在）の約5人に1人が死亡するということです。

不法係留の廃船は、橋を壊し、建物を壊し、人命を奪うという質問に対し、市長の答弁は、不法係留や廃船放置は景観として大きなマイナスであります。それ以上に津波や台風襲来時、それらを巻き込むことにより、大きな破壊力を持つと想像されます。そのような観点から、なるべく早く排除し、そのようなことが起きないよう予防処置も考えなければなりません。管理者であります県担当にはしっかりと要望しておきますが、なかなか効果的な対応が見えてこない状況もあります。

課長の答弁は、個々の廃船に警告書の張り紙をし、周囲に看板を設置等、啓発活動を行っています。賀茂地域水域利用推進調整会議の下田部会の中で、不法係留廃船処理とともに協議をさせていただいておりますが、現状としましては、よい方法がないのが状況であります。管理者である県や関係団体との協議を進めてまいりたいと考えておりますとの答弁をいただきました。

県の第4次地震被害想定を受けてから、下田市として、管理者である静岡県とどのような協議を何回行い、どのような結論が得られたのかお伺いいたします。

下田市としては、今後どのような方法をとり、今後どのような対策を進めていくのかお伺いいたします。

9月17日の新聞紙上の発表で、予想される南海トラフ大地震に備え、死者の収容、検案（死因の特定）の手順を定める遺体処理計画について、県内35市町中4市町が未作成、遺体安置所を設置する建物を確保できていないことが、静岡新聞の聞き取り調査でわかったとのことです。

伊豆地区3市町は、いずれも4次想定で中心部が津波により浸水される一方、高台も重要施設は避難所など別の用途が決まっている。仮設テントも検討されているが、1,000人単位の収容は見込めず、計画作成のめどが立っていない。

下田市死者数5,100人、松崎町死者数3,100人、西伊豆町死者数4,300人、いずれもが「使える公共施設がない」との報道がありましたが、現在はどのようにになっているのかお伺いい

いたします。

最大死者数、下田市5,100人、南伊豆町2,700人、河津町900人、東伊豆町800人の火葬についてお伺いいたします。

下田市の避難所の中心となる敷根の上下水道はどのように使用されるのかお伺いいたします。

自衛隊の救援ヘリやドクターヘリの発着の散水はどのように行う考えがあるのかお伺いいたします。

次に、急傾斜地対策と避難所について。

西本郷一丁目の急傾斜地の対策につき、一部工事の未完成部分についてどのように考えているのか。このような急傾斜地は未工事部分に重力が集中して、構造的に弱くなり危険が集中いたします。この部分だけ隣接所有者の合意が得られず、所有者の変更がなければ何ともならない、そのとき、他の関係者の同意を得ているので変更後に対処すると、前課長と話した記憶がありますが、この土地はその後、平成20年9月20日に売買により所有権移転登記がされていると思いますが、そのときの状況について説明をお願いいたします。

平成20年6月16日に隣接所有者の承諾書を添付して、3人で申請したことですが、市からは何の返事もなく、平成24年12月11日に課長補佐が顔を出したが、その後何の音信もなく、現在は30センチぐらいの落石が年中あり、地震が来たら大変なことになるのでは、早急に何とかしてほしい、恐怖の毎日だとのことです。当局の考えをお伺いいたします。

この地域では、五、六年前に宿泊施設の離れの部屋に外壁を破り、直径2メートルの落石がありました。その部屋には宿泊客が当日いなかつたため、大事故には至りませんでしたが、大変な出来事でした。また、この地域は住民も老人も多く、近くには大きなスーパーマーケットもあり、避難所も遠いため、のり面を利用した一時避難の可能な工法を考えていただきたいと思います。当局の考えをお伺いいたします。

私たち、総務文教委員会は三重県大紀町錦地区に、防災対策について（津波避難タワー等）と行政機関の高台整備についての視察の目的で視察を行ってきました。

平成25年度総務文教委員会視察報告書が議席配付されておりますので、写真も添付しておりますのでご覧ください。

錦地区では、終戦前の昭和19年12月に東南海地震で、地震と津波により64人の尊い命が奪われ、そのことを教訓として大紀町の当初予算の約1割を防災安全課に割り当てられているということでした。山側には避難所が31カ所あり、急傾斜対策事業補助金や治山事業補助制

度を活用し、避難路・避難所の整備については、地元負担金はなく、全額公費負担で行っていとのことでした。

⑥の写真をご覧ください。この避難所が西本郷一丁目にふさわしいと思いました。進入路が7カ所あり、建物が2棟、⑧のウェーブのついた滑らない手すりがつき、⑨と⑩の簡易トイレと自家発電設備は全ての避難所に設置されております。当局の考えをお伺いいたします。

町中は漁村の形態で細い道が多くありました。そこに津波避難タワーが2個あります。

⑤錦タワーは、平成9年10月に建設、5階建て、1階、消防倉庫と公衆トイレがあり、3階に防災資料館で収容人員は500人、このタワーの特徴は、昭和19年の災害のときに海から流れ来た船舶により、多くの人命や建物の財産が失われたため、被害を少なくするために丸いビルを建てたとのことです。

下田市でも一日も早く、稻生沢川河口と下田港の廃船・不法係留船を完全撤去することを強く感じました。当局の考えをお伺いいたします。

①の第2錦タワーは、7階建てで収容人員が500人で、1階に消防倉庫と公衆トイレ、屋上が展望台になっており、1階玄関近くに「命あればこそ 幸せも 笑顔も おとずれる」と三重県知事の石碑がありました。三重県初め、大紀町も錦地区の防災に全力で取り組み、人の命を1番に考えている姿に触れ、温かい気持ちになりました。

下田市は、避難路や避難所・避難タワーなどの対応について、基本的にどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、下田地方合同庁舎（法務局）等を避難ビルにすることについて。

下田地方合同庁舎は、西本郷二丁目になります、静岡地方法務局下田支局、清水税關支署下田監視署、環境省下田自然保護官事務所、三島労働基準監督署下田駐在事務所の入っている国の合同庁舎として建設され、鉄筋コンクリートづくり3階建て、陸屋根の建物で、非常階段が南側についていて、非常階段の入り口は西側にあり、鍵がかかっておりました。

私は、東日本大震災から半年くらい過ぎた、9月の末に法務局に支局長を訪ね、「この地域は住民が多く、昼には事務所の関係者も多く、老人も多いため、災害時にこの地域は5メートル近い津波が予想されており、避難所も遠いため、ぜひこの建物を避難ビルにしてほしい」とお願いをいたしました。支局長は、「私はよいことだと思うが、この建物は国の建物だから、今、返事はできないけれども、国に上げて私からもお願いしてみます」と、よい返事をいただきました。

災害は、いつ起きてもおかしくないと言われておりますが、「階段の入り口の鍵は何とか

ならないか」と聞くと、「地震が来たら駅の近くに住んでいるので私があけに来ます」とのことでした。

前市民課長に法務局の支局長に、避難ビルにとのお願いをしてきたから、下田市としてお願いに行くように伝えました。課長が行ったら、支局長には会えなかつたが、非常階段の入り口の鍵はあいていましたとの報告をもらいました。

支局長は次の年3月に転勤したため、連絡がとれませんでした。今年10月、屋上で工事をしているらしい人が見えたので、新支局長に聞くと、「避難ビルに決定して、屋上にフェンスがないので、国費により中部地方整備局が工事を行っており、11月末頃完成して、12月から避難ビルとして利用できる予定です」との返事をいただき、大変喜びました。

12月1日の防災訓練で屋上まで上り、100人ほど収容でき、ソーラーシステムがあり、多少の雨はしのげそうでした。

この付近は、下田高校の生徒や小中学生の通学路となっており、多くの学生が通学しております。市当局といたしましては、学校や住民に十分広報していただきたいと思います。

西本郷二丁目と東本郷一丁目と二丁目に鉄筋コンクリートづくり3階建ての建物があります。避難ビルになるか調査をして、可能ならお願いしていただきたいと思います。

東本郷二丁目の建物は知り合いの関係者に聞いたところ、屋上には行けるが耐震性についてはわからないとのことでした。東本郷一丁目の建物も知り合いの関係者に聞いたところ、屋上に行けるそうです。当局はよく調査をして、一人でも多くの人の命が助かるように、お願いできるものはお願いしていただきたいと思います。当局のお考えをお伺いいたします。

以上で私の趣旨質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、土屋雄二議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第4次地震被害想定についてのご質問にお答えをいたします。

被害想定の数字はどのような方法により算定されたのか、その根拠についてとのご質問でありますが、県の説明によりますと、まず、建物の被害想定を行うのに当たっては、各市町の町、これは何々市の後につく町というところの地名ですが、あるいは一丁目、二丁目の丁という、また字、これらの別の建物棟数を把握する必要があり、各市町の固定資産課税台帳から収集したデータと非課税建物データから構造、年代、階数、用途別の建物棟数のファイルを作成をし、一定の算出法で、全壊、半壊に該当する建物被害棟数を算出し、また、死者

数につきましては、津波浸水域における滞留者のうち、津波が到達する時間、浸水深30センチ以上ということですが、までに避難が完了できなかつた者を津波に巻き込まれた者とし、そこでの浸水深をもとに死亡か負傷かを判定し、また、浸水域内における地震動による建物倒壊に伴う死者につきましては、建物倒壊による死者としてカウントするなどして、被害想定を算出したということあります。

また次に、被害想定の根拠につきましては、東日本大震災などを初めとする第3次被害想定以降に発生した地震・津波災害が残した教訓や蓄積された科学的知見をできる限り反映するよう努めつつ、想定したとの説明であります。

このような根拠のもとに出されました被害想定や、その対応につきましてご指摘の件につきましては、担当よりお答えをさせていただきます。

続きまして、ご指摘の西本郷地区の急傾斜対策の状況につきましては、担当よりお答えをさせていただきます。

総務文教委員会視察報告書を配付いただきまして、まことにありがとうございます。また、ただいま詳しくご説明をいただきまして、まことにありがとうございます。土屋議員初め、委員会の皆様には遠方へ視察研修に出向いていただきまして、本当にありがとうございます。「百聞は一見にしかず」と言いますが、防災先進地での視察が、この下田のまちに生かされますことを期待するところでありますし、また、行政としましても、皆様の声に応えますよう、しっかりとやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

避難路や避難所・避難タワーなどの対応についてどのように考えているかとの質問であります。このまちの防災対策にとりまして、避難路・避難場所の確保、整備は重要なことであり、また、まず第一に対応しなければならないものであると考えております。東海地震想定の中でTOUKAI-0という推進の中、耐震化の整備は順次進められていると認識しておりますが、津波対策、津波からの避難対応は若干今まで遅れているのではないかと認めざるを得ないところがあります。今までの経緯は経緯として、遅れた分、これからスピード感を持った整備をしていかなければならぬと考えております。視察されました大紀町は津波防災の先進地でありますが、時間をかけながら確実に進められてきたとお聞きしております。このような先進地の事例を参考にしながら整備を進めていきたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当課よりお答えをいたします。

続きまして、下田地方合同庁舎（法務局）の避難ビルとしての使用につきましては、去る11月28日、津波災害または水害時における緊急避難施設としての使用に関する協定として、

協定書の締結をさせていただきました。

以前より西本郷地区の皆様より同地区に位置します下田地方合同庁舎の津波避難ビルとしての指定を強く要望いただいております。管理官署であります静岡地方法務局に協力のお願いをいたしておりましたが、安全管理の整備が不十分であるため、その整備を待つてという状況がありました。このたび官庁施設の津波対策、地域住民への避難ビル使用を推進しております、国土交通省中部整備局のご尽力によりまして、津波避難ビルとして、より安全に使用できるよう整備していただきました。その結果、地域住民の皆様の津波避難ビルとしての使用をさせていただけたこととなりました。まことにありたがいことであります。

先日の避難訓練におきまして、西本郷区の皆様に避難の体験をしていただきました。案内看板等、不備なところもありますので、追って整備をし、周知していく予定であります。

下田市において津波避難ビルに値する建物が少ないので現状であります。高齢者、幼児、避難要支援者等の皆様の避難を確実にするためには、避難ビルの数を増やしていくかなければなりません。議員からご紹介いただきました建物がそれに値するのか、どのような整備が必要か等につきましては、調査し、避難ビルを増やしていく努力をしなければならないと考えております。

詳細につきましては、担当より説明をさせていただきます。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、土屋雄二議員の静岡県の第4次地震被害想定にかかる数々の項目について、順番に答弁をさせていただきます。

まず、被害想定の数字はどのような方法により算出されたものかというようなご質問です。これ県に問い合わせをしておりますけれども、その中でどのような被害が想定されているかということがあわせてのお話です。

失礼しました。どこの地域で、どのような被害が想定されているかという部分でござりますので、先ほど市長が前段の部分は答弁をしてございます。私のほうは、県は第4次地震被害想定第1次報告を公表し、最悪の場合、全県の死者数は10万5,000人に上ると推計してございます。そのうち下田市では人的被害で死者5,100人、建物被害で全壊・焼失棟数3,700棟と推計をしております。町丁字別の被害想定につきましては、残念ながら、まだ数字が示されていない実情でございます。今後、県から推計結果が公表されましたらお知らせしたいと考えております。

次に、死者数5,100人の遺体の収容先として使える施設がないとの報道がありましたと、現在どのようにになっているのかというような視点でのお伺いでございますが、被災遺体の取り扱いにつきましては、大規模災害において避けては通れない問題でございます。今回、後回しにされてしまう傾向があります、避難所や防災備蓄倉庫と違い、前もって施設を整備するということも難しい状況です。現在そういう状況ということでございまして、まだ検討中であり、具体的には何も定まっていない実情にあります。その中でも死者が5,000人を超える災害を想定した場合、津波浸水域等を十分考慮し、その中で限られた公共施設を有効に使用していかなければならぬと考えてございます。東西中地区より山側のほうを想定せざるを得ないのかなと、現有の施設では、そのような考え方を担当課のほうとしては持っております。

次に、最大死者、下田市5,100人、南伊豆町2,700人、河津町900人、東伊豆町800人の火葬についてのお伺いでございますが、東日本大震災において、津波等による多数の死者の発生や火葬場の被災等により、地元市町村だけでは十分な火葬を実施することができなくなりました。そこで、やむおうなく市町村の枠を超え、県内の他地域や県外の応援、協力のもとに遺体を搬送して火葬を行う広域火葬が実施をされ、その重要性が認識をされております。

下田市においても、想定されるレベル2クラスの巨大地震・大津波が発生した場合、現在の施設のみで対応することはできないのは明らかなことでございます。このたび、静岡県で平成19年4月に策定した静岡県広域火葬計画に基づき、この11月に広域火葬運用指針が新たに第4次地震被害想定を踏まえまして指針が策定をされました。この中において被災市町のみで対応し切れない場合には、段階に分け、賀茂方面本部圏域内、静岡県本部圏域内、他の都道府県、また国に対する要請、支援について定められておりますので、本計画同指針に基づき、広域火葬を実施していくことになると考えております。また、来年度、静岡県の防災訓練、下田賀茂会場の中でも、この死体の収容等が訓練メニューに入っておりますので、また、それらについても十分に賀茂危機管理局と調整して、訓練が少しでもイメージにつながるようなものに努力したいと考えております。

次に、自衛隊の救援ヘリやドクターへリの発着の給水はどのように行うように考えているのかということで、ドクターへリ等の離着陸の運用についてでございますが、人及び物に対して危害や損傷を防ぐためではなく、機体への損傷も防ぐ必要があることから、砂ぼこりが舞い上がらないようにするなど、散水対策が必要となっております。現在も実施をして離着陸をしております。

災害時の断水で水の確保ができないような場合の対応及び着陸場所等について、今後これらにつきましては消防機関などと協力をして対策を講じていきたいと考えております。必要な水につきましては、現在の消防ポンプ車1台では1.5トンでは間に合わないということも消防本部のほうから聞いている実情でございます。今後、関係機関と対策については検討してまいる所存です。

次に、急傾斜地対策と避難所の関係でございます。

委員会で視察に行ってこれられました大紀町のお話の関係を含めた考え方でのご質問でございますが、避難所の位置につきましては、浸水区域外というのが大原則でございます。また、避難者が避難生活をする上では広いスペースを確保しなければなりません。西本郷区につきましては、同区と敷根を結ぶ避難路を今年度整備し、高台にある避難場所まで、いわゆる敷根公園まで避難ができるように避難路を整備いたしました。また、同地区では先ほどからお話の出てございます下田市の中にあります地方合同庁舎の屋上を津波・水害時に緊急避難施設として使用する協定を結び、屋上を災害時の緊急避難場所として使えるよう整備したところでございます。

こうしたことを踏まえまして、同地区の避難場所については現時点では高台である下田中学校を考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

今後、避難場所等につきましても、26年度に取り組みます避難計画の中では、もう一度検証をすることになろうかと思います。ご理解願いたいと思います。

次に、避難路や避難場所・津波タワーなどの対応について、基本的な考え方はどうなものでしようかというご質問でございます。

一般論ですけれども、避難路につきましては、避難目標地点まで最も短時間で到達できる経路を指定、設定するが、安全性の高い経路を定めることが一番重要であると考えます。また、家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難路・避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路線等が確保されていることも考慮していくかなければならないとされております。避難路には避難路であることや避難地の方向の標示を各所に行い、避難所への速やかな誘導ができるようにする。近年では、東日本大震災を踏まえまして、夜間の避難に備え、道路照明の整備も必要であるということで、これについても取り組んでいかなければならぬと考えております。

避難所につきましては、現在、小中学校が主な避難所となっており、避難生活をする上の設備等に関しましては、十分な整備がされていないのが現状でございます。避難所に整備

すべき設備につきましては、高齢者や障害者等の災害時要援護者への対応を考慮の上、整備することも必要なことでございます。避難者に対しまして良好な生活環境を提供できるよう、必要な設備につきましては今後整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、津波避難タワーの考えでございますが、いろいろな問題があり、津波による漂流物が避難タワーの柱にひっかかり、避難タワー自体が転倒、倒壊する危険があるとの実験結果も出ており、先ほど述べましたとおり、東日本大震災による津波によって、それまで津波に對しては十分な強度を誇るとされていたRCづくりの建物が津波により、いわゆる引き波によりまして倒壊していることも事実でございますので、避難タワーの強度についての再検証も今後考慮していかなくてはならないとされております。

一方、避難タワーの平常時の活用の問題も出てくると考えております。避難タワーは平常時には利用できないよう階段前にドアが設置されており施錠されているなど、避難訓練を含めた平常時の利活用及び維持管理の方法についても、今後検討していくべきであるとの記述もございます。

しかしながら、避難困難地域において避難タワーの存在なくして津波から身を守ることはできないことは明白であると考えております。

次に、法務局の先日結びました協定の関連でございますが、当局として住民に十分な広報をしていただきたいというお話でございます。

これにつきましては、報道関係者にも周知をお願いし、さらに本市の広報「しもだ」、あるいは防災だよりにも記載してPRに努めます。また、地域住民への広報にも努めることにいたします。

議員ご指摘の稻生沢小学校、また中学校、あるいは下田高校への子供たちにつきましても、それぞれの学校を交えまして防災対策の連絡会合をひいておりますので、そういう席で周知をします。また、何よりも早急な周知が必要でございますので、今月中に学校訪問して周知を図りたいと考えております。

次に、西本郷二丁目、それから、東本郷一丁目と二丁目に鉄筋コンクリートづくり3階建ての建物があると、これについて避難ビルの調査をというご質問でございます。

ご存じのように、津波避難ビルの設定基準につきましては、まず、鉄筋コンクリートづくりまたは鉄骨鉄筋コンクリートづくりの地上3階以上の建物であり、新耐震設計基準に適合し、または耐震診断により耐震性を有しているものを原則としております。

今後、3つの建物につきましては津波避難ビルの要件に当てはまるのかどうかを確認し、

基準に適合しておれば所有者と使用に関する協定を交わすなど、適切な対応をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） それでは、第4次地震被害想定についての中で、不法係留・廃船対策についてお答えさせていただきます。

稻生沢川河口の港湾区域の両岸において廃船となる船が目立ち、津波時には町内への流入が想定されます。津波とともに漂流物や漂流船が押し寄せることは、議員ご指摘のとおり破壊力を増すものということとなっております。

現在この協議の場となる賀茂地域水域利用推進調整会議につきましては、開かれていない状況にあります。しかしながら、第4次被害想定発表以降、静岡県交通基盤部長と市長との会談の中で不法係留や廃船についての積極的に取り組む考え方が交通基盤部長より示されたということです。また、本年度は5月に1隻の廃船処理が下田土木により行われました。

今後の対策につきましては、不法係留と廃船につきましては所有者に自主撤去を促し、張り紙や啓蒙看板の設置、また、先ほど申しました水域利用調整会議等々によりまして対策を構築していくことを考えております。また、県、伊豆漁協、海上保安部等の連携も強めまして、河川や港湾の管理者であります県のほうへ要望を引き続き行っていきたいと考えております。

続きまして、急傾斜地対策と避難所につきまして、西本郷一丁目の急傾斜地対策についてお答えさせていただきます。

この区間の急傾斜地対策事業は、一部地権者より長年同意が得られなかつたため事業が実施されていない状況にあります。平成20年6月16日に受益者となります3名の方の事業要望書が提出されましたが、当該地権者の承諾はいただいておりませんでした。市では所有者から承諾をいただくことと、それから、この事業に関しましては負担が発生しますので、住民と地権者でしっかりと協議をしてもらうように依頼をしております。

その後、平成20年9月に売買による所有権移転がされています。この状況についての説明ということでありますが、市では、そのときの状況及び地権者の変更については、この時点では把握しておりませんでした。平成24年12月に市の職員が現地に来た以降の対応ということですが、それ以降、下田土木事務所と事業の要望についての協議をしております。

この箇所は追加指定ということもありまして、事業採択の基準等、通常と異なる要望でよいのかどうなのかということを含めまして、現在その申請について調査をしておりまして、受益件数の問題等がなければ事業申請の作業に入りたいという回答を下田土木よりいただいております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） 静岡県第4次地震被害想定についてのご質問の中で、下田市の避難所の中心となる敷根の上下水道はどのように使用されるのかということでございますが、上水道につきましては避難所の中心となる敷根地区の上水道につきましては、敷根地区への送水経路は浄水場から下田配水池経由で敷根ポンプ場を経て敷根配水池まで送水いたします。敷根配水池より自然流化で敷根地区へ送水されることになります。発災直後は下田配水池と敷根配水池では、緊急遮断弁が作動し、配水が一時停止状態となります。その後、配水管路の被災状況によっては、直ちに避難所までの配水ができなくなることが想定されます。管路が復旧するまでは応急処置として備蓄の飲料水や給水車等による運搬の水で水を確保していくこととなります。

また、災害時には敷根配水池には750トンの水が確保できます。敷根配水池から避難所までは約500メートルの距離で比較的短く、配水管は耐震性のある管種、それから、埋設されている道路も液状化の心配等がないところですので、災害時には管路の安全確認、復旧に努めることによって避難所までのルートを早期に確保できるものと考えております。

下水道につきましては、災害時に管渠や処理施設が被災し、長時間機能停止となった場合は、回復までの緊急処置として汚水排除のためのバキューム車、仮設ポンプ、仮設配管、仮設沈殿池設置などによる対応を考えています。

避難所において公共下水道が使用できない期間は、やはり仮設トイレ等の対応が必要と考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 土屋雄二君。

○4番（土屋雄二君） 順番がちょっと前後して申しわけないですけれども、この間、12月1日の防災訓練のときに、森県議に会いまして「稻生沢川河口や下田港の廃船と不法係留船が津波でまちに入ると多くの人の人命と財産に被害が出るので、県で対処してほしい」と言ったら、私の聞き違いかどうかわかんないですけれども、東急建設の開発した工法なら船はま

ちに入らず、ふだんは歩道にも利用できる施設ができたと、建設課なら知っているだろうということなんですかとも、建設課わかりますか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） ただいまの施設については、建設課、私としては存じませんが、漂流対策としましては、幾つかというか、1件、ちょっと調べたものがあります。この施設は東急建設のものと同じかどうかわかりませんが、漂流物のバリアとしまして、鉄の柱ないしはコンクリートの柱を立てまして、そこをロープを渡す。それに漂流物をひっかけて、それより中に入れないと、または流出させないような形のものが現在、高知県の須崎市並びに北海道の釧路のほうで設置されているということでして、それは通称、津波スクリーンという形で、そのようなものが設置されているということは調べてみました。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 土屋雄二君。

○4番（土屋雄二君） その津波スクリーンですね、それは下田市にも対応できそうです。私はインターネットで調べたんだけれども、東急建設というのは出てこなかったんです。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） この津波バリアに関しましては既に実績がありますので、対応は可能だと思いますが、事業主体がどちらになるかという問題はあります。県の河川管理、港湾管理のほうで採択していただけるのか、また、ほかにも考えがあるのか、いろいろ方法はあると思いますので、そのような対策も考えられるということでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 土屋雄二君。

○市長（楠山俊介君） 市長と課長と一生懸命、この対策ができるのかどうか協議して、県に要望してください。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 今、土屋雄二議員のご提案ですが、私も森県議からお話を聞いております。私も実際のものは見たわけじゃないんですけども、森県議からの説明ですが、例えばこういうものを、それが5メートルなのか10メートルなのかあれですが、これをこういうふうに護岸のところへ、例えば大川端のところにずっと、それがモニュメントになるのか電柱になるのか、日頃はそういうふうに使って、それがあることによって船がそこでとまる、要するに流れてきたもの、そうすると、それがどんどん続いて、ある面で人工的な波をとめ

るものにも二次的にはなるだろうというようなことで、こういうアイデアがあるんだということでお聞きしました。

ただ、いろいろ県の方たちにもちょっとそんなアイデアを話しますと、もともとのこの設置するところが弱くて、それをつくってもそのまま下のほうが壊れるんじゃないかということで、先ほど沢登議員の話もありましたけれども、今あるものを、まずきちっと補強して、それをつくってからそういうものを設置しないとできないんじゃないのかなというようなことを言っておりましたけれども、それをどの場所に、どういうふうにつけたらどうなのかというところまで、その県の方と話してはいませんけれども、そういうアイデアを聞いて、下田でそういうことが可能なアイデアであろうとは考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 土屋雄二君。

○4番（土屋雄二君） 先ほど広域火葬を行うんだということですが、広域がかなり広い地域にならないと可能性がないということで、伊東市でも2,800人、松崎町の火葬場で3,100人、西伊豆町で4,300人、これはきっと自衛隊か何かを頼んで、よその地区へ行くんじゃないかと想像されますが、質問ではいたしません。

それで、ヘリの発着場なんですけれども、上下水道で下水道は大もとが壊れちゃうから使用は不可能だというのを十分わかります。この上水道なんですけれども、今あるルートだと750トン貯蓄してあるよというんだけれども、前にごみ焼き場のところから山を通じて水を持ってきて流してきたことがあったでしょう、高馬のほうから。ああいうふうなルートでできですか、水を要するにあそこへ持っていく方法、そうすれば、いつもかなりの人数が、5人に4人が来るんですから、5人に1人死ぬから、そうすると、水というのはとても足りないと思うんですよ。そういうふうなことを今、返事しなくてもいいから考えておいてください。

それで、ヘリポートに水をまくというのは、自衛隊は今ああいう救援だとか、ああいうので来るのはダブルのヘリコプターで来ると、かなり大きいんですよね。そうすると、グラウンドあたりしか着陸できない、発着ができないんじゃないかと思う。そうすると、かなりの水が要って、また今の問題もそうなんですけれども、前には、前回のときには下田中学生が全国で3位になったからターダンのグラウンドにして、真ん中は芝生を張るなりということを言ったんだけれども、何かそんな発着場を考えてください。今日は遅いからあれですけれども。

それで、西本郷の例の未工事のところ、あそこは今度つくった、道をつくったというけれども、合同庁舎もかなり遠いんですよ。あの大紀町のさっき言った、あの写真を見てもらうと、市長、うらやましいなと思うでしょう。あれが200メートルぐらいにあるんですよ。だから、あそこも工事は絶対必要でしょう、崩れちゃうから。あそこのそのさっき言った⑥のそれがとても合うから、考えてください、即答はいいですから。

それで、さっきのそこの隣接所有者の承諾書を添付して3人で申請したという話を私は聞いたんですけども、もう一度そちらも確認してください。当人ちょっと入院しているもんでも、今度の日曜日に行って確認してきますから。

今度の議会に議案として課の設置条例の一部改正案が出ておりますが、地域防災課というのができると、きっとできるでしょう。そうしたら、さっき市長も言ったように「百聞は一見にしかず」で、2人ぐらいの職員を現地、東北地方の被災地へぜひ勉強に行かせてもらつて、さっきのいろいろな問題、防災・減災、それでその後の問題、避難ビルはないだろうけれども、そういう勉強をしてくるようにしてもらいたいと思います。要望します。それでは、終わります。

○議長（土屋 忍君） これをもって、4番 土屋雄二君の一般質問を終わります。

---

○議長（土屋 忍君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参考のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 5時52分散会